

331
a
60

世界經濟會議

日本外務會議編



始



△正誤表

七四頁、十三行

『四 對英並戰債處理協定の成立』中『並』の一字を削る。

『戰債賠償問題と國際經濟會議』の八七頁、三行中

……前財務官森賢吾、日銀名古屋支店長青木隆……

とある氏名の下に何れも『氏』を附しあるを校正の際誤脱したるに付その氏名の下に『氏』を附す。

七六頁第一表(甲)中

單位、ポンドはドルの誤植。

協定年月の次に各別一行を左の如く加ふ。

オーストリア、ベルギー、チエッコ、エストニア、フィンランド、

フランス、イギリス、ギリシア、ハンガリー、イタリア、ユーゴ

スラヴィア、ラトヴィア、リツアニア、ポーランド、ルーマニア。

一〇七頁、十二行、十三行、十四行

一〇八頁、一行、二行、三行、四行

ポンドは何れもポントの誤植に付訂正。

同頁五行

(五)『賣出されたポンドの賣上金』の次に『の分配』の三字を加ふ

日本外事協會編

世界經濟會議



1989

卷頭に

世界經濟會議が、何うなるか、或は何うにもならぬかは、今のところ云ひ難いとして、成否何れにもせよ、それが關係各國の、然して結局世界全體の生活を、立て直ほす爲めに、催はされるものであることに間違ひはない。世界が、現下あるが如き不況に喘ぐに至つたのは、云ふまでもなく、世界戦争を遠因とし、それが更に戦後盛行するに至れる民族主義、自給主義、高關稅、通商障碍等々によりて、拍車づけられたが爲めである。従つてこれ等根本的原因に向つて、銳利なるメスを加ふるものにあらざる限り、如何なる解決の手段も、畢竟皮相たることを免がれない。

世界の今一つの禍根は、歐洲が獨佛兩國の確執に胚胎する危機の上に、坐するところにある。その爲め政治的、延いて軍備上の安定を得難く、然してこの方面の不安定は、經濟、財政、産業方面の不安定に導びく。世界經濟會議は、斯くの如くにして、一面政治會議であり、同時に軍縮會議であり、従つてまた我が國としても、自然にこれが煽りを喰はざるを得ず、

罷り間違へば、異常なる壓迫を、蒙るやうなことになるぬとも限らぬ。これ等複雑なる相關関係を、立體的に讀者の前に展開し、以つて我が國の行くべき途を、的確に見定めしむるの材料を提供し得れば、本書編纂の目的は、すなはち到達せられたと云つて宜い。

一九三三年初夏

日本外事協會

本編中の志立鐵次郎氏の「世界經濟會議と日本」は Contemporary Japan, Vol. II, No. 1 より翻譯轉載せるもの、また土方成美博士の「世界經濟會議と世界經濟の動向」は國際評論第二卷第六號より轉載したるもの。

世界經濟會議 目次

世界經濟會議と世界經濟の動向

二つの運動——金本位の復活——新狀態への適合——ブロック經濟運動……………一

世界經濟會議と日本

會議の重要性——提出された問題——財政問題が根本——物價の低落——一時的現象のみ——保護關稅を廢せよ——眞の愛國心……………二五

世界恐慌と國際聯盟

世界恐慌と其伏因——中歐及東歐諸國の窮狀——國際聯盟財政委員會と時局對策——國際聯盟公債の不拂——世界經濟會議と國際聯盟……………三七

關稅障壁と通商障壁の撤廢

世界經濟會議の重要性——通商障壁撤廢と我國——幣制及爲替——撤廢の一般的原则——各國との協定の豫測……………三七

戦債賠償問題と国際經濟會議

戦債問題の推移と戦債處理協定——對獨賠償問題の經過とヘーグ協定——戦債賠償問題最近の情勢……………三

海軍縮小と日本の立場

海軍々備縮小の目的——國際海軍々備縮小の數例——國家間の疑惑と軍縮會議——軍備縮小問題解決の前提——日本の立場——結論……………二五

世界經濟會議の政治的意義

遅滞きながら覺る——英國機會を掴む——理由ある熱心——ドイツを授けて——軍縮會議の肩替り——所謂歐洲の危機——フランスは争ふ——四國協定案を葬る——我が國への影響……………三七

經濟會議史觀

世界經濟會議が開かれるまで

世界經濟の破壊——ブラッセル會議——一九二七年の會議——國際經濟會議の提唱——ローザンヌ會議の決議——準備委員會——ワシントン豫備會商——序曲『關稅休日』——日本の態度……………二五

戦債賠償問題發展史

平和條約賠償篇——スバア協定成立——ドイツの經濟恐慌とルール占領——ドーズ案の成立——ヘーグ會議とヤング案の成立——戦債問題と賠償問題の交錯——世界恐慌とフーヴァ・モラトリアム——英國の金融破局とドイツの緊急令——ローザンヌ協定……………一八七

一般軍備縮小問題の經過

緒言——大戰後の歐洲——軍縮の難點——各國の態度——軍縮會議の失敗——聯盟の軍縮委員會——平和議定書——海軍協定成立——不戰條約——一般軍縮會議準備——一九三二年の會議——英佛の提案——多難の會議……………二四一
日英米三國案の比較表……………二六
英國マクドナルド提案……………三〇

國際經濟會議の議題

(第一部) 緒言——會議の一般的プログラム——議題……………三五
(第二部) 議題に對する註釋——貨幣及信用政策——物價——資本移動の再開——國際貿易の制限——關稅及條約政策——生産及交易の組織化……………三五

世界經濟會議

世界經濟會議と世界經濟の動向

土方成美

(1)

一二つの運動

現在に於て破壊せられた世界經濟關係を、恢復せんとする運動は、大別して二つである。一つは、世界經濟關係を、大體に於て戦前の状態に復歸せしめんとするものであり、第二は、大戦前の世界經濟への復歸を、不可能であるとして、各國が、各々その國內に於て、乃至適當なるブロックを形成する事によつて、先づ部分々に於ける調和を恢復せんとする運動である。此二つは、一見相反した方向を辿つてゐるかに見える。

世界經濟會議と世界經濟の動向(二つの運動)

併し實は、此一見相反したと考へられる二つの運動は、調和し難いものではなく、否寧ろ、此二つの傾向を克服しながら、之を綜合する第三の傾向、即ちブロック經濟を單位とする、世界經濟關係の恢復こそ、今後の世界經濟の迎るべき方向ではないかと思ふ。

第一の傾向は、歐洲大戰直後の不景氣に於て、各國が先づ試みた方法である。第十九世紀から、二十世紀の初頭にかけて、やゝ週期的に歐米を襲つた恐慌は、事實、生産費の低下、緊縮政策による整理によつて、暫く時期を俟つてゐると、やがて、景氣の上昇を伴ふを常態とした。と云つても不景氣の時期は、相當に長く續いた事は事實である。普佛戰爭後の恐慌につゞく不景氣の如きは、約十九世紀の終まで存續してゐる。しかし、兎も角も、此不景氣も克服せられた。今回の歐洲大戰後、一二年の好景氣の後に到來した一九二〇年以來の、不景氣も、從來のそれと同じ緊縮政策によつて、克服せられるかに見えた。即ち、一九二四年乃至一九二九年は、各國が緊縮政策によつて、財政を整理し、物價を低落せしめて、漸次戦前の金本位へ復歸する努力を續けた時期である。

一九二五年イギリスは、金本位に復歸した。ドイツ賠償問題も、一時的解決を得て、外資輸入の援助によつて、復興に精進し、北米合衆國では、表面的に、未曾有の好景氣が到來すると云ふ狀況であつた。しかし、やがて此景氣恢復は、長續きのしない事が明になり、世界は單なる生産費の低下、緊縮政策による、戦前の世界經濟關係への、復歸の不可能を悟るやうになつた。實際單なる消極政策によつて、調和を恢復するべ

く、餘りにも、世界の政治經濟狀態の變動は、深刻であつた。

戦前の國際通商系統は、最早維持せられなくなつてゐる。さればと云つて、新しい國際通商系統は、成立してゐない。戦前に於ける技術と、經濟との關係も、急激に變化してゐる。蓋し、戦前に於ける技術の進歩は、著しいとは云へ、尙且つ、戦後に比して、其の進歩は、緩慢であつたと云へるであらう。加ふるに、労働組合運動の強化は、生産費の低減策としての、賃銀の低下を困難ならしめたために、企業家をして、機械による人間労働の排除に走らしめた。此事は、一方に失業者の洪水を現出したと共に、他面に於て生産せられた商品に對する、購買力の缺乏を惹起して、景氣下降の勢を一層甚しくすると云ふ結果に導いた。

かくの如く、一意緊縮政策によつて、戦前狀態への復歸に努力した國々も、他國の關稅の障壁に蓬着して、輸出促進の不可能を悟るに及んでは、勢ひ退いて自國市場を守らんとするに到るのが、當然の勢である。自國商品の輸出が、他國の關稅の障壁によつて、妨げられる一方に於て、自國市場は、若し之を關稅によつて防禦しなければならぬ。各國が、所謂自給政策、アウトアルキーに傾くのは、自らにして當然である。蓋し、戦後に於ても、歐洲大戰中に新に起つた産業を、維持せんと努力するのは、當然の事であり、此努力と、戦前の市場を、恢復せんとする努力とが相俟つて、勢ひ各國をして、自國市場防衛に赴かしめる。しかし、内國市場中心政策も、相當なる範圍、乃至領域に於てはなければ、到底實行することが出来ない。

加ふるに歐洲大戰によつて輸入、乃至販路の杜絶によつて、困難をなめた諸國は、他國の市場に、餘りにも依頼し過ぎる事の、危険を悟るに到つた。工業國に於ける、農業復興の氣運、商業國に於ける、工業恢復氣運(イギリス)を擡頭せしめた。即ち工業國としてのみ立つ、乃至商業國としてのみ立つ事の、危険を感ずる傾向が強くなつた事は、是亦アウタルキー運動を、促進する所以である。ロシアは、先づ世界經濟から隔離して、計畫經濟に精進しつゝある。イタリーはムッソリニの下に統制經濟を實行して、或程度まで自給政策に依らんとする。ドイツも、亦今や統制經濟に進まんとしてゐる。しかしアウタルキー運動は、ロシアの如き廣漠たる領土と、豊富なる資源を擁してゐない限り、一國のみでその實現は、前述の如く困難である。工業國は農業國と結んで、アウタルキーの實現を企圖せんとする、大英帝國會議、ダニユーブ農業ブロック、或は獨、墳、伊の接近等、皆此運動のあらはれに外ならぬ。

かくの如きブロック經濟の運動にして、今現に行はれつゝあるものが、終局に於て、世界經濟關係を安定せしめるブロックであるかどうかは、問題である。しかし、かくの如きブロック運動を離れて、一躍、個人が世界經濟の一構員となる如き、コスモポリタンの世界經濟の成立が、一つのユートピアたる事は、何人も否定し得ない所であらうから、目下の所として、世界經濟の恢復を考へる各國の指導者としては、徒らに目前の一次的經濟關係復活に焦心すべきではなく、ブロック經濟運動の沮止を考へるべきではなく、空想的、一面的な自由貿易を主張すべきでなく、何が最も合理的なブロックであるかを考察して、之が實現に協力する事を、目標とすべきであらう。

二 金本位の復活

以上を前提として、今次の、世界經濟會議の豫備會商に於て、問題となり相である諸問題を、簡單に考察しよう。蓋し、之によつて目前の諸問題の解決が、如何に、根本問題の解決に繋つてゐるかを、知る事が出来る。

其の一つは、云ふまでもなく金本位制の問題である。今や世界の多くの諸國が、金本位制を停止して居り、此等の國の貨幣の、對外價值は下落し、且つ不安定である。一方金本位制を維持する國の貨幣は、その對外價值は安定してゐるが、金本位停止國の、貨幣の價值の下落によつて、絶えず貿易上不利の地位に立つ。遂に豊富なる金保有國たる、北米合衆國の如きも、金本位停止の必要に迫られるに到つた。此の如く『金』と云ふ國際決済手段が、諸國間に移動を停止してゐる事は、國際取引に於て、極めて不便なる事に相違ない。今次の會議に於て、此不便を除却せんがために、諸國の金本位制への復歸が、問題になるであらう。現在、金本位を停止してゐる國の爲替相場は、既に法定平價よりも、何分か下落してゐる、そこで今此等の國が、金本位制度に復歸するには、或程度まで、平價切下げを行はなければならない事は、云ふまでもなからう。蓋し、過去に於て、戦前の平價に復歸して、急に國內物價を下落せしめ、國內の産業に大打撃を與へ

た、イギリス、日本の例を顧るとき、何人も再び急激なる爲替平價への復歸政策の愚を繰返さないであらう。そこで、今金本位に復歸し得、又復歸せんとする國があつても、如何なる程度に於て平價を切り下げるかが、具體問題としては、困難な問題である。かりに、英、米が金本位に復歸するとして、ドルとポンドとの比率の決定が、困難な問題である。イギリスが最近爲替平衡資金を増加して、此問題に備へてゐるのを見ても、如何に此問題の解決が、困難であるかゝわかる。今、此等の問題が如何に解決せられるかは、政治問題であつて、門外漢の豫測を許さぬ。

しかし、英、米、佛三國の間に、かりに金本位復歸の協定が出来たとしても、我が日本として、直ちに之に追隨し得ざる事は、云ふまでもないであらう。

我國が平價切下げを行つて、金解禁を實行するためには、北米合衆國等に、クレジットを設定しなければならぬ。しかも、世界經濟關係が、根本的に安定し、資本の移動の自由が恢復しない時に際して、かくの如き事を行つて、何程の利益が存在するであらうか。金本位を恢復するために、クレジットを設定した國に對する、政治的な隷屬状態を齎す事は、疑ふ事が出来ない。一時的に、貿易關係の安定は得られるであらうけれども、根本的な貿易關係の安定は、世界經濟の安定を俟つて、始めて可能であり、クレジットの設定につぐに設定をもつてして、漸やく支へ得る金本位制は、絶えずクレジットを設定したる國の態度によつて、不安に脅かされるを免れないであらう。又果して、我國の金本位維持のために、自由にクレジットの設定に

應じて呉れる國があるか。若し、かくの如き國が存在するならば、我國は昭和六年に於て、金本位の停止をなさずして濟んだ筈である。金本位恢復の根本的條件である、資金移動の自由、貿易關係の安定を忘れて、徒に金本位復歸に焦慮する事は、とるべき政策ではなからう。

然らば、目前の問題は別として、世界の諸國は、何時かは金本位に復歸するであらうか。貿易關係が安定し、資金の國際間に於ける移動が自由になる日に於て、何等かの共通の支拂決済手段を持つてゐる事は、各國にとつて便利な事に相違ない。従つて、かゝる時期が来れば、各國は、恐らく對外的には、金本位に復歸するであらう。即ち外國に對する支拂の必要上、金を欲するものには、一定の比率をもつて、内國通貨に對して金を引換へると云ふ制度を、恢復するであらう。しかし、恐らく、歐洲大戰前のやうに、あらゆる内國市場の狀況、内國物價状態を犠牲にしてまでも、金本位を維持すると云ふ努力は、なさないであらう。換言すれば、何時でも内國市場の狀況如何によつても、金本位を廢棄する用意を、持つてゐるであらう。蓋し、歐洲大戰前に於て、主要工業國が金本位を維持するがためには、内國物價状態を、或程度まで犠牲にする事を辭さなかつた所以は、此等の國、殊に英、獨等が貿易をもつて、最大の關心事となしたゝめである。然るに、今や世界經濟は、茲當分の間、少くとも自國市場を重點として、動くと思はれる。かくして如何なる犠牲を内國市場、内國産業に課してまでも、金本位を維持すると云ふ努力は、なさないであらう。金本位制が、國際間に復活するためには、何を措いても、國際間に資本移動の自由が、恢復しなければな

らない。今や、國際間の信用は杜絶し、たゞ／＼與へられる短期の信用も、債務國に政治經濟不安があると見られるや、直ちに回収せられる。資本主義經濟社會に於て、不文の道德律であつた、金融不安狀態に於ては、債權の取立を抑制して、寧ろ、潤澤に資金を供給すべきであるとの不文律は、破られるに到つた。金融不安と見るや、直ちに容赦なく債權を取立てる事が、國際間に行はれる。又かくの如き、國際間に於ける資本移動の自由が、失はれるに到つた事に就ては、イギリスの金融市場の中心たる地位が、失はれたによるどころも大である。イギリスは、ビールの穀物條例廢止以來、國內に於ける農業の維持を抛棄して、一意商工業國へと進展した。その結果は、貿易の利益、海外投資の利益を、最大の關心事となして、海外放資に極めて熱心であり、且つ之に關する傳統と經驗を持つ國である。然るに歐洲大戰は、此イギリスの金融上の覇權を失墜せしめ、しかも、之に代る金融上の中心を作らなかつた。北米合衆國は、歐洲大戰中に於て、債務國たる地位から、債權國たる地位に推移した。しかし、その銀行は海外放資に就て、充分なる組織と經驗とを持たない。銀行の外國業務は、最近著しく増加したと云はれるが、經驗淺い國として、國內の金融が逼迫するや、海外に於ける短期投資を容赦なく引き上げた。フランスに至つては、その國民性が保守的であり、確實なる外國債等を除いて、之に放資することを好まない。到底、往年のイギリスの地位に、代り得るものではない。

以上の如く、資本の國際間に於ける移動が停止し、金融市場の中心が失はれてゐる際、金融上の國際協力

は、徒らなる空名であつて、其の實が伴はない。バーゼルに於ける國際決済銀行の状態を見れば、金融に於ける國際的協力が、如何に空名であるかを知る事が出来るであらう。國際間に於ける不信は、何に基くかと云へば、要するに世界經濟關係が、安定しない事に基く。然らば、世界經濟關係の安定は、如何にして求め得られるか。世界經濟關係の戰前狀態への復歸を、意圖すべきであらうか、否、かくの如き戰前の世界經濟關係への、復歸の不可能なる事は、既に立證せられたと稱すべきであらう。戰前に於ける農業國にして、工業を起したものが少くない。戰前のイギリスの金融中心たる地位は、根本的に顛覆した。かくの如き幾多の前提條件が失はれてゐるに際して、戰前狀態への復歸を夢見る事は、徒らに、世界經濟の混亂を増すのみであると思ふ。

三 新狀態への適合

世界經濟關係の恢復には、新しい狀態への適合を考へなければならぬ。然らば、此新しい狀態への適合には、世界が一時に始めるか、それとも部分々々が恢復を計るか。道は二つであるが、恐らくその何れの道をも斥くべきではなからう。たゞ注意すべきは、單位の結合の鞏固でない、世界經濟關係が、其の基礎薄弱である事は、云ふまでもない事である。そこで先づ、部分々々に經濟關係の適合を恢復する、ブロック經濟の運動が起つて來るのが當然であり、その合理的なるものを斥くべきではなく、寧ろ之を促進して、その基

礎の上に國際的協定を遂ぐべきである。

歐洲大戰前に比して、新しい狀態と云ふべき著しい事は、最早イギリス、ドイツ等が工業國として、優越なる地位を維持しなくなつた事である。次に農業國として、絶えず開拓され得べき市場が存在してゐたのが、歐洲大戰後に於て工業が到る處に勃興し、工業國にとつて、絶えず擴大する市場が、存在しなくなつた事である。此狀態に適合するためには、工業國が、各々適當に農業國と結合して、その範圍内に於て、或程度の自給政策を計る事である。かゝる點より見て、世界の工業國として、覇を稱したイギリスの地位が、今日最も困難である事は、想像するに難くない。所謂、大英帝國のブロック運動は、工業製品の販路、原料の供給地を確保せんとする、英本國必死の努力の一つのあらはれである事は、云ふを俟たぬ。しかし、かくの如き大英帝國ブロック經濟が、果して現時の經濟自然狀態に適合してゐるか、成立可能であるかについては、懷疑的ならざるを得ない。カナダが、その北米合衆國との利害關係を犠牲にし、その工業發展の勢を阻止してまでも、英本國と一つのブロックを形成し得るや否や。イギリス本國は、現にロシア、アルゼンチンより、小麦を購買してゐる。之をすべて、カナダ、濠洲より仰ぐとしても、尙且つカナダ、濠洲はイギリス以外の市場に、その穀物を販賣しなければならぬ。イギリス市場の、穀物供給を獨占する事によつて、カナダは幾何の利益を得るであらうか。之に對して自國工業の發展を阻止する程度まで、英本國に讓歩する事は困難であらう。

インドは如何であるか、その産物の自然的販路は、寧ろ極東にある。英本國への輸出を確保するために、極東の市場の販路を犠牲にする事は、その利益でない。英本國はインドを支配し、その政策を、インドに對して強要せんとするにも拘はらず、尙且つ、インドがランカシャーの棉製品に對して、關稅を課したのに徴しても、英本國とインドとの經濟的提携が、如何に困難であるかは明である。恐らく、將來英本國は、インドに對してその政策を強要して、大英帝國內の一ブロックたらしめるに、相當なる努力を拂ふであらう。しかも、其の成功は、上記の如く疑問である。

大英帝國自身の側より見ても、アルゼンチンに對する投資、貿易の利害は、他の大英帝國內の國とよりも強大なものがある。ニュージーランドの如き、所謂王領植民地を除いて、大英帝國ブロック經濟の前途には、幾多の難關がある。

更らに、歐洲に於ける工業國たるドイツは、歐洲大戰によつて農業地の多くを失ひ、國內はその四分ノ三迄も工業國化してしまつたのであるから、勢ひ確實なる輸出販路を確保するのなれば、成立し得ない。此處に於てか、獨逸關稅同盟の問題が起され、或は獨逸、伊の提携が傳へられる。恐らく或程度まで、東歐の農業國をその販路として、確保するのなれば、ドイツ經濟の安定を得る事は、不可能であらう。しかし、之に對しては、フランスの利害が、對立してゐる。フランスは、ダニユープ河農業國を率ひて、一つのブロックを形成せんとする。

要するに、現在まで世界にあらはれてゐるブロック運動が、終局に於て何處に落着くべきかは、目下のところ見透しがつかない。しかし、かくの如きブロック經濟運動は、世界經濟關係恢復の道程であつて、世界經濟關係恢復と、反對の方向を辿りつゝあるものとは思はれない。關稅の障壁が、各國間に高まり行く事は、たしかに、世界經濟關係の恢復と反對の傾向である。之に對しては、出來得る限り、各國の利害の見地より、協定を遂ぐべきであらう、徒らに、自由貿易の理想を説いても、空論に終るに相違ない。何となれば、イギリスの地位が既に失墜した今日、再び自由貿易が問題になるとも思はれない。

四 ブロック經濟運動

世界經濟關係が、ブロック經濟を通じて、恢復せられるとして、將來の世界經濟關係は、戰前に比して如何なる變化を見るであらうか。かくの如きを豫測する事は、一つのユートピアに過ぎないとも云はれやうが、恐らく、世界經濟關係は戰前に比して、ヨリ大きな結合を單位として、恢復せられるであらう。出來上つたブロックとブロックの間に、或程度まで統制せられた、經濟關係として恢復するであらう。

又、各單位々々は從來の如く、一意工業國乃至商工業國に推移することをやめて、各々のブロック内に於て、相當なる程度に農業を維持し、農工商ブロックとして結合を計るであらう。従つて、歐洲大戰前に比して、貿易よりも内國市場に、重點を置くであらう。

かくの如き、鞏固なるブロック經濟運動は、如何なる國民の間に起るかと云へば、もとより尙生活力を保存する國民の間に於てある事は、云ふまでもない。かくの如き、云はゞ優秀なる國民の間に於て、鞏固なる結合を恢復せんがためには、物質萬能、經濟萬能の思想を排斥して、強い精神的信念に立脚した運動が、その國內に起らなければならない。蓋し、自由主義もその發展の最初に於ては、新しい技術の發展によつて、物質的福祉を増加すると云ふ、強い精神力に指導されてゐた。しかし、漸くにして此強い精神力は失はれて、單なる物質主義に墮し、精神的結合の基礎を失つた國家は、階級的其他幾多集團の物質的利害の對立に推移して行つた。かくして、國家の地位は引き卸されて之に代つて、王座に上つたものは、經濟である。しかも經濟を指導するものが、人間の精神ではなく、生産費の低下によつて、利潤を追求する事に専念する結果は、遂に技術萬能の時代を現出して、技術をして、人間を支配せしめんとするに至つた。此事は又、工業的利益を重んじて、農民を窮迫状態に導いた。

かくの如き利害の分裂状態を、今一度新に調和して結合を恢復するためには、各國民、殊に指導者の間に、精神力を恢復しなければならない。如何にして此精神力の恢復を計るかは、差當り、各國民がその歴史を反省して、世界歴史に於ける自己の地位を知り、文化的使命を意識する事にあると思ふ。もとより、かくの如き歴史的反省は、過去への復歸を、意圖するものであつてはならない。將來への發展のために、歴史を顧るのである。過去は、寧ろ將來より出で來ると云ふ、哲學者の言は正しいと思はれる。

強い精神的基礎に立つ國家にして、始めて相互に協調相提携し得るものであつて、物質的利害のみに立脚する國家間の協定は、畢竟強者の利益支配に終るか、そうでなければ、欺瞞的協定に外ならないであらう。世界經濟會議を成功せしめんがためには、先づ國內に於ける結合を、強い精神的基礎の上に再建しなければならぬ。世界經濟會議は、徒らに目前の問題解決に焦慮せず、各國民をして、深く、今日の世界經濟破壊の所以を、反省せしめる機縁たらしめたい。

世界經濟會議と日本

志立鐵次郎

一 會議の重要性

近くロンドンに於いて開かるべき世界經濟會議は、世界大戰以來企てられたる經濟會議中、最も重要なものであり、若しこの會議にして、世人の期待に背かざる成績を挙げ得るならば、確かに人類全體の感謝に値ひするものであるに相違ない。従つて目下ワシントンに於いて行はれつゝある豫備的會商が、世界注視の的となつて居ることは尤も千萬のことゝ云はなければならぬ。

世界經濟會議が、我が國に取つて、經世的手腕と、政治的鍛鍊とを、表示すべき好個の機會であることは云ふまでもあるまい。我が國の代表者は、洞見と、決斷と寛容とを以つて、事に當るべきであり、偏狹なる『經濟國家主義』を、頑強に主張すべきではない。彼等は宜しく、この會議を以て、我が國の經濟生活を豊かにすべき好機會と考へ、且つ我が國に必要な國內的、並びに國際的の改良を實行することによつて、海外に於ける我が國の實力を、發揚すべき好チャンスとして、この會議に臨まなければならぬ。

世には、我が國が、正に第二の維新を、遂行すべき秋に當面して居ると云ふものがある。「昭和維新」といふのが、これである。昭和維新は、吾々の手に於いて、完成せしめなければならず、またこれを完成すべき力を持つて居る。但し昭和維新の招來は、簡單に出来ることではなく、世界の實情に對する深き洞見を持つことを、先決條件と爲し、さらに明治維新に對すると同じ熱心を以つて、遂行するにあらざれば、到底出来難いことである。七十年前、我が國は泰西文明を取入れ、近代世界の物質的、並びに文化的施設を消化することにより、自らを強うせんことを努めた。この偉大なる事業は、明治大帝御指導の下に完成せられ、帝を助くる政治家に、岩倉、大久保、西郷、木戸等の功臣があつた。我が國の歴史、内外の事情、その他から打算して、吾々は、いま明治維新にも匹敵すべき昭和維新を實現せしむべき重大なる時期と、さらに偉大なる可能性とに當面して居るのである。

二 提出された問題

經濟會議の討議題目を一見するに、二つの主なる問題が提供されて居る。すなはち一は、財政上の問題であり、今一つは經濟上の問題である。國によつては、財政問題に重きを置くものもあるであらうし、或はまた經濟的問題の方に、より多くの重要性を發見するものもあるであらう。舊聯合國としては、戰時債務問題並びに軍縮問題を、討議題目として計上して居ないけれども、結局に於いて、恐らく議題となるであらうと

思ふ。何故なれば、これ等の兩問題は、經濟會議に列席する諸國の多數に取つて、非常に重要性を持つた問題であるからである。次ぎに實情が、多少變つたと云へ、本年一月國際聯盟經濟準備委員會が發表した報告も今回の世界經濟會議によりて、重要な參考として、取上げられるものと思はれる。さらに經濟會議は、輸出入の制限に對する一九二七年の經濟會議の決議を、議題に上せるであらうと思はれる。それから互惠條項を、無條件的に、恢復することにも、努力するであらうと考へられる。最後に經濟會議は、特惠關稅に對しても、相當制限を附するに至るであらうと思はれる。

各國はそれ／＼各國に固有する特殊の問題を持つて居る。従つて經濟會議に於ける各國の代表は、銘々の國の爲めに、出來得るだけの利益を、獲得することに、努力するであらうと思はれる。併しながら若し來るべき經濟會議の指導精神にして、協調、もしくは相互扶助等の協調的精神を、基礎とするものでないならば、既に己に貧困に陥れる各國政府は、この際宜しく經濟會議に、代表を列席せしむるの費用を省いた方が、賢明であらうと思はれる。何となれば斯かる指導精神を、出發點とせない經濟會議は、無益以下のものであるからである。さらに加ふるに、このことは結局通商障礙、經濟的偏見等を以つて取圍まれたる數個の陣營に世界を分つことに、貢獻するに相違ないからである。それから最後に、萬一今回の經濟會議にして、不成功に終るとするならば、現在の經濟機構は、恐らく破壊するであらうし。さらに文明そのものが危殆に瀕するに至るであらうと思はれるからである。従つて我が國の代表は、問題の解決に當るに於いて、公平と、決斷

とを堅持して、世界文明の救済の爲めに、或る程度までの犠牲を甘受するの覺悟がなくてはならぬ。相互間に於ける讓歩が無くしては、會議の成功は全然不可能である。相互間の讓歩は、世界不況の恢復に向つて途を拓く所以であり、このことは、世界經濟生活の復興と、擴充とに資するのであるから、犠牲も、結局は犠牲でないことになる。我が國は、會議の成功を、熱心に希望する諸國の間に伍して、積極的の援助を與ふべきであり、單に消極的態度や、防衛的態度に墮すべきではないと思ふ。

三 財政問題が根本

財政上の問題、すなはち通貨及び信用問題、物貨、並びに資本流動の恢復等の問題は、恐らく有らゆる經濟問題以上に、重要視せらるべきものかと思はれる。これを具體的に云へば、財政的問題の解決は、國際通商に對する障礙、關稅障壁、生産組織等の問題に對して、先決的問題となるものである。一方に於いて、健全なる通貨制度は、他の幾多の財政問題の解決に對して、不可欠のものであるが、他方また貿易の發展にも、基礎的要素を提供するものである。不健全なる通貨政策から起るべき爲替相場の下落は、輸出を刺戟し、輸入を制限するが故に、製造業者、並びに輸出業者によりて歓迎さるゝ現象であるに相違ない。併しながら爲替相場の下落が生む一時的の輸出増加は、必らずや對手國に於いて報復的關稅、並びに他の通商上の障礙を惹起するものであるから、斯かる原因による一時的の輸出増加は、必らずしも歓迎すべきものではない。

い。これに反して關稅低下、通商障礙の除去は、貿易の伸展に取つて、必須的條件であるのみならず、他方爲替相場の安定を招來し、物價を安定せしめ、健全なる通貨制度の維持に貢獻するものである。禁止的關稅は、對手國に於ける不健全なる通貨状態により、その維持を不可能ならしめらるゝが故に、結局その國の永遠の利益に、結果することは、餘り多くある筈はない。不健全なる國際通貨制度、國家主義的、經濟觀、分けても後者が、世界經濟生活の復興に寄與する道理はない。何となれば苟くも、世界列國の内の一箇國にして、不安定なる通貨制度を持ち、國家主義的經濟觀によりて左右せられて居るならば、このことは、世界を通じて、圓滿にして、且つ相互に取つて満足なる通商を營むことは出来ないからである。この意味に於いて、ルーズヴェルト大統領と、マクドナルド首相との間に、ドルとポンドとの間の爲替相場の安定に就いて、或る種の諒解が成立つたと傳へらるゝことは、誠に欣ぶべき現象であると思はれる。さらに關稅休戰の提議は、これ等兩政治家の間に、問題の重要性が了解されて居ることを示すものとして、意義深き現象である。

四 物價の低落

新聞記者及び經濟學者の内には、物價の低落を以つて、これこそ解決せらるべき唯一重要な問題であるかに、云ふものがある。成るほど物價の低落は、歓迎すべからざることであるに相違ない。けれども深く研究するならば、物價の低落は、不況の原因ではなくして、反對に不況の結果であることが分る筈である。現在

の物價が、或る程度まで高められなければならぬことは、云ふまでもないけれども、單に物價を高めるのみでは、問題の解決と云ふことは出来ない。必ずや根本に遡つて、何故に物價が低落せりやの原因を確かめ、その原因を除去することに、努めなければならぬ。現在世界の當面せる困難の原因は、世界の各國が、經濟戰爭を遂行して居るところに、發見され、従つて經濟休戦が實現さるゝにあらざれば、問題は、永久に解決を見ることが出来ぬであらう。チユニスは、一九二七年のジュネーヴ會議の終りに於いて、『經濟的鬭爭ならびに各國利害關係の複雑性とが、世界の平和を威嚇する有らゆる危険の中、最も常住的なものとなつた。故を以つて、世界將來の平和を確保する爲めには、この方面に於ける根本的解決を、發見すること以上に、重要且つ必要な懸案はない』と云つたが、これは至言であると思はれる。

世界經濟會議に於いて、我が國に直接關係のある問題に就いて云へば、吾々は、先づ次ぎの如き疑問を提供して見なければならぬ。そもゝ我が國の將來に對する經濟政策は、如何なるものであるか。また如何にして、一平方マイルに就き四百四十人、さらに可耕地一平方マイルに就き、二千七百人の我が國の人口を、支持することが出来るか。さらに資源に乏しき我が島帝國——その土地の一割六分のみが、耕やし得らるべき我が島帝國——は、果して自足自給の政策を、執り得るや否や。而して若し吾人にして自足自給の政策を執り得ないとすれば、我が國は、如何にして世界の各國と、經濟的に友好關係を樹立し得べきや否や。或るものは言ふ。『我が國の當面する問題は、所謂日滿經濟統制によつて、總て解決せらるべし』と。假りに日滿

統制經濟が、實行さるゝとしても、このことから生ずる利益は、世界の他の國々との通商に於いて、蒙るべき損失と比較して、果して何れが大なりや。吾々は無論滿洲國と、友好關係を持続することは必要であると思ふ。併しながら、吾々の隣人は、滿洲國のみではない。或は嚴密に調査して見たら、少なくとも現在に於いては、滿洲國と經濟的に友好關係を維持するといふことよりも、支那、インド、並びに米國と、自由なる經濟交通をなすことの方が、或は利益であるかも知らぬ。若し此等の偉大なる隣人にして、我が國と經濟的に融和されたならば、如何に滿洲國と、我が國との關係が良好であつても、その利益たるや知るべきのみである。こゝに吾々が、支那、インド、米國と、密接なる經濟關係を樹立し、併せて他の遠隔の地に在る諸國とも友好關係に入ることの必要を説く理由がある。

五 一時的現象のみ

多くの實業家、並びに經濟學者の中には、昨年に於ける我が國の輸出増加は、偏へに我が國産業の發展に因るものであり、爲替の影響に因るものではないと云ふものがある。我が國の産業が、進歩したのは、事實として認められて宜しいと思ふ。職工の能率増加の如きは、分けても顯著なる現象である。併しながら我が國輸出増加の少なからざる部分が、下落せる圓相場といふ、不安定なる基礎の上に打立てられたものであることは、争ふの餘地がない。爲替の下落により、招來されたる一時的の繁榮は、それ自身永續性を持つたも

のでないことは、自明の道理である。

我が國の商品に對して、最近諸外國に於いて執られたる手段は、我が國製造業者、並びに輸出業者の間に痛烈に非難を買つて居る。これは尤も千萬なことであるが、また吾々は、對手國の居る地位に對しても、相當の研究を積むの必要が、有りはしないかと思ふものである。所謂爲替ダムピングに對して執られたる手段は、一面から見れば、確かに我が國に對し執られたる不公平な處置であるかに考へられる。何となれば我が國の製造業者は、嚴格なる意味に於いて、必ずしもダムピングを實行して居るものではないからである。併しながら現在の如き爲替相場により、我が國の製造品が、外國に於ける製造品の生産額以下の値段に於いて盛んに賣れつゝある實情に顧みれば、我が國の製品の輸入に對して、防遏手段を執るといふ理由も、必ずしも了解されないではない。吾々が好むと、好まざるとに拘らず、斯の如き防遏手段は、安價なる外國製品を防止する唯一の政策として、外國によりて採用されるのは、外國自身の立場から見れば、或は已むを得ないことであるかも知らぬ。現在に於いて、吾々は世界の隅々から、安價なる日本品の『不公平な競争』なる言葉が、放たれつゝあるのを耳にする。斯かる不平が、聽ては、法律上の手段となつて現はれ、輸入禁止或は禁止的關稅の形式を執つて、我が國に突きつけられることになるのである。インドに於ける最近の立法は、斯くの如き手段の不愉快なる一つの現はれに過ぎない。ドイツのマルク價が、大戰直後の水準に下降するや、ドイツ製品の輸入を禁止した國がある。圓が下降した時、同じ手段を、我が國の製品に對して執らない

といふ保障を求めることは、恐らく難きを望むものであらう。米國と英國とが、ドルとポンドの爲替相場を安定するとすれば、我が國も、世界通貨の安定に對して、協調するの努力を拂ふにあらざれば、我が國の外國貿易は、必ずや危殆に類するに至ることと思はれる。

六 保護關稅を廢せよ

經濟會議に於いて、軍縮問題が取上げらるゝや否やは、知らないけれども、現代に於ける軍備の増加、並びにこれが世界に及ぼす經濟的壓迫は、寧ろ豫想外のものがある。一般に豫算は、削減されなければならぬとして、さて豫算を削減する爲には、我等は先づ以て巨大なる軍事費に注目しなければならぬ。若し吾々にして、この項目を等閑に附するならば、結局に於いて、通貨制度の健全を樹立することが出来ないことになる。軍事費に對する世界の態度は、宜しく力強く、且つ公正なものであるべきであり、然らざる限り、眞の經濟的安定は、空論と化する。

最後に吾々は、目下世界を苦しめつゝある、有らゆる經濟的害毒の根本に向つて、これを除去するの努力を拂ふことが、經濟會議に課せられたる大なる任務であると思ふ。經濟的害毒の根本といふのは、排他主義、我利々々主義、並びに誤れる愛國主義、これ等のものが相結んで、その結果として現はれて居る保護關稅政策なるものである。保護關稅政策は、漸次に國際通商上の協調、並びに國際的通商を減ぼしつゝある。世

界戰爭前に於ける諸國民間の自由なる通商は、議論の餘地無きものとして取扱はれて居つた。無論當時と雖も、關稅が無かつた譯ではないけれども、保護關稅の害惡は、互惠條項、その他の緩和政策的の爲めに、未だ甚だしきを致さなかつた。斯くの如くにして通商は、比較的簡單であり、且つ友好的なものであつた。

然るに世界戰爭後、經濟的國家主義なるものが、非常なる勢力を以つて横行することになり、その爲め國際通商は、殆んど破滅に近づきつゝあると云ふも、敢て過言でない状態に陥りつゝある。經濟的國家主義といふのは、一言にして云へば、他國の物品に對して、禁止的關稅障壁を押し立てることである。斯る政策が、通商の減少を來すことは、云ふまでもない話である。實例を以つて云へば、世界に於ける主要なる國家の一九二九年の外國貿易を百とし、これを他の年と比較すれば、一九三〇年には八十一に落ち、一九三一年には五十八に低下して居る。二箇年間に於いて、約四割二分の下落である。斯の如く通商が不振の状態に陥れば物價は下らざるを得ず、従つて不況は、深刻にならざるを得ない。斯る状態に對して、有效なる手段が、速刻講ぜらるゝにあらざれば、世界經濟の前途は、洵に痛心に堪へないものがある。

或る者は、我が國は、この一般的現象に對して、一個の除外例を形造つて居ると云ふ。これは昨年の輸出が、共に増加したからの樂觀である。併しながらこの輸出入の増加の理由は、極めて簡單であり、この増加は、決して永久的のものではない。そもゝ世界全體を擧げて、經濟的破局に向つて急行しつゝある時に當り、日本のみが、能く單りこれが除外例たり得べしと考へるなどは、狂人沙汰とも云ふべきである。

七 眞の愛國心

上に述べた關稅戰爭は、主として米國によりて始められ、且つ刺戟された現象である。經濟原則より云へば、米國は債權國であるが故に、債務國をして支拂を容易ならしむる爲めに、その關稅を低下すべきであつた。然るにも拘はらず、米國は、苟しくもその領域内に生産し得る物資並びに製品に對して、峻嚴なる保護關稅を課した。これに對して他の諸國は、報復的手段を執つたが、その内で最も顯著なのは、オッタワ英帝國經濟會議に於いて決定せられた、英帝國各部の協定である。その結果として、米國は單にその禁止的關稅の爲めに、輸入が減殺されたのみならず、輸出も減少し、その結果として、重要産業の大部分に互りて、廣汎深刻なる沈滞を招來した。その爲めか、あらぬか、米國は、關稅政策は、對内問題なりと主張し來つた在來の態度を改めて、協調主義のみが、その經濟生活を確保し得る唯一の方法なりと考へるに至つた。

我が國は、上述せる米國の經驗より、重要なる教訓を擷み、關稅問題を解決するに當つては、世界各國と協調を保持すべきであると思ふ。無論世界各國に、共通する關稅方式を樹立することは、云ふまでもなく不可能である。併しながら問題は、形式のそれではなく、精神のそれである。協調の精神こそはロンドン會議の如き會合を成功に導き得べき、最も必要な素因であり、基礎でもある。具體、詳細のことはその時々、その國々の必要に應じて、決定して可。こゝに一個の實例を擧げて云へば、若し日米兩國に於いて、相互に

關稅率を引下ぐるならば、その利益や莫大なものがあらうと思はれる。日本は、その總輸出の三割を米國に送り、總輸入の三割五分八厘を米國から買つて居る。斯くの如き相互に有利なる關係を有つて居る兩國が、經濟戰爭を行なはねばならぬ理由は、了解に苦しむところである。若し米國にして、我が國の絹布に對する關稅を引下げるならば、我が國は小麥、木材、石油等の日用品、並に原料品に對する關稅を引下げ、こゝに互讓の精神を發揮するの機會が與へられ、このことは消費者のみならず、製造業者にも、運輸業者にも、また實業家にも、偉大なる利益を與へることは、疑問の餘地がない。而して日米兩國間に於ける互讓の門が、一度び開かれんか、他の國も、恐らくこれに倣ふであらうし、また然る時は、我が國は、經濟的にまた國際的に、關稅障壁で取圍まれた時よりも、より有力なる地位に据はることが出来る譯である。無論斯くの如き談判に着手することすら、非常なる勇氣と、政治的手腕を必要とする。愛國の名に於いて、私利を營まんとする輩の多い場合に於いては、特に然うである。これら『愛國者』の聲は高く、且つ表面的に一理あるところからして、單に今日のみを見る近視眼者流を、惑はしめ易い。併しながら惑ひは、永續するものではなく、惑ひの醒めるのは、單に時の問題である。彼等が私利を忘れて、眞に我が國全般の利益を計るやうになることは、必らずしも絶望ではないと思はれる。吾々は、我が國の經濟會議代表が、眞正の愛國心によりて問題を裁き、局部的ならびに局時的の利益に迷はされず、また消極的の利益を捨て、積極永遠の利益の爲めに、奮闘することを希望せざるを得ない。

世界恐慌と國際聯盟

田中鐵三郎

一 世界恐慌と其伏因

一九二九年の秋、突如としてニューヨーク株式界の大崩落を見たのであるが、之は米國市場でそれ迄、投機的に推上げられて居た景氣の反動ではあつたが、必ずしも獨り米國のみでなく、各國の經濟界は數年來漸次に不健全な状態を加へて來て居つたのであつて、今日から考へれば右は今日の世界恐慌に對する第一の警鐘であつたとも云はれるのである。ニューヨーク株式界の波瀾は、歐洲市場にも相當不安氣分を招來せしめたのであるが、其後稍靜まつて、一時停頓したる歐米間の資金の移動の如きも再び行はれては來たが、偶々一九三一年五月、オーストリアの大銀行であつた、クレディット・アンシユタルトが整理を發表するに至つたことが導火となつて、國際的信用は倒壊され俄然資金の國際的回收が起り、歐洲の各市場は渾沌たる有様となつたのである。そこでフーバー案の實行、英國其他諸國の金本位停止、對外取引の制限等幾多の方策が講ぜられ、其間時局對策を講ずる爲めの國際會議も屢々開かれたが、形勢は容易に轉換を見ることが出来なかつ

た。本年二月に入り、米國金融界も遂に大動搖を來し、地方群小銀行の支拂停止は急激に各州に蔓延して全國銀行の休業となり、内には通貨の保藏、外には金及資金流出を招來し、新大統領は種々の善後策を講じたが、結局金本位を離脱する様な成行となつたのである。

抑も、今日の世界的恐慌を醸成するに至つた事情を考察すれば、決して偶然ではないのである。世界大戰以後に於ける諸國間の經濟復興の爲めに、國際的經濟關係は以前に比し餘程複雑を加へたる一面、種々の不自然なる事情も亦發生して居つたのである。國際經濟の構成上並に産業の方面のことは暫らく措き、試に之を金融方面より考へて見れば、

- (1) 世界戰爭前ロンドンは、國際的中心市場として有力なる働きをなして居つたものが、今日に於ては昔日の様な特色を失ひ、國際市場分立の姿となり、
- (2) 大戰の結果、巨額の政治的債務の支拂が行はれて、一般國際經濟の圓滑なる推移を妨げ、
- (3) 中央銀行間の在外資金が増加して、國際間の金融關係を、相互に敏感ならしめたばかりでなく、近年國際間に於ける短期資金の取引が巨大に上り、一九三一年當初に於ては、右短資の國際的取引殘高は、實に五百億乃至六百億スミス、フランに達したと見積られて居る。蓋し、歐洲の債務諸國は大戰後の經濟復興の爲めに外資を吸収することが年來巨額であつたが、更に近年に於ける財界の不均齊を糊塗する爲めにも、亦資金を要した。ところが資本國側では、長期資金を出し溢つて、短期ならば比較的低利

に融通をした爲め、債務國も、不知不識の間に非常に多額の短期債務を負擔し、國際經濟を累卵の様な極めてデリケートな状態に陥らしめたのである。

要するに各國の經濟界は、近年漸次に不振の度を増加し、諸商品の國際的物價は低落し、殊に中歐及東歐の農産物は、農産物の値下りで、非常な打撃を受けたが、物價の低落に順應して、生産費並勞銀を調節することは、必ずしも簡單には出來ない。各國國情の差異はあることながら、概して従來の債務國は、一層窮狀を加へたのである。

二 中歐及東歐諸國の窮狀

前述の通り、恐慌となつて歐洲の諸債務國は、何れも資金の引上に逢つて苦んだのであるが、殊に中歐及び東歐の諸國は、國內の經濟事情も頗る悪いので、一層悲鳴を揚げた様な次第である。而して本年此等の諸國は、世界大戰後に於ける經濟復興につき、豫て國際聯盟の世話を蒙つて居つた關係もあるので、茲に相踵いで國際聯盟に救助方を申出たのである。

乃ち一九三一年九月のオーストリア及びハンガリアを手初めに、一九三二年一月頃からはブルガリア、ギリシヤが援助を求め、同年五月頃からはルーマニヤが同様、救濟的助言を請求し來たつたのである。此等窮迫國の、共通的の事情とも云ふべきものは、先づ

- (一) に財政の窮乏であつて、納税者の收入及び取引數量の減退により、國庫の歳入は不足を來し、租税未納額は漸増して居つた。
- (二) に對外支拂手段の枯渴、乃ち貿易は不振、貿易外收入は減退し、外資の流入は杜絶せるに、短資の引上は急であつて、中央銀行の準備も漸減し、中には其の地位の保持が困難だと云ふので、ギリシアの如きは、中央銀行を市中銀行に合併せよなどの論も起つた位である。
- (三) には經濟狀態殊に農業の窮狀著しく、農家は不引合に債務を増加し、政府は之が保護の爲め、財政上の負擔を過大にし、その他内地生産物は比較的高價にして、國外への販路縮小し、又製鐵、鐵道等の官業を營める國は、損失續きの有様であつたのである。

三 國際聯盟財政委員會と時局對策

國際聯盟には、自から諸國を救済すべき資金は持たない。それで財政委員會に附託して、各個の事情を調査審議せしめ、其の決議に依つて、夫々時局對策の實行を勸説したのである。而して其實行につき助言を與へ又は其の成行を監視する爲めに、或は財政委員會の代表者、又は國際聯盟管理委員等の名の下に、國際聯盟より人を派して、諸國に駐在せしむることとしたのである。蓋し國際聯盟としては、年來努力と世話をやいて來た此等諸國と、捨て置き難い關係があるの外、此等の破綻は、延いて其の影響を國際的に及ぼす所の、

甚大なるべきを恐れたのであつた。

財政委員會が、此等各國に對して實行せしめた、時局對策の主なるものを擧ぐれば

- (イ) 歳計の均衡——歳計全般に互る經費の節約と、一面例外的に一部増税（例せば取引税の如き）を認め、官業は之を整理して、民營に移せと云ふにある。
- (ロ) 生産費乃至國內物價の引下——國內物價が、國際物價よりも高い現狀では、到底貨物を國內に捌く譯に行かぬ。信用の膨脹を避け、殊にインフレーションの弊に陥ることを、絶対に防止せねばならぬと警告した。
- (ハ) 貿易の促進——債務國は、金を輸出するの餘裕あるものは少い、貨物を以て對外支拂の途を講ぜねばならぬ、輸出の促進には全力を盡すべきである。又債權國は、債務國よりの貨物の輸入を容認せよと云ふのである。
- (ニ) 爲替管理——對外支拂手段の吸収は、此際必要である。資本の逃避を防止し、且つ國際貸借を改善するの當面の一時的手段として、已むを得ずとするの見解を採つた。
- (ホ) 債務猶豫契約——急激なる債權回収は、債務國の經濟を壞滅せしむるものである。故に此際外國の債權者と協定して、債務の辨濟を、猶豫して貰ふことが肝要であると云ふこと。
- (ヘ) 外貨拂停止——愈々對外支拂手段が枯渴し來つた實情に顧みて、對外債務の元利拂を、自國の貨幣

を以て、自國中央銀行に設けたる特別勘定に拂込み、之を外貨に振替ふることを、一時停止するも已むを得ないとしたのである。

次に財政委員會が、國際的協同對策として懲憚したことを擧げて見ると

- (イ) 政治的債務の終極的解決——乃ち、戰債や賠償と云ふものは、國際間の信認を阻害し、世界恐慌の共通の禍因を、なして居るものであるから、速かに之が終極的の解決を、必要とするに云ふこと。
- (ロ) 協同保證起債——過渡的對策として、或る國には、當面入用の資金を調達すること必要であるが、之を當該國自身の交渉に放置するときは、容易に起債の目的を達し難いから、各債權國政府が、夫々分擔的に一定金額を保證して、國際市場に起債すべしと云ふのであつて、現にオーストリアに對する、三億シリングの聯合融資案の如きは其の例である。但し之とて實現は困難であつた。
- (ハ) 中歐諸國經濟關係の確立——中歐諸國は、相互永久的基礎の上に、圓滑なる且つ一層緊密なる經濟關係を樹立すべきである。貨物移動上の制限は、資本の移動と兩立せず、須らく國際交通貿易上の障礙を除去し、通貨の安定を實現して、經濟復興の途を開くべしと云ふ意見であつて、昨年開かれたストレーザ會議の如き、蓋し此目的より出でたものである。

四 國際聯盟公債の不拂

國際聯盟は、右の如く屢々各國の政府及び中央銀行當局者と商議し、又當該國の實地に就いて調査もして時局對策を講じつゝあるのであるが、適當の成果を收むることは、頗る困難であつて、事態は寧ろ窮乏を加へたものもあり、所謂國際聯盟公債の如きも、殆んど大部分不拂と云ふ有様に至つたのである。

之は一九二三年より一九二八年に互つて、國際聯盟が、オーストリア、ハンガリア、ブルガリア、ギリシア、ダンチヒ及びエストニアの諸國經濟復興の爲めに斡旋してイギリス、アメリカ、フランス、イタリア、ベルギー、スウェーデン、スイス、オランダ、オーストリア、スペイン、ギリシヤ、ハンガリア、チェッコ・スロヴァキア、等の諸市場で起債したもので、現在高中、オーストリア、ブルガリア、ギリシヤ及びハンガリアの分、六千七百七十萬磅は元利拂を停止し、僅かにダンチヒ及びエストニアの分、四百四十萬磅のみが右支拂を續けて居る。

五 世界經濟會議と國際聯盟

世界恐慌の勃發以來、時局對策を講ずる爲めに、諸種の國際會議が開かれた、一九三一年夏のロンドン會議は日本、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、アメリカの政府代表者間に於て、ドイツを中心とする中歐諸國の窮狀對策につき協議したが、結局専門家の手に移して講究せしむることとなり、對獨金融委員會(所謂ウキツギン委員會)が開かれたのである。併し何分にも、政府間に解決を要する問題が主

であるとの見解の下に、此委員會は對獨私債權の引上猶豫契約を締結せしめた上、問題を政府間の協議に移すこととしたのである。依て政府間では、同年十二月ヤング案により、國際決済銀行をして、對獨調査委員會を招集せしめたが、此委員會も亦政府間の會議を必要とし、遂に一九三二年のローザンヌ賠償會議となつたのである。

此ローザンヌ會議に於ては賠償に就て一應の答案を作出したのであるが、國際經濟の現状を見れば、(イ) 戰債の終局的解決、(ロ) 通貨制度の復興、(ハ) 物價の國際的下落防止、(ニ) 短期長期の既存私債務の整理、(ホ) 國際通商上の障除除去等、幾多解決を要する重要問題がある。然も此等の問題は、一國又は數國の力では解決出来ぬ。世界各國の協同動作に俟つべきであると云ふ様な意見が、國際聯盟財政委員會でも、昨一九三二年春頃から有力になつて居つたが、愈々ローザンヌ會議の結果、國際聯盟をして、世界經濟會議を招集せしむべきことを慫慂すべき旨を決議し、國際聯盟は同七月十五日の理事會で、此會議を招集すべきことを決議し、先づ該會議組織委員會を任命したが、此の組織委員會は十月三日會合して、愈々世界經濟會議の準備委員會を、十月末からジュネーヴに招集することに決定したのである。而して此準備委員會には、日本、ドイツ、ベルギー、フランス、イギリス、イタリア、アメリカから、各二名づゝ支那及インドから各一名づゝの委員を出し、次に國際聯盟の指名する委員であつて、右七ヶ國以外の國の人六名、並に國際決済銀行の選任による二名及該準備委員會が招聘した一名を加へて、組織されたのである。第一回の會合を十月末より

開き、本年一月更に第二回の會合をジュネーヴに開いて、大體の討議項目が準備せられ、愈々アメリカ大統領の膽入りによる下相談も行はるゝことになり、近くロンドンに世界經濟會議を、開催することになつたのである。

各國協調が、世界的恐慌の打開の爲めに、どの程度迄實現せらるゝであらうかは、素より豫斷する譯に行かぬが、此の世界經濟會議の開催と云ふことが、今日の時局打開策として残されたる、最も有力なる方途であることは、諸國の間に認められつゝある所である。

關稅障壁と通商障礙の撤廢

龍宮谷清松

一 世界經濟會議の重要性

今回の世界經濟會議は、戦後の復興、賠償、局面打開、その他各種の國際會議の、第五十回目に相當するものである。戦後の十四箇年は、概觀すれば、誠に全世界を畫面とした一巻の恐慌史であつた。而して、今やこの第五十回目の會議に於いて、世界の選ばれた名匠共は、その最後の歴史的場面を、自ら描かんとしてつあるのである。來るべき世界經濟會議に關聯して、思ひ起さるゝのは、一九二七年五月ジュネーヴに開催された、國際經濟會議である。今にして顧みれば、當時の國際經濟會議は、その規模範圍こそ今日のものに匹敵し、その議題も、表面上、今日より遙かに廣汎であつたとは云へ、殆んど今回の會議の前奏曲か或は豫備會議とも謂ふべき觀があつた。且つ當時の我國が、その會議に於ける地位役割といへば、殆んど言ふに足りない位、微弱なものであつた。

この前後の二會議を比較して感じられる最も顯著な特徴は、第一に世界的環境の變化に、指を屈しなけれ

關稅障壁と通商障礙の撤廢（世界經濟會議の重要性）

ばなるまい。一九二七年に於ける世界財政經濟狀態は、まだ戦前のやうな均衡には達せず、尙ほ幾多の變歪や、新要素があつたにしても、或程度に復興の緒に就いた狀態は、各方面に觀察することが出來た。それは一九二七年に於いて歐洲の財政狀態が、ドイツ、スイスを除いて總て良好となり、通貨も安定し、そしてこれが一九二八年に至つて結實して、同年末に於いては、米國は素より、歐洲大陸の三十箇國の内、二十三箇國が、金貨基礎の上に確立せられた事實でも明白である。然るに今日に於いては、永久の繁榮を誇つた米國すら、然かも世界の金の半ばを保有するこの國が、マイダス王の救の叫を擧げざるを得なくなつたのであるから、時勢の變遷は恐るべきものがある。我々はこの時勢の變遷によつて、各國の利害共通の増加と、及び會議そのもの、質實性とを感得せざるを得ないのである。曩日の國際經濟會議が、一部では、米國の新興輸出産業の勢力に對抗するための、合理化運動を背景とした、佛、獨中心の自由通商運動であると批評せられたに對して、今回の會合に於ける、通貨政策問題、物價引上問題、或は關稅引下問題等が、如何に切實な世界共通の利害共同を有つに至つたかは、容易に看取され得ると思ふ。

第二は、金融恐慌の洗禮を受けた米國が、會議の運行に、最も重大な責任を自から分擔することゝなつた結果、決議の實行性が強くなつたことである。世界金保有の半ばを所持し、豊富なる資源と、廣潤なる市場とを有する米國は、優に會議の成否を支配する力をもつて居る。況んやルーズヴェルト大統領は、率先從來の關稅保護政策を一擲して、世界的通商障壁の撤廢に、主動的立場を採らんとするに於てをやである。

然して第三は、今回の經濟會議は、本邦自身の行動が、會議の重要な争點を提供して居ることである。

一九二七年の會議に於ては、移民問題が重要視されなかつた結果として、我國代表は單なる靜聽者たる立場を持して居た。だが今日の場合、我國の金本位復歸問題と云ひ、或は財政及通貨の問題と云ひ、さてはまた爲替ダムピングと云ひ、何れも會議々題の中心點を形造つて居る。これ等の問題が取扱はれる場合、若し我國に對して不注意な待遇を與へんか、場合によると、これが會議のデッド・ロックとなるなきを保し難い。

斯くの如く今次の會議は、全く行詰れる世界經濟界の匡救を使命として居り、且つこれを、遂行するに足るだけの強力なる力を有つて居るばかりでなく、最も重要なことは、本邦自身が、その俎上に載せられて居ることである。従つてこの會議に於ける我代表の一言一動は、世界に大きな波紋を與へ得る可能性が考へられるのであつて、我國としては、決して抽象的な理想や、漫然たる世界一部の空論に耳を藉してはならぬ。要するに我國の利益を、如何に世界的潮流の上に、安全に調和推進せしめて行くか、我國として、苦心の存する處でなければならぬ。

二 通商障壁撤廢と我國

戦前に於いては、經濟界の運行が、商業的周期の經常的變動によりて影響せられ、生産と需要とは略ぼ平衡を得、債權國と債務國との關係は、甚しき歪曲を示すことなく、各國の經濟的平均と進歩とは、大體圓滿

な發達を見るに至つて居た。この場合金融的動脈としては、世界主要國は、單一なる國際的貨幣本位を維持し、その内部に於いて、利率、物價平準、貨幣收入を、これに順應する十分な弾力性が備はつて居た。而してこの場合、外國貿易は需給の自然なる流れを形造つて、各國逐年その増大を示し、世界の富は増加した。戰爭は、この自然な變化と、調節作用とを、破壊したのみならず、戰時、戰後の不自然な設備の擴張と、その維持とは、一國內に於ける需給關係ばかりでなく、賠償、戰債、關稅等の作用を媒介として、自然の趨勢に、國際的な齟齬と、狂ひを生じて行つた。多々益々生産せられたに拘らず、多くの國は貧困になつたが、唯一の米國のみは富を増し、數箇年にして負債國より大債權國と化し、世界の金は米國に集中した。

斯る際に、米國に眞實の爲政者ありとすれば、國際交通及び貿易の促進によつて、債務國側の過重負擔を減殺すること、債權國に蓄積せられた巨額の金を、疲弊せる債務國の復興のために、使用するに果斷でなければならぬ筈である。然るに新たに世界經濟界の牛耳を執つた米國の政治家は、金融業者をして海外投資の代りに、國內の株式投資に巨利を發見せしめた。財貨の自由なる交換貿易促進の代りに、高率なる關稅障壁を興へた。而して今日に於いてはこの發足點の誤謬を、是正せねばならぬ時となつたのである。

世界經濟會議は、その議題に於いて、明白に斯る關係を闡明せんとする。すなはちその議題中の(一)財政(二)通貨及び信用政策(三)物價(四)資本移動の復活、すなはち財政金融政策は、前者に關係する政策であり、(五)國際貿易の制限(六)關稅及び協定政策(七)生産及び貿易の組織、すなはち經濟政策は後者に關係を

持つ政策である。

上記二種類の方策は、相互に密接な關係を有して居り、單に一方面のみ、或は斷片的な解決で、所期の効果を擧げ得るものでないことは、専門家準備委員會の報告書が、冒頭に力説するところである。故に今問題を、後者の經濟政策の方面、すなはち關稅及び通商障礙撤廢の方面に限局して考察するにしても、素よりその側のみの解決によつて、萬全が期せられるものでないことは當然である。

關稅及び通商障礙の撤廢の問題について、此會議は、具體的に何を取上げんとするかを豫想するに、次ぎのものが考へられる。

- (一) 世界に盛行して居る各種の制限、禁止、割當、特許等は、國際貿易上打越し難き障壁を成し、各國共に苦しんで居るが、その經濟的原因に對する究明が必要である。蓋しその原因の判明によつて、適當な對策が施し得られるからである。
- (二) 右の貿易制限と併行して、爲替制限なり、清算協定の如き、各國間決済方法の困難が増大した。これは速やかに取除かれねばならない。
- (三) 前記の如き國際貿易制限の他に、或は輸入品の原產地標記添附義務や、家畜及び植物検査に就いての異常なる制限による間接的保護政策が、問題となる。これ等も適當な方法で、解決せられねばならぬ。
- (四) 關稅政策の範圍に於いて、勿論最大の問題は、稅率の引下げである。専門家豫備會議の提案では、

會議に於いて、關稅及びその他の貿易に對する障礙縮減の協定の調印を得る間、豫備的の措置として、關稅休日を主張して居る。併しながら關稅休日は、單にその點に止まつてはならない。止つては、何ら引下げの積極的效果は、發生しないからである。

(五) 協定の方法に就いては、國家間の通商關係を、促進するのが主旨なるを以つて、無條件且つ無制限の最惠國條款が、基礎とならねばならぬ。また最近各方面に於いて實行せられ、非難的となれる輸入割當や、關稅の過度なる特殊化、ダムピング及びダムピング防止手段、商品國籍、爲替制限補償清算協定に就いて、最惠國條款の適用方法の、原則と例外とが、確定せられる必要がある。

(六) 國際カルテルの國際上に於ける效果は、一方獨占化に對する非難はあるも、一時的でも、價格の維持安定なり、紛争及び報復の防止なり、關稅引上の排除に貢献した功は、没すべからざるものがあり、殊にその組織に、政府が關與せるものにあつては、協定の締結は容勿であり、效果も擧がるものであるから、この點に於いて、小麥等數個の産品や、運輸業に就き統制が研究せらるべきである。

上記の諸問題は、孰れも我國に對して、直接間接の關係深きは、理の當然であるが、茲に我々が、當然考慮せなければならぬことは、斯る懸案の解決に當りて、我國の地位如何といふことである。最も問題の多い關稅のみに就て考究して見ただけでも我國の關稅問題に對する立場は、歐洲各國に比して、極めて自由であり、積極的であり得るといふ一事に氣を止めねばならぬ。第一に關稅問題の解決には、何れの國でもより先

行的な問題として戰債問題がある。勿論通商障礙撤廢は、戰債問題の解決と直接の交換條件でなく、懸引の材料ではないとしても、債務國が、心理上、また事實上これに牽引せられることは、どうしても有勝のことである。然るに我國は、このやうな戰債を有せざるのみならず、現在の公私外債を合しても、二十億圓に足りない。圓價が今日の如く低落したとしても、これを自國資源によりて支拂ふに、さまで困難は感じない。第二には我國の圓價低落による輸出力の増大である。勿論それが爲替下落を原因とする以上、我國の如きに於いては、その利益がさう永續する譯はないのである、併し金本位制の離脱、従つてその結果、我財界各方面の犠牲に於いて、可成りの輸出増進が實現されて居ることも疑なき事實であつて、少くとも一時的にせよ、我國の輸出工業が、對手國の僅かの關稅引上には脅かされぬのが現状である。それから第三には、我國内地産業は、爲替下落による輸入防遏の充分なる保護に浴して居る。我産業界では、國際協定による關稅引下げには、充分應じ得る能力を保有してゐるものが尠くない。

斯かる現状に於いて、我國が何らの狐疑なく、關稅引下げ協定に賛同し得ることは、論ずるまでもない。そこで我國は、この自由なる立場を以つて、英帝國、佛國その他の偏狹固陋なる關稅通商政策國に對して、充分なる排撃の準備を怠つてはならない。殊に英國の如きは、その屬地に於いて、從來も排他的な關稅政策を採用しながら、オッタワ會議に基づき、昨年以來屬領との特惠關稅を頓に固くした。濠洲よりは、その羊毛、小麥等の大量輸入のために、年々一億圓に近き我國側の入超を見、カナダまた巨額の入超を示して居

るに拘らず共に我製品に對する門戸を閉して居る。インドも内地産業品保護と、本國に對する特惠を目的として、我綿布を中心に、數回關稅引上を敢行し、剩さへ條約破棄を敢行したことは、周知の事實である。若し世界經濟會議にして、この世界周知の不公平な事實に對して眼を蔽ふか、姑息なる解決策を講ずるのみ
に止まらば、會議の價値は、正に半減するであらう。

三 幣制及び爲替

然るに茲に關稅ならびに通商障礙問題の根本的解決に、至難な材料を提供するものは、云ふまでもなく爲替ダムピングであつて、その現象の焦點と目せられるのは、本邦輸出産業品である。各國は、その禍害に對抗するために、或は本邦品輸入價格評價の標準を引上げて、舊平價に近く取り、或は不當廉賣防止處置を援用せんとし、或は佛國乃至佛領印度支那の如く、爲替補償附加税の如き露骨なる防止手段を、採用するに至つた。然してこれが解決は、單にダムピングの事實及び防止手段の皮相だけを觀察したのでは、不可能であつて、その根因である幣制通貨の側より、根本的な各國協定が、講究せられてかゝらねばならぬのである。

周知の通り、爲替下落、及びこれによるダムピングの事實は、決して今日に始つた現象ではない。既に戦後のマルク崩落、その後に於けるフランの崩落、而してこのためのダムピングは、尙ほ我々の耳目にアリ
アリと印象されて居るのである。併し今日に於いて回想すれば、當時のダムピングの害悪は、被害國に對し

て相當苦痛を與へたに相違ないが、各國のこれに對する對抗力も、また充分に認められ得た。加ふるに最も重要なことは、貨幣低落國自身の病弊が、賠償とか、戦時債務の未整理とかに基づく、局部的な原因より來て居たので、その國自身も、これが救治に参加する各國も、共に如何にすれば、又大凡そ何時になれば、この一時的現象を、脱却し得るかの豫想と、希望とを持つことが出來たといふことである。唯この間に於いて、大局の見透しと、根本的な解決とを妨げたものは、戦争の結果愈々根強くなつた各國間の排他的感情と、戦後に於ける、有機的な經濟連繫を無視した新國境中で、保護關稅により助長せられる産業の利益と、及び金融業者の臆病な勘定とが、結びつけられて、吐巴と國際經濟戦争に、火花を散した事實であらう。

然るに一九三一年九月の英國金本位離脱を境として、事態は愈々收拾すべからざるものとなつた。經濟の安定、その動脈たる金本位制度の確立といふ各國共通の理想が、幻の如く消え去つた後に、英國自からが、貨幣價値の下落と、保護關稅との二大武器を提げて、現はれることゝなつた。そこで英國の直接間接影響の下に立つ全世界の過半は、自衛上からも、これに倣はざるを得ざるに至つた。國際的信用の保證全く地を拂つた世界は、一轉自給自足の統制的經濟を、目標とする運動に轉回せんとし、此點に於いても英國は、率先オッタワ會議によりて、本國と自治領間の、從來の溝渠を修築疎通して、特惠關係を深くしたのである。事態斯うなつては、最早米國が、五十億ドルの金と、二百億ドルの戦債と、世界商業的債權の四割に相當する百三十七億ドルの投資とを保有して居ても、單なる一片の土塊と、一束の反古とを抱く形骸に過ぎなく

なる日も、遠しとしない。世界經濟の潮に、深く乗入れて居た國ほど、この荒波に揉まれる苦痛は、深からざるを得ぬ。果して昨年上期以來米國の信用破綻、銀行休業の徵候は、漸次脅威的な姿を取り始め、次いで金の大量流出となり、フーヴァー大統領が、最後の救済策として採つた復興金融會社も、自由金解放策も、財界不安の材料を加へこそすれ、事態を改善するに至らず、遂に本年三月の金本位離脱となつた次第である。

併しながら、金本位制度最後の堅壘を誇つて居た米國に、遂にこの日が到來したと云ふことは、世界經濟に取つて、二つの反省材料が與へられることになつた。その一つは、世界經濟に過半の地位を占むる米國自體が、その弱點を自覺し、進んで孤立的な經濟政策を棄てる動機を、與へられたことであり、その二は、既に金本位を離れ、爲替低落を以つて、國際經濟戰に、銳利なる武器として、臨んで居た諸國に對して、同様の兇器を持つた強敵が、現はれたことである。併し一面から考へれば、經濟的軍縮が成立する條件と、環境とは、逐次醸成されて行つたとも考へられないではない。

故に若し一方に於いて、關稅戰終熄の協定が成立したにせよ、他方に於いて、爲替低落の競争が、存続したとしたならば、關稅休戦は、何等の價値なきばかりでなく、爲替維持、乃至金本位固持の國は、嫌でも自衛的關稅引上げを再開し、事態の混亂極度に達するは、火を賭るよりも明かである。

果然今回のワシントン豫備會商では、眞先きに英米交渉によりて、米英クロスに就いて或種の了解が成り、大體一ポンドにつき三ドル半、乃至四ドルの間に、妥協が成立すべしと傳へられる。假りにその中間を

取つて、三ドル七十五セントと決定し、この點に爲替安定を見るものとするれば、米英爲替率は、一割の上騰を見ることとなり、英國は從來平價に比し、四割三分方の下落率を享有して居たものが、平價に比し、三割方の下落率しか享けないこととなる。

爲替比率の協定に際して、米國が、舊平價維持の望を抛棄した關係上、佛國の爲替位置の決定は、極めて難關に陥らざるを得ぬことになつた。佛國は、米國と舊平價維持について、最後の伴侶たり得ると考へて居たものが、米國がその政策を突然棄て去つたために、國際金融上孤立の立場となり、米國と行動を共にせんとすれば、再び平價切下げを執行せねばならぬこととなる。併しそれは佛國の對外信用上も、また同國對外債權上の利害關係からも、忍ぶ能はざるところである。

併し、それにも増して至難な問題は、我國の爲替位置の決定であらう。昭和六年十二月十四日金再禁止以來、半ケ年にして三十ドルを割り、一ケ年にして二十ドルを割つた記録は、戰後賠償、または戰時債務の負擔よりして、爲替崩落の結果した獨、佛その他の例を除いては、世界誠に稀に見る現象であつた。然してこの現象と、國內時局匡救、並びに滿洲事件を契機とする財政的インフレーションとは、相俟つて内は物價の騰貴となり、外は海外ダムピングの結果し、兎も角も不況期の世界に、一時的にせよ特異な徵候を示して居る。各國が、自國ならびにその重要市場に於いて、悩み切つて居るのは、この我爲替ダムピングである。然かも爲替崩落の主要原因が、斯く國內獨自の立場より來て居るために、我國との爲替比率の決定は、對手國に

取りて、最も困難とするところに相違ない。米國が、英、佛を誘導する場合に於いては、或は戰債や軍縮等に關聯する利益を以つて、好餌とすることが出来るかも知れぬ。併し我國に對しては、差當り投資債權上の好餌を以つてする可能性は、薄いと云はねばならぬ。我國を誘導する最後の手段としては、米、英、佛主要國が、我國に對して爲替ダムピング防止税を新設、若しくは強化するか、或は直接間接の手段を以つてする經濟封鎖の方法も考へられないではあるまい。が斯る手段を弄することは、世界經濟會議の精神と、方針に反するのみでなく、却つて豫測以外の惡結果を招かぬも測り難い。さりとして爲替比率の協定に於て、我國を逸することとは、畫龍點睛を忘れたことになる。

一方我國側の意嚮は、如何に歸着するであらうか。假に前記の米英爲替率の一割引上げを、その儘我對外爲替に適用するとなれば、對米約二十四ドルと決定せられる結果となる。

我對米爲替二十三ドル乃至二十五ドル説に對して、我産業界の一部では現在の二十ドル乃至二十一ドルが、我産業の輸出能力維持上、絶対に必要であることを強調し、僅少の昂騰と雖も、我産業を破局に陥れるかの口吻を洩らすものもないではない。

併し我爲替安定の程度決定には、假令二十ドルを以つて定むるにせよ、十五ドルと定めるにせよ、果して未永くその率を維持することが可能であるか否かと根本問題である。而して現下に於ける我財政的インフレーションは、漸く緒に就いたに過ぎないが、この先き何日まで、而して幾何のインフレーションが、必要で

あるかの豫定こそ、我爲替比率の決定に、缺くべからざる要素と考へねばならぬ。そして若し我政治的事情にして許すならば、わが政府當局自身が、内は速やかに財政の根本の方針を定むると同時に、外は今回の會議に於いて、我國の金本位に對する信念を披瀝し、出來得れば、永續し得る點に於いて、比率の協定を爲すことにより、我財政金融の根本的國是を決する、好機會を掴むべきであると思はれる。この事は、延いて我國側の主張として、力説一番を要する關稅障壁、乃至貿易制限の撤廢の主張の貫徹と、交渉の進捗とに貢獻するところ尠からぬものがあるであらう。

然るに、遺憾ながら今日までの状態を見るに、我代表が言明し得ることは、本邦が、出來得る限りに於いて、爲替安定と、國際的金本位復歸に努力する意思ありとの誠意を、表明し得る程度ではあるまいか。若しこの豫想の程度でありとすれば、それだけ、通商障壁の撤回に對する本邦の主張は、弱まらざるを得ぬ。また若し我誠意の證左として、假令微力にもせよ、英國に先例ある爲替平衡資金制度でも設定せられて、制度の上よりして、誠意の實現に向つて進むことを得るならば、各國の疑惑の眼を避け、我立場は好化するに相違ないと思はれる。

四 撤廢の一般的原则

目下米英、米佛間に接衝中のワシントン豫備會商で、大國間の大體の意見の一致を見た上は、ロンドン本

會議で、愈世界五十餘ヶ國の大會議が催される豫定であり、その開期は六月十五日の戦債支拂期を前にして六月十二日と決定せられた。

この本會議の特色は、これに次で逐次締結せらるべき各國間協定の、基礎原則となるべき一般法則を闡明する點に存する。故に本會議の結果のみで、最後の効果が齎らされ得るとは最初から考へてはゐない。この點は、一九二七年以降の關稅及び通商障壁撤廢に關する數次の會議が、一般的協定の締結自體によりて、世界の事態を解決し得べしと考へた遣方に比して、一段と進歩の跡を認めざるを得ぬ。

關稅障壁及び通商障壁撤廢の問題につき、一般的の原則協定は、如何なる内容に落着くであらうかに就て、私は躊躇なく、一九二七年國際經濟會議以降の諸會議で採用せられた諸原則が、レピートせられ、これに明確な解釋と、實行性が、賦與せられ、ばよいと言ひ度い。

第一に關稅政策に關しては、一九二七年の國際經濟會議に於ける、商業に關する報告書中に掲げられた『本會議は、關稅率の引上げを停止し、反對の方向に轉換すべき時機が、到來せることを宣言する』といふ文言は、一言一句の變更もなく、再び採用の價値ありと考へる。さらにこの宣言に續くところの『諸國民は、戦争より生じたる混亂の影響に對抗するために、課せられたる意味以上に、貿易を妨ぐるところの關稅障壁を撤去、又は低減するための手段を、遲滞なく執るべきこと』なる勸告も、『戦争の影響』を、現在までの廣範圍に解する限り、同じく採用せられて可なりである。唯一九二七年の國際經濟會議以後、關稅低減の機運

と動機とを作るべく、國際聯盟經濟委員會が、世界貿易重要品目に就いて、關稅引下げの可能性を研究したるが如き迂遠な方法は、最早必要はなくなつた。何となればその實行は、各國自身の關稅協定に譲れば宜いからである。

次に一九三〇年の關稅休戰條約案の精神、及び方法も、また踏襲せられて宜いと思ふ。すなはち『締約國は、本條約の存續期間中、現保護關稅の率以上に、保護關稅の引上げをなし、または現存せざる保護關稅を課せざることを約す』と謂へる同條約第四條の規定が、顧みらるべきである。出來得れば、その保護關稅なる語句を、一般に關稅なる字句と取換へ得れば、尙ほさら結構である。併しこの處置は、取りも直さず、各國互惠協定が、締結せられ、實際上關稅引下げが實現せられるまでの、先行的豫備的の處置に過ぎないのである。（追記、五月十日頃迄の、ワシントン豫備會議の狀態では、米國の提議した關稅休日案に對して、英、佛、白、伊共大體受諾の模様であり、日本も協定違反の國に對する報復處置の權利留保と、滿洲粟の輸入稅引上を除外して、矢張受諾に決定したものである。）

第二に通商條約に關して、一九二七年の國際經濟會議報告書は『關稅、及び通商條約に關する無條件最惠國待遇の相互的賦與が、諸國家間に於ける通商の自由、且つ健全なる發達の根本的條件たり、右の待遇が、通商條約により、充分長期に互つて保障せられることは、貿易の安定、及び安固のため、甚だ望ましいと考へる』と云つて居るが、今回の専門家準備委員會に於いても『吾人は、常態に於いては、無條件、且つ無制限

の最惠國條款が、國家間の通商關係の基礎を、形成すべきものであると考へ、従つて吾人は、會議が、最惠國條款の範圍に關して、協定に到達すべきこと』を勸告すべしと爲して居る。

第三に、國際貿易上の制限禁止に就いては、我國が昭和五年に批准公布した『輸入及び輸出の禁止、及び制限の撤廢の爲めの國際條約』の趣旨、すなはちその第二條に掲げられたる『締約國は、各自の領域の關する限りに於いて、本條約の實施せらるゝ日より、六ヶ月の期間内に輸入、及び輸出の一切の禁止及び制限を撤廢、または制限を課せざることを約す。また右期間内に於いて、締約國は、現存の禁止及び制限を、最小限度に減少せしむる爲め、一切の適當なる措置を執るべく、且つ新たな禁止、または制限を課せざるべし』との條項を思ひ起すべきである。

勿論前述の第二、及び第三の原則が、再び世人の記憶に呼び出さるべしとするのは、單なる往時の繰返しを以つて、満足せられて宜いと、云ふのではなく、これらの原則が、現在全く無視せられて終ひ、有らゆる例外が、非常時の理由の下に、或ひはその國の緊切なる利益を、擁護するための權利の名の下に許されて、原則乃至は條約の明文が、全く空文に歸せられて居る事實に出發する要求なのである。例へて見れば、我國輸出品は、我爲替激落の理由よりして、佛國で二割五分の爲替附加税を徴收せられて居る。同國は、我罐詰、絹織物その他につき、輸入割當制を實施して居るのみならず、電球、既製衣類等に就いては、突如として割當皆無を發表し、事實上輸入を禁止してしまつた。或は又關稅品目の過度なる特殊化によりて、その特定

品目の引上げが、實際上我國よりの輸出品のみに對する、制限禁止となつてゐる事實は、我數多の輸出品が、屢々經驗した苦痛である。然かも一方に於いて、最惠國條款を伴ふ條約の明文があり、また現に輸出入制限禁止條約に加入せる國なるに拘らず、公然これを破つて顧みぬのが、今日國際間一般の習慣である。

近年我國は、餘りにこの惡意ある計畫によつて、苦しめられて來た。然かも我國は、未だこの種の企畫を、實行したことはないのである。これを顧みれば、我國は、この國際間の惡意に滿ちた、かゝる制度を終熄せしめ、例外事項を出來得る限り制限することを、提議する資格を持つものと、云はねばならぬ。

然らば日本の立場よりして、前記の諸原則の、實行を確保する爲め、何を提議し、且つその通過を期待すべきであるか。

第一に、通商條約、或は關稅協定の一方的破棄より招來する、兩國相互關係の急激なる變化、或は報復的處置が、世界經濟會議の精神に反すること甚しきを認め、新たな協定の成立するまでは、從來の條約、乃至協定は、存続するものたらしむることである。これはインドの通商條約破棄、或は之につゞいて諸國が同様の處置を我國に對してとる場合の、新危急狀態の對策ともなる。

第二は、爲替ダムピングは、前項に述べた通り、各國通貨、及爲替に關する協定、乃至了解が成立したる以上は、最早我國側に存立の餘地はないのであるから、佛國、佛領印度を始め、フィリッピン、カナダ、南阿等の爲替ダムピング關稅の設定、或は評價引上げ處置の如きは、當然中止せられなければならない。

第三に、英帝國特惠制度が、最惠國條款の例外を爲すとの主張は、國際法の通念上、破ることを得ずとするも、特惠の程度が、餘りに過大にして、第三國の利益を害するが如きことは、避けなければならぬ。例へばインドの綿布關稅が、英本國に對しては、從價二割五分なるに拘らず、日本その他に對しては、今次の通商條約破棄前、既に五割とせられ、實に特惠率十割に達して居た如きことは、特惠の程度を超えて、第三國に苛酷なる禁止、乃至制限制度を課したと同様である。同じい事實は、カナダでも、佛領印度支那でも、幾多發見し得らるゝところである。

第四に、別國との關稅協定を豫想し、これに備ふる爲め、一般稅率と、最低稅率との開きを甚だしくし、または國定稅率を、必要以上に引上げ、若しくは引上げを留保する如き措置を、罷めねばならぬ。斯る手段によつて久しく我國が苦しめられたのは、佛領印度支那の關稅であつた。而して昨年同國と、暫定的關稅協定に入つた以後の今日でも、協定品目以外に就いては、まだ斯る感を懷かざるを得ぬを遺憾とする。

第五は、今回の協定によりて、世界各國が、所謂關稅休戰の状態に入り、進んで協定引下げの趨勢に、向つた以後でも、特に財政上、乃至緊急なる理由により、關稅率の引上げが豫想せられ、またそれが可能な場合があり得るであらう。斯る場合にも、一度に過大な引上げ、例へば十割、二十割といふ急激な引上げは、許されてはならない。

第六に輸入割當、ライセンスを實施する場合ありとするも、その理由と、割當率決定の標準は、出來得る

限り明確に、且つ最惠國條款の原則に準據して、規定せられ、闡明せられねばならぬ。何となれば、現今の割當制度に於ては、比率決定の標準の如き、全く一方的に定められ、殆んど外部より窺知し難いのを、通例とするからである。

五 各國との協定の豫測

今回の會議が、從來の會議に比較して、少しでも有力であり、效果ありとするならば、それは會議の一般的取極めが、直ちに各國間の協定によつて、具體的に實現され得るといふ豫想に懸つて居る。然らば我國は、進んで如何なる協定に入るべきかを、一瞥せねばならぬ。

現下の我國として、新規通商協定に入るべき就中重要な對象は、云ふまでもなく、米國と、インドとである。その他佛國、濠洲、カナダも、その對象國の一に考へられるけれども、前者二國ほど切實な問題とはなつて居ない。支那、ソヴェット及び滿洲國も、また有力なる候補者に相違ない。支那は、來る五月十五日の日支關稅協定期限満了と同時に、協定を廢棄する豫定であると云はれ、その善後處置を考究せねばならぬ關係にある。つぎにソヴェットに對しても、單に我國のみならず、全世界として國際通商關係の促進の上から、一貫した對策が、求められて然るべき時機に際會して居る。柳條溝の事件を機として、新に生誕した滿洲國に對しても、我國はその國際的政治的承認は、第二段に譲つても、その國際金融、及び通商關係促進

を、誘導してやらなければ、新生の實は擧がり得ない。併し思ふに、支那、ソヴェエツト、及び滿洲國の通商促進問題を、この機會に解決せんとする希望は結構なるも、これをして世界經濟會議の產物たらしむるには、餘りに政治的であり、アムピシヤスであるから、茲では省いて置く。

(イ) 對米協定

米國との交渉に關しては、本邦側も、米國側も、まだ何ら具體的な意見を、提示する時機に立至つて居ないために、また況んやロンドン本會議の豫測すらかざる今日、これが内容を云爲することは、稍や早計の誹を免れぬかも知れない。故にこゝでは、兩國に於ける交渉の豫感を述べるに過ぎぬものと思はれたい。

兎もあれ、今回の世界關稅低減案は、ルーゾヴェルト大統領が、不況打開局面轉回の唯一の有効手段として、曾ての世界不況の誘因たり、怨府の的となつて居た一九三〇年のホーレー・スミート現關稅法の撤廢を、昨年の選舉政綱中に約束したに始まる。併しルーゾヴェルトは、右關稅改正を主張し、これに代るに、收入的低關稅を以てすることを力説したが、尙ほこれを解説して、競争的關稅 (Competitive Tariff for Revenue) なる言葉を使用して居るより見れば、當該米國製品が、對外競争に堪へ得る程度に於いて低減を爲し、無制限な、或は均一的な引下げを、承諾するものでないことは、想像に難くない。最近の情報に據るに、大統領は、議會より、關稅四割、乃至五割引下げの權限を委任されて、會議に臨むと云ふことである。

全世界貿易の逼塞、世界産業恐慌誘發の大動因たりとの定評ある一九三〇年六月實施の現行ホーレー・スミ

ート關稅法は、舊マツカンパー法に比し、稅率引上げ品種八百八十七種、引上げ二百三十五種であつて、その内我國對米輸出品にして、累を蒙る重要品二十三種に及び、増率平均約二割三分と稱せられたるも、品別を仔細に檢するに、大豆油は四割増、カーボン電球五割増、乾豆は七割五分増、百合根に至つては、二十割増の如き、急激な引上げの憂目を見たものすらあり、この爲我國輸出品にして、米國向きのものは、いづれも急激な輸出減退を見るに至つた。當時世界各国に於いても、是非の反響著しく、結局佛國、カナダを始め四十餘國に於いて、對米報復手段の實行を誘發することになつた。

米國が低減せんとするは、實にこの關稅法である。低減の方法は、當該品目に關して、米國一般關稅率の外に、最低稅率を定め、この最低稅率を、協定期間中、當該協定國に適用するといふ。且つその最低稅率は、無條件最惠國待遇を有する國に及ぼし、その他米國との貿易上、不當なる差別待遇を爲さざる國に及ぼす。また稅率協定には、所謂歩合協定の方法を採らざること、等が今までに判明してゐる同國の方針である。

我國として、如何なる品目について、協定を要求すべきやに就いては、第一にこのホーレー・スミート關稅法によりて、稅率激増を見たものに就いて、交渉を試みるのが、最も効果的であらう。すなはち陶磁器、電球、百合根、乾豆、絹製衣類、絹織物、帽子原料、及び帽子、セルロイド刷毛と言つた類である。第二に、生糸は、同國で無稅であるが、この機會に、据置の協定をして置く必要があるのではなからうか。現に昨秋米國ヰイスコス社外有力人絹業者の策動があつて、生糸關稅設定の有力なる請願が、議會に向つて運動された

ことすらあつた。而して今後生糸を對象とする課稅運動は、決して絶滅するとは云へないばかりか、寧ろ實現の危険さへ加はる可能性がある。

米國側の利益提供に對して、我國は米國に如何なる利益を、許容できるであらうかと言へば、先づ第一に、木材關稅を擧げることが出來よう。我國の木材關稅は、小麥關稅と同じく、原始産業保護の目的を達しないばかりでなく、却てその反對の現象を結果し、且つ消費階級の利益を害する、甚だしいものがある。且つ現關稅率は、米國關稅の引上げに對する報復的意味すら加味して居ると、稱されて居るものであるから、その引下げは、有效な手段として、見らるべきであらう。さらに木材に次いで原料品である石油が、有力な候補として押され得る。これ等の外、自動車、及び部分品、鋼材が擧げられるけれども、我國保護産業品である關係上、當分その低減は望み得られまい。

關稅々率協定以外に、我々が政府當局に期待して已まぬのは、米國のダムピング防止策の阻止方である。昨年、殊に下期以降、爲替安を利用して、我安價品が、米國市場に殺到するや、米國々内業者は、その救援を、關稅法第三百三十六條の伸縮關稅の實施や、第三百三十七條の不當廉賣阻止の手段に求めたのであつたが、本來我製品の溢出が、主因を爲替安に置いて居た爲めに、生仲斯る處置が、どれだけでも、我輸出の防遏とならう筈はなく、茲に於いて、フーヴァー大統領任期最後の本年春の議會には、爲替相場の低落率により、自動的に増率を決定するリスター・ヒル案、フランク・クロザー案が現はれ、或は、關稅委員會が、國

内産業に對する影響を調査したる後、大統領をして、同委員會の提議に基づき、評價基礎の變更、附加稅、または新稅を賦課せしめるホールー案が、政府自身の有力なる支持を得て現はれた。けれども、幸にしてこれは通過するに至らなかつた。素より爲替問題の解決、乃至了解にして、成立するならば、爲替補償稅の主張は、も早解消するかとも思はれるが、伸縮關稅、不當廉賣處置の請求適用の如きは、今後も決して絶滅すべしとは考へられない。加ふるに關稅委員會の調査とか、公聽會の開催とか、稅關に於ける不當廉賣供託金の積立等の風説だけでも、我輸出業者製造業者の脅威は著しく、輸出の手續は紛雜となり、この爲め我貿易が、阻害せられること夥しきものがある。この點に關し、政府當局が、國內群小輸出業者の統制に任じ、濫賣を警め、この事實を以つて、今後の外交々渉を有利に導き、彼國の伸縮關稅、不當廉賣阻止の發動方を、少しでも緩和し得らるゝことを切に希望する次第である。

(ロ) 對インド協定

米國が、低關稅主義を標榜して、世界經濟會議に臨まんとするに對して、著しき相違を示すものは、インドの對日通商條約撤廢であらう。而して假令その表面の理由が、インド國內産業の存立を危からしめるが如き、異常な廉價を以つて、物資の輸入せらるゝのを防ぐにありとは云ふものゝ、インド綿業にとりて、脅威である點に於いては、程度の差こそあれ、本國マンチエスター、また我國と等しく、その例に洩るゝものではない。結局今回の擧が、オッタワ會議による、大英經濟帝國主義の實現の一徵候であり、マンチエスター

の老朽綿業が、我國の優良且つ安價の製品を押しつけて、暫時の偷安を、インド市場に期待せんとするに外ならないのである。

これに對する我朝野の對策は、一方に於いて、我外交當局は、シムラ及びロンドンの當局に對して、（一）インドに於ける綿絲布、人絹布、或はセメント等は、先年英國との間に特惠稅率が實施せられ、（二）インド内地の紡績業は、ボムベイを除く内地工場が、異常の發展を遂げて、殷賑を呈して居り、（三）我國に於いては、高爲替時代購入せる棉花ストックは、既に使ひ盡して、今後インドの供給に、俟たざるを得ぬ等の事情を纏述して、日印通商條約を破棄し、我綿製品その他に、禁止的高率關稅を課することの、不適當なる所以を納得せしめ、大局よりして、日印兩國を、無條約状態に放置することの影響に就いて、忌憚なき意見を吐露したる上、若し聽き入れられざる時は、政府は民間と共に、英國全植民地よりの主要輸入品に對して、嚴重なる輸入統制を斷行し、他方民間に於いては、棉花の如きはインド以外の地の供給に俟ち、次第によりては、滿洲朝鮮の地で、自給の計畫をすら進めんとして居る。

而して我國の一部では、右の如き紛紜の跡を絶ち、將來に互つて、根本的解決を策するため、世界經濟會議に訴ふべしとする論者も少くない。

世界經濟會議に、本問題を提議する場合、如何なる形式を以つてすべきかは、既に『四』のロンドン會議に於ける、一般的協定の原則の項に、述べた通りである。すなはち（一）通商條約、乃至關稅協定の一方的

廢棄の場合にも、本經濟會議の精神に基づき、新たなる條約、乃至協定の成立するまでは、從來の條約、または協定は、存續するものとする。こと。（二）特惠關稅の特惠の程度が、過大にして、第三國の利益を害することを防ぐことの原則にして、採用せらるゝならば、差當りその對策となり得るであらう。要は我國側が、この原則を會議に提出し、且つこれを英國をして、容認せしめ得るや否やに懸るのである。尙ほこれに關聯して一言すべきは、我關稅政策が、相互關稅主義に徹底せず、稅率の如きも、事實上單稅制度なるかの觀を呈して居るために、假令我國との最惠國條款付通商條約を拋棄するも、對手國は、何らの痛痒を感じず、また我國と、新たに通商條約關係に入るも、差したる利益がないことが、一面破棄の根本的原因なりとも考へられる。この點に鑑み、我國もこの機會に、穩健なる程度の復稅制度を採用し、原則として無制限無條件最惠國條款主義を採るにしても、幾分制限や條件を介し得られるものとして、我國との條約締結を誘引できるものとするのが、緊要であり、却て我國との通商關係を、緊密ならしむる所以であらうかと察せられる。そして之は決して世界經濟會議の精神に背反する譯ではない。

（ハ）その他に對する問題

尙ほ兩國以外の國、就中佛國との協定が、具體化して來る場合には、我國が、常に非常な不利益を蒙つて居た佛國の輸入割當、ライセンス、關稅々目の極端なる特殊化等を指摘し、撤回せしめることが考へられる。支那に對しては、未だ直接協定の時機ではないと、想像せられるが、或は世界經濟會議を利用して、ポ

イコット運動の不合理不正當を、輿論に訴へ得るならば、我國に取り可成效果的であらう。またソヴェエツトの市場は、若しこれが各國に自由に解放せられるならば、物資の移動、世界的滯貨一掃の上にも、貢獻すること大なるものがあるに相違ない。同國の極端なる貿易管理市場閉鎖は、一面國內の政治的關係から、他面同國の國際金融的窮迫より來て居るのであるから、若しその閉鎖的通商政策を抛たしめると同時に、同國産業開拓融資のために、國際的プールを作らしめることゝならば、彼我相互の利益は、尠からぬものがある。若しこのこととして成功すれば、一時資本主義國の脅威たりしソヴェエツト・ダムピングも鋒を收むべく、同時に資本主義國相互間の間隙を泳ぎ、利を獲る狡猾なる經濟政策も、終熄を告げることゝならう。これが爲めには、資本主義有力國の鞏固なる團結と、巧妙なる外交手段が必要であること勿論である。

戰債賠償問題と國際經濟會議

大 竹 虎 雄

序 說

現下の世界不況の原因は、一にして足りないのであるが、政府間に不生産的なる巨額の債權債務關係存在し、未だ其の解決を見ないことも、亦最も有力なる原因である。而して其の問題の一は賠償であつて、其の二は戰債問題である。

賠償問題も戰債問題も、共に世界大戰の所産であつて、賠償金の收入に依つて戰債を支拂ふと云ふ建前になつてゐる處、賠償問題はドイツ其の他の債務國の國力疲弊の爲め、幾度か行詰を來し、延いて戰債問題にも手痛い影響を與へてゐた。此の關係は最近二三年に俄に急迫を告げ、何とかして之を解決せねばならぬ氣運に迫られた。

此の必要はやがて、ローザンヌ會議の開催、並に國際經濟會議の提唱となつて現はれたのであるが、ローザンヌ會議では、賠償を事實全部帳消とし、戰債問題を未解決の儘にして仕舞つた。此の結果、賠償債權國

は賠償金に依らず、自力を以て戦債を支拂はねばならぬ羽目に陥り、事態は一層困難を加へた。

而して戦債問題を國際經濟會議の議題とする事は、始めからアメリカの反對する所であつて、今回の本會議に於ても審議の外に置かれることは、マクドナルド首相やハル國務長官の聲明に依つても明である。併し戦債問題を除外して他の不況打開策を議しても、それは殆ど無意義に近いとは一般に認められる所であつて、歐洲各國は皆之が解決を熱望してゐるから、會議前後に於て何等かの形で其の交渉が行はれ、其の結果は直に會議自體の運命を左右するものと考へる。以下順を逐うて、戦債賠償兩問題の沿革を述べようと思ふ。

第一 戦債問題の推移と戦債處理協定

今日戦債問題と呼ばれて居るものは、世界大戰の結果發生した國家間に於ける、各種の債權に關するものことである。其の時期は戦時戦後に互り、其の目的は軍需品代金の決済が最も主なるものであるけれども、戦後に於ては元利金の償還、荒廢地の復舊、財政の立直し、救済、救援等各種の目的を含み、従て債務國は舊敵國にも及んでゐる。

債權國の最大なるものはアメリカであるが、イギリスはアメリカから借りたものを他の聯合國に再貸付しフランスも英、米兩國からの借入金の一部を他の聯合國に貸してゐる。其他イタリー、カナダ、オーストラリア、オランダ、ノールウェイ、スエーデン、デンマーク、スイス等も若干の債權を有し、其の關係は複雑を極

め、今日に於いては、確定的の償還計畫が決定されてゐないものすら少なくない。特にロシアは對外債務を否定して居る關係上、同國に對する債權は、全く整理の見込なきものである。

戦時戦後幾何の貸付が行はれ、最近に至る迄如何に償還され、將來に互つて如何なる償還計畫が、定められてゐるか云ふことを説明するのは、本問題の解説として極めて必要であるが、こゝでは今日問題の中心を爲してゐる米、英、佛三國の債權に付、而も其の主要なるものに付いて概要を説明することとする。(計數は比較の便宜上平價に依りドルに換算して示すこととした)

一 戦債の起因

現在の戦債は世界大戰中、竝に大戰直後に於いて貸付られた貸付に依て生じたのである。今之を三期に分けて其の概況を示さう。

(一) 大戰勃發(一九一四年八月)よりアメリカ參戰(一九一七年四月)までの貸付

此の期間に於ける軍需品代金の調達は、主としてイギリスに於いて行はれたが、フランスも亦其の小協商國並にロシアを援助する爲めに巨額の貸付をした。而して軍需品代金の支拂は、アメリカに對して行はれるもの頗る多かつた關係上、金の賣却(九二六、〇〇〇、〇〇〇ドル)アメリカ證券の處分(八三五、〇〇〇、〇〇〇ドル)アメリカ市場に於ける起債(一、四八〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)を行つて之を決済したが、此の内米國市場に於ける起債も、其の大部分は償還された。又フランスの貸付は、其の資源を英國からの借入金に仰いだの

で、同國はイギリスに對して債務者の關係に立つてゐる。今一九一七年四月現在の債務關係を示せば、左の通りである。(單位百萬ドル)

ベルギー	フランス	ギリシア	イタリー	ユーゴスラヴィア	ポルトガル	ルーマニア	ロシア	計
對英	二四三	六三	七	六三	五	二〇	六二	一、六五七
對佛	四	—	—	—	—	—	—	四
計	二四七	六三	七	六三	五	二〇	六二	一、六六三

(二) 米國の參戰より休戰(一九一八年十一月)までの貸付

一九一七年四月にアメリカが參戰するや、大懸りで歐洲諸國の財政援助を行ふこととなり、四月二十四日に第一回自由公債五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル(利率四 $\frac{1}{4}$ %)を發行し内三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドルを對歐貸付に使用する案が成立した。當時歳出委員長は『吾人は此の資金がアメリカに返つて來ると言ふことに付いて、多くの關心を持たない、此の資金の輸出に依つて、アメリカ國民の血が節約されるれば此の上なき幸である』と述べてゐるが、之を以つても當時の意氣込を知るべきである。

第二回自由公債發行法案は、一九一七年九月二十四日に成立し、其の補助法案が一九一八年四月四日及同年七月九日の二回に互り下院を通過し、一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドルを超えざる限度に於いて、聯合國の證券を買入れる權能を大藏省に與へた。而して貸付の形式はクレジットであつて總額八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

〇ドルのクレジットを設定し、休戰迄に七、〇六七、〇〇〇、〇〇〇ドルを使用せしめ、軍需品、棉花、穀物、其の他の食料品、煙草等の買入代金、並に運輸料金等に充てたのである。

英、佛兩國も再貸付を繼續したのであつて、各國の債權債務關係は極めて複雑になつた、此等の詳細は之を略し、休戰當時に於ける對米、對英、對佛債務の概數を示すに止める。(單位百萬ドル)

對米	ベルギー	フランス	イギリス	ギリシア	イタリー	ユーゴスラヴィア	ポルトガル	ルーマニア	ロシア	計
對英	一七三	一、九七〇	三、六六六	—	一、〇三三	—	—	—	—	七、〇六七
對佛	四三	一、六三	—	九〇	一、八五	六二	六	二、四七二	六、七五三	
計	五五	—	—	一、五	七	二九七	—	三三〇	九五	二、三三七
	一、二二九	三、六三三	三、六六六	二、五	二、九六一	四〇〇	六二	二、九八	三、六六四	一、六、〇五七

尙イギリスの自治領其他の海外領土は、其の戰費を自ら調達したのではあるが、英本國から資金の貸付を爲し、之を援助してゐる。其の額一九一九年三月末現在でオーストラリア九二、〇〇〇、〇〇〇ポンド、ニュージランド二九、六〇〇、〇〇〇ポンド、南アフリカ聯邦一六、六〇〇、〇〇〇ポンド、ニュー、ファウンドランド四〇〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドであつて、此の外カナダに對するものは、同國の反對信用に依つて消滅した。

(三) 休戰以後の貸付

所謂戦債貸付なるものは、休戦以後も引續いて行はれたが、其の目的の大部分は戦時中の貸付に對する利子に充つる爲めであつた。併し其の他極めて重要なものとして、交戦國の復興及救援の目的で貸付られたものがあり、此の際にはスカンヂナヴィア諸國スイス等も乗り出し、債務國の範圍は、舊聯合國のみならずオーストリア、ハンガリー國等をも含んでゐる。

而して米國からの貸付は、矢張り自由公債法の根據に依つたもので、同法は米、獨間に於ける正式の平和克復(一九二二年七月二日)の日迄、效力が存続したのである、又一九一八年七月九日の『アメリカ軍需品の殘餘を信用に依つて賣却し得ることの法律』や、一九一九年二月二十五日の『アメリカ救濟局が食料其の他の生活必需品を歐洲に供給する爲め、一億弗の基金を設定することの法律』に依つたものである。(其の貸付總額は夫々五七四、〇〇〇、〇〇〇ドル、八四、〇〇〇、〇〇〇ドル、五六、〇〇〇、〇〇〇ドルである) 今米國大藏省の報告に依り、最初から休戦後に至る迄の貸付總額を示せば、左の通りである。(單位百萬ドル)

聯合國	債務國		休戰前		休戰後	
	救援貸付及信用賣却	償還等を差引純貸付	救援貸付及信用賣却	償還等を差引純貸付	救援貸付及信用賣却	償還等を差引純貸付
ベルギー	一七二	一七	一七二	一七	三〇	三七
フランス	一、二九〇	一、〇七	一、二九〇	一、〇七	四〇七	三、三三一
イギリス	三、六六六	五八	三、六六六	五八	—	四、〇七五

ギリシア	—	一五	—	—	—	一七
イタリア	一、〇三二	六七	—	—	—	一、〇九八
ユーゴスラヴィア	二	一六	二	二五	—	五二
ルーマニア	—	二五	—	三	—	三六
ロシア	一八七	—	—	五	—	一九三
計	七、〇六七	二、四八	四八〇	—	—	九、七四八
其他	—	—	—	—	—	—
アルメニア	—	—	—	—	三	三
オーストリア	—	—	—	—	二四	二四
チエツコ・スロヴァキア	—	三	—	—	三〇	三三
エストニア	—	—	—	—	一四	一四
フィンランド	—	—	—	—	八	八
ハンガリー	—	—	—	—	二	二
ラトヴィア	—	—	—	—	五	五
リツアニア	—	—	—	—	五	五

ポ ー ラ ン ド	—	—	150
計	1	230	380
總 計	4,074	21,510	10,000

イギリスに於いても戦後引續き貸付が行はれたが、純戦債の外、同國は物資貸付(War Stocks 聯合國其の他へイギリス軍隊の過剩軍需品、及引渡を受けた獨逸の物資を讓渡することに依り生じたもの) 救援貸付(Relief Credit) 本國送還貸付(Repatriation Credit 俘虜及幽閉せられた文官を歸國せしむる爲めの貸付) 復興貸付(Reconstruction Loan) が有り、同國では此等を純粹の戦債と嚴に區別して居る。

フランスも亦戦後貸付を繼續し、特にベルギーに對しては約三三〇、〇〇〇、〇〇〇フランを貸付け純戦債以外に於ても色々の貸付を行つた。

二 初期の戦債交渉と戦債處理協定

前述の如く戦債は、其の起因に於いて極めて複雑であり、且つクレジットに依るものが甚だ多かつた、又利子の延滞が甚だ多く、之を再貸付に依つて處理し來り、此處にも錯綜せる關係を生じた。されば之を整理して單一の確定的債務とし、一定の償還計畫を樹てることは甚だ必要とされ、種々の曲折を経て戦債處理協定の成立を見た。

(一) 初期の戦債交渉

一九一八年十一月休戦條約結ばるゝや、英國藏相は當時在英中のアメリカ大藏次官クロスビーに、戦債處理の審議をしようと云ふことを申出たのであるが、クロスビーは之を拒絶した。次で一九一九年一月にフランス政府は、ヴェルサイユ平和會議に於いて本問題を議し度き旨申出たが、アメリカ藏相は之に應ぜず、一九二〇年四月四日に、イギリスは政府間債務の一般的帳消を申入れたが、アメリカは之をも退けた。次に同年八月五日、イギリス首相ロイドジョージはアメリカ大統領に書翰を送り、イギリスはアメリカからの對米債務の全部を聯合國に貸付けたのであり、戦債と賠償とは直接關聯のあるものであるから、債務整理乃至帳消は兩面的、一般的でなければならぬと云つて、アメリカが債權の帳消を肯んずるならば、自國も對聯合國債權や對獨賠償債權を抛棄しようと申送つたが、大統領はかゝる帳消は憲法上到底不可能なるべきことを答へ、且つ戦債と賠償との關聯を認むることは出來ぬ旨を附言した。

かくの如く兩者の意見は到底一致を見ることを得ず、空しく二年を経過したのであるが、聯合國は此の間に賠償問題の解決を熱心に努力し、而も充分の効果を擧げ得なかつた。

一方アメリカ大藏省は一九二一年六月に、債務整理の全權能を賦與せらるべきことを議會に要求したが、下院は之を承認せず、一九二二年二月九日戦債處理法(Debt Funding Act)を制定し、大戦債務處理委員會(World War Debt Commission)を設置し、該委員會にはアメリカに有利なる様、特に左記方針の下に、戦債の處理乃至借換を爲さしむべき權限を與へた。是は全く聯合國の意向に反し、從來の貸付を處理して、確定

的の債務に換へんとするものである。

- (イ) 元金は二十五年以内に償還せらるべきこと。
- (ロ) 利率は四分半を下るべからざること。
- (ハ) 債務國は自國證券以外の證券を引渡して、債務の辨濟を爲し得ざること。
- (ニ) バルフォア・ノート

右委員會の設置に對し、聯合國は暫く沈黙を守つてゐたが一九二一年八月に至り、イギリス外相バルフォアは、フランス、イタリー、ユーゴ・スラヴィア、ルーマニア、ポルトガル、ギリシヤ諸國に同文のノートを送り

『我國は對米債務の支拂を單獨に取扱ふことは出来ぬ。それは互に關聯せる一聯の取引であつて、我國は或る場合には債務者であり、或る場合には債權者である。故に我債務が履行を強制されるならば、我債務も亦之を強制せねばならぬ、我國が貴國に對して支拂を要求するのは、全く對米債務の履行の爲めである。我國は對獨賠償を免除し、總ての國際債務を帳消することを希望するが、若しそれが不可能であるならば、我國は如何なる場合に於いても、利益を得ることを欲してゐないことを、了解されんことを望む。我國は我債權者に對して支拂ふことを要する金額以上に、我が債務者に要求しないが、其れと共に必要だけの金額は之を要求すべきことを認められ度い』

此のノートはバルフォア・ノートと稱せられ、今日に到る迄イギリス政府の方針を示すものとして、重きを爲してゐるのである。

三 對米戦債の戦債處理協定の成立

かくてアメリカは戦債處理を急ぎ、イギリスもポールドウインを委員長とするイギリス戦債處理委員をワシントンに送り、一九二三年一月八日から交渉を開始せしめた。此の交渉に於ける難點は、アメリカの主張する四分半と云ふ利率は高きに過ぐることに、二十五年内の償還は不可能であることを、イギリスが強く主張した點に在るのであるが、種々の交渉の結果、アメリカ側は之を受諾し、戦債處理法を改正して處理の制度を緩和し、償還期限を六十二年、利率を最初十年間は三分半、其の後は三分とし(全期間の平均利率は三分三厘)元金と利子とを別々に規定する方法で、償還計畫を定めた。又延滞利子に付いては、一九二二年十月十五日迄の延滞利子を四・二五パーセント(自由公債の利率と同額)とし、其の以後處理協定成立の日迄の分を三パーセントとする。

尙ほ處理協定は一定の場合に、モラトリアムを認め、利子は六月十五日及十二月十五日の二回に支拂ひ、元金を十二月十五日に支拂はしめ、辨濟期の到來した利子の半額を、債務國の新債權で支拂ふことを許した。又元利金は現行貨幣法に依る、ドル金貨を以て支拂ふべきことを規定し、債權國の請求ある時は債務國は、債務の全部又は一部に付、直ちに賣出し得べき證券を作成して、債權國政府に交付すべきことを、規定して

る。

英米協定の成立後、他の國々に對する交渉は續々開始され、相次いで協定が成立した。委員會は一九二七年二月九日に解散したが、其の後は政府自身の手で交渉が繼續され、一九二八年一月にギリシャ、一九三〇年五月にオーストリアとの協定が成立し、ロシアを除き他の債務國との交渉は全部完了した。此等の協定に在りては、償還期限、延滞利子、證券化、金約款の規定等、大體、英米協定に等しく、モラトリアムの規定もそれと附せられてゐる。

而して利率の點は、各協定甚しく相違があり、フィンランド、リスマニア、ハンガリーとの協定は、英米協定に等しく、フランス等のものは一定期間（佛、伊は五年、ユーゴスラヴィア十二年、ベルギー休戦前債務）を無利子とし、其の後に付いて特別輕減率を設けてゐる。ルーマニアは十四年、チェッコは十八年間の利子の支拂延期を認められるが、同時に元本を増額される。其の他の諸國に對するものは、皆それと色の持つてゐるけれども、餘り煩雜に互るから之を省略する。各協定に従ひ、年々の元利償還額を表示すれば、第一表の通りである。

四 對英並戰債處理協定の成立

イギリスでは、純戰債と其の他の貸付とを、嚴重に區別して整理してゐる。イギリスの純戰債の最大貸付先は、ロシアであつて、其の債權總額は經過利子を含め最近十億ポンドに達し、總債權額の三分の一に上つ

てゐるが、是は全然整理されてゐない。其他の諸國に對しては、總て整理済みであつて、其の償還期限は六十二年乃至六十三年、支拂期は年一回、金約款や證券化約款がない。モラトリアムの規定は何れの協定にも付せられてゐるが、其の態様は一樣でない。イギリスの整理協定の特色中、最も特色のあるものは、バルフォア・ノートを根據とする所謂輕減約款である。是はイギリスの受取つた純戰債額が、對米支拂額を超過した場合にはそれだけを帳消し、不足した場合には加徴せんとするものである。

其他の貸付中、救援貸付は回収見込全くなきアルメニアに對するものを除き、全部整理せられ、償還期限は四年乃至二十年である。

復興貸付（白及白領コンゴに對するもの）は五パーセントの利子を付し、一八三一年から一九五五年迄に償還されることとなつた。又本國歸還貸付は、リスマニアの五年以外は、十年以上の期間に償還される様、協定の成立を見た。

又物資貸付（聯合國其他へイギリス軍隊の過剩軍需品、及引渡を受けたドイツの物資を讓渡したことに依つて生じたもの）自治領並海外領土に對する貸付も、亦特別の處理協定を結び、又は最初からの實行方法を繼續して、回収することとした。今イギリスの各種債權總回收額及各國償還年次表を示せば、第二表の通りである。

五 對佛債務の處理協定

フランスの債權中、ロシア、イタリアに對する債權は全く未整理であるが、一九二五年にルーマニアとの協定が成立し、一九三〇年一月の第二次ヘーグ會議(賠償問題の項参照)の際、ユーゴスラヴィア及びギリシャとの處理協定が成立し、ルーマニアとの協定が改訂され、此等協定の内容は頗る複雑で、中には交互計算になつてゐるものもあるが、其の説明は總て之を省略し、其の支拂年金を表示すれば第三表の通りである。

第一表(甲) 對米戰債處理總括表

(單位百萬ポンド)

協定年月	協定元本	原貸付額	附加利子	支拂年金總額	元金	利子	支拂年金現價	協定元本ニ對スル割合(%)
一九三〇年五月	二五、四八	二五、三七	一、四一	二五、七七	一、四七・八	一、三〇	二〇、三五	四〇・五
一九三五年八月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三五年十月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三五年十一月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三五年十二月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三六年四月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三六年六月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年五月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年四月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年十月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年九月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年十一月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年十二月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年三月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
一九三九年五月	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、
計	二五、	二五、	三、	三三、	一、	一、	二〇、	八〇、

第一表(乙) 對米戰債元利償還年次表

(單位千ドル)

六月二終	ペルギ	チエ	エスト	ラフ	ンス	リス	ギリ	ハン	リタ	ラト	ニス	ボ	ル	ス	ス	計
ル年度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
一九二四	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九二五	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九二六	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九二七	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九二八	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九二九	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三〇	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三一	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三二	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三三	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三四	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三五	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三六	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三七	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三八	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九三九	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四〇	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四一	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四二	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四三	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四四	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四五	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四六	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四七	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
一九四八	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

Table with 10 columns representing years from 1950 to 1980 and multiple rows of numerical data. The data shows a general upward trend in values over the period.

Table with 10 columns representing years from 1950 to 1980 and multiple rows of numerical data. It includes a '備考' (Notes) section at the bottom with detailed annotations regarding the data sources and methodologies.

Table with 10 columns representing years from 1950 to 1980 and multiple rows of numerical data. The data shows a general upward trend in values over the period.

第二表 對英戦債元利償還年次表

(單位千ポンド)

戦債賠償問題と国際經濟會議 (戦債問題の推移と戦債處理協定)

一九三三	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九三四	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九三五	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九三六	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九三七	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九三八	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九三九	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九四〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九四一	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九四二	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九四三	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九四四	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九四五—五六	三、五〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一八、三三〇
一九五七	三、二五〇	三、二五〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、二五〇	一九、六五〇
一九五八—六六	三、二五〇	三、二五〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、二五〇	一九、六五〇
一九六七—八七	三、二五〇	三、二五〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	三、二五〇	一九、六五〇
計	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、一八、八〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、一八、八〇〇

本表ハ復興貸付ヲ含まズ

第三表 對佛戰債元利償還年次表

(單位百萬法)

歴年	ルーマニヤ	コイゴリス ラヴィア	ギリシヤ		ポーランド		チエツコス ロヅアキア
			A	B	A	B	
一九二八	一・三	—	—	—	—	—	—
一九二九	一・八	三・二	〇・三	〇・一	—	—	—
一九三〇	一・七	九・五	〇・七	〇・五	—	—	—
一九三一	二・三	二・六	一・〇	〇・七	三・四	一五・三	一〇
一九三二	二・八	一五・八	一・三	〇・九	六・二	一五・三	一〇
一九三三	二・八	一五・八	一・三	〇・九	九・三	一五・三	一〇
一九三四	二・八	一五・八	一・三	〇・九	一二・四	一五・三	一〇
一九三五	二・八	一五・八	一・三	〇・九	一五・四	一五・三	一〇
一九三六	二・八	一五・八	一・三	〇・九	一五・四	一〇・四	一〇
一九三七—四〇	三・一	一七・三	一・四	一・〇	一五・四	二〇・四	一〇
一九四一—四二	三・一	一七・三	一・四	一・〇	一七・〇	二五・五	一〇
一九四三—四五	三・七	二〇・七	一・七	一・二	一七・〇	二五・五	一〇

戦債賠償問題と国際經濟會議 (戦債問題の推移と戦債處理協定)

戦債賠償問題と国際經濟會議 (戦債問題の推移と戦債處理協定)

一九四六	三・七	二〇・七	一・七	一・二	二〇・三	三八・三	〇
一九四七—四九	六・八	三七・六	三〇	二・三	二〇・三	三八・三	〇
一九五〇	六・八	三七・六	三〇	二・三	三六・九	三八・三	〇
一九五一—五五	六・八	三七・六	三〇	二・三	三六・九	五二・〇	〇
一九五六—六五	六・八	三七・六	三〇	二・三	三六・九	五二・四	〇
一九六六	一〇・九	一八・八	一・五	一・一	三六・九	五二・四	〇
一九六七—七〇	三・六	—	—	—	三六・九	五二・四	〇
一九七一	三・六	—	—	—	三六・九	—	〇
一九七二—七九	三・六	—	—	—	五五・三	—	〇
一九八〇—八七	三・六	—	—	—	五五・三	—	〇
一九八八	一・三	—	—	—	五五・三	—	〇
一九八九—九二	—	—	—	—	五五・三	—	〇
計	六八・一	一、〇一五	八・二	三・三	二、二六三	一、五三八	五〇〇

羅馬尼ハ戦前法ニ依リ他ハ法ヲ米貨三・九二仙トシテ計算ス

第二 對獨賠償問題の経過とヘーグ協定

今日賠償問題と稱せられてゐるものは、世界大戰の結果舊聯合國がドイツ、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア等に對して課するに至つた賠償金の問題である。而して其の内で最も重要なのは、對獨賠償問題であるが、此の以外の問題も矢張り賠償問題の一部を成し、之を東方賠償問題と云ふ。併し東方賠償問題は其の金額も左迄大きくなく、又最初から其の支拂の見込が甚だ少なかつたので、世界の太勢から云へば殆ど問題とされなかつた。

而して對獨賠償問題も、昨年のローザンヌ會議で解決の域に達し、事實上全免されて仕舞つたので、今日では全く過去の問題となつて仕舞つた。併し對獨賠償の抛棄は、直ちに戦債支拂に支障を來すに至つたのであるから、今日の戦債問題を理解するには、對獨賠償問題の過去を知る必要があらうかと思ふ、仍つて左に之が概説を試みる。東方賠償問題は重要でない上に、内容が極めて複雑難解であるから全く之を省略する。

一 ヴェルサイユ平和條約賠償條項と賠償總額及分配率の決定

一九一八年十一月十一日に休戰條約が成つて、世界大戰の幕が閉されるや、先づ起つたのは、聯合國がドイツから賠償金を取ると云ふ問題であつた。ヴェルサイユ平和會議に於いては、歐洲の戰勝國は擧つて各種の要求を持ち出した。一體賠償の問題に付いては、大戰中から賠償を取るべしと云ふ議論と、取るべからずと云

戦債賠償問題と国際經濟會議 (對獨賠償問題の経過とヘーグ協定)

ふ議論があり、ウイルソンなども非賠償主義を取り、仲々入釜しかつたのであるが、平和會議では結局、ドイツをして賠償を支拂はしめることゝなつた。併し聯合國の戰爭に因る損害や、戰爭に基く負擔を計算し、ドイツの支拂能力を調査すると云ふ様なことは、非常な難事業であつたので、平和條約賠償條項には、ドイツが賠償金を支拂ふべき項目や、原則だけを定め、別に賠償委員會 Reparation Commission なる債權國の委員會を設置し、同委員會をして金額を決定せしめ、支拂の實行を監督せしめることゝした。

かくて賠償委員會は、各種の材料に基き賠償額を調査し始めたのであるが、是は技術的に非常に六つかしい問題であるばかりでなく、政治的に頗る困難で、賠償委員會の到底負擔し切れない程度であつたから、此の總額の問題を後廻しとし、分配率だけを定めやうと云ふことになり、一九二〇年七月にスパールに政府會議を開き、賠償金分配率を協議し、イギリス二二%、フランス五二%、イタリー一〇%、日本〇・七五%、ベルギー八%、ポルトガル〇・七五%と定めた。是は所謂スパール協定率であつて、永く分配の基礎となつたものである。

此の間、賠償委員會は鋭意調査を續行し、一九二一年にはドイツの支拂ふべき債務總額を千三百二十億金マルクと云ふことに決定し、之を同國に通告した處、ドイツ政府は之を受諾した。爾來ドイツはこれだけの賠償債務を負擔することになつたのであるが、此の額たるや實に天文學的の數字であると云はれた。

併し其の後の實績は仲々捗々しからず、屢々支拂猶豫の要求が行はれ、歐洲の經濟界は頗る不安定の状態

を續けた。其の爲めに、債權國は首相會議、大藏大臣會議、最高會議等を開いて對策を講じたが、事態は少しも好轉せず、終にフランスは支拂確保の必要上ルール地方を占領し、ドイツは強硬に之に抗議すると共に佛白二國に對しては、全然支拂を爲さざる旨を宣言する等、賠償問題は殆んど行詰りの状態に陥つた。

二 ドーズ委員會とドーズ案

此の行詰りを打開する方法として、政治家は専門家に委嘱し、政治的見地を離れて解決案を作ると云ふことを考へ、一九二四年に至つて、賠償問題の根本的解決の爲の専門委員會が組織せられ、政府の拘束を離れて、經濟的に熱心なる研究を行ひ、浩瀚なる報告書が作成された。此の案を議題として、政府間の會議が同年七月八月に互りロンドンで開かれ、専門家の案を採擇すると云ふ意味のロンドン協定が結ばれた。此の専門家案は、其の委員長の名に依つて名付けられた所の、所謂ドーズ案である。

同案に依れば、ドイツの支拂は一九二四年九月一日を以つて始まる。同案第一年度に於ては十億金マルク、第二年度に於ては十二億二千萬金マルク、第三年度十二億金マルク、第四年度十七億五千萬金マルクを支拂ひ、第五年度（一九二八—一九二九年度）には標準年金二十五億金マルクとなり、其の以後はドイツの人口、貿易其他各種の統計を基礎とする繁榮指數に應じて、將來の年金額を増加することゝなつた。

又一方ライヒスバンクを改革し、從來の紙幣一兆マルクを一金マルクとし、以て通貨を安定せしめ、賠償金は總てライヒスバンクに拂込ましめ、聯合國の手に依つて送金することゝし、さらに不況の場合に一時に

海外支拂を爲して、爲替を暴落せしめる危険を避ける爲め、爲替委員會 Transfer commission を設けて之を保護する途を拓いた。尙賠償金の資源の一部として、八億金マルクの外債を募集したのであつて、是れ所謂ドーズ外債である。此のドーズ案は其の後順調に實施せられ、一九二八年九月から標準年度に入つて、愈々年二十五億金マルクの支拂をすることゝなつた。

三 賠償問題の最終的解決

(一) ヤング委員會とヤング案

然るに、ドイツの内情から見るとは、ドーズ案を長く實行することは非常に困難であつた。特にドーズ案には、毎年の賠償金額は規定してあつても、年數の規定がなく、従つて賠償總額としては依然千三百二十萬マルクと云ふ額が其のまま存續して居り、之を何とかせねばならず、其の輕減は後日の問題として取殘され、全く安定を得てゐなかつたので、最終的にして完全なる解決が欲しいものだと思ふ氣運が動きつゝあつた。

處で一九二八年九月、ジュネーヴに於いて國際聯盟總會が開かれた際に、ドイツの外相ストレーゼマンは、日、英、白、佛、伊の代表に對して、ヴェルサイユ平和條約に依り其の義務履行の保證として、舊聯合國がライン地方を占領してゐるのを、其の最終期限たる一九三五年以前に撤兵して欲しいと言ふ要求を持ち出したが、それを切掛に賠償問題の最終的解決に従事することの申合せが出来、其の方法としては、ドーズ委員會の例に倣つて、政治的に拘束せられざる専門委員會を作つて攻究しようと思ふことに話が纏まつた、是

二八年九月十六日のジュネーヴの決定である。

かくてアメリカからオーエン・ヤングを始めとして、モルガン、ラモントと云ふやうな巨頭が出馬し、イギリスのサー・ジョサイア・スタンブ、フランスのモロー、イタリーのピレリ、ベルギーのフランキ、ドイツのシヤハト等、皆一流の人々が委員に任命された。日本からは前財務官森賢吾と、日銀名古屋支店長青木隆が選任された。

委員會は一九二九年二月十一日以来、巴里に於て開會され、議事に入り、度々危機に瀕したが、各國委員の協調的精神と、委員長ヤングの公平なる統率振りとは、克く圓滿なる進行を可能ならしめ、六月七日に至つて報告書の調印を了し、之を各國政府及賠償委員會に提出した。委員長ヤングの名に因みヤング案と呼ばれてゐるものが是である。

(二) ヘーグ會議とヘーグ協定

専門委員會の報告を受けた各政府は、大體主義に於いて之を承認したが、正式に之を承認する爲め、一九二九年八月六日からヘーグに政府會議を開いた。此の會議には日、英、獨、白、佛、伊六國の外カナダ、ギリシア、ルーマニア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、ポルトガル、チエツコ等の代表者が參列し、アメリカも傍聴者として駐佛大使を參列せしめた。

日本代表は安達、永井兩大使、廣田公使、イギリスは代表スノーデン、ヘンダーソン、グラハム、フランス

代表はブリアン、ルシュール、イタリー代表はグランデ、ドイツ代表はストレーゼマン、ヒルファディングであつた。處で此の會議は、専門家委員會の報告を其の儘承認すればよいので、大したことはなからうと思はれてゐたが、會議の劈頭からヤング案の取分に付、イギリス代表スノーデンから強硬な抗議が出て、會議は一時決裂に瀕した。併し折衝に折衝を重ねた後、他の債權國の讓歩に依つて、漸くイギリスを満足せしむべき案を作り、八月三十一日に議定書を作つて、ヤング案に對して相當重要な變更を加へ、細目に付いては各種の委員會を設置して之を議せしむることとし、第一次會議の幕を閉ぢた。

第一次會議閉會後續々各種委員會の設置を見たが、此等の委員會の報告は、年内には總て提出されたので、一九三〇年一月三日からヘーグ第二次會議が開かれた。此の會議には、第一次會議の參加國の外オーストリア、ハンガリー、ブルガリアの代表者が之に加はり、特に國際決済銀行の本店所在地がスイスに決定された關係上、スイスの代表者も之に加つたのは注目すべきである。

ヘーグ第二次會議に於ては、對獨賠償問題よりもオーストリア、ハンガリー、ブルガリア諸國に對する問題が八釜しく論ぜられたが、一月二十日に其の調印を終へ、所謂ヘーグ諸協定が成立した。同年五月十七日迄に所定の批准を完了して、愈々實施されることとなつた。

所で此處にヘーグ諸協定と云ふのは、對獨協定の外、多くの協定條約取極其の他の文書から成り、頗る浩濶なものである。而して各種文書の内最も重要なものは、勿論對獨協定であつて、本協定に配するに十二の附屬

書を以てし、大體前記のヤング案並に第一次會議の議定書を基礎とし、種々の點に於て之に修正を加へ、さらに細目に付て詳細なる規定を設けた。故に協定の内容はヤング案其の者とは少しく違ふので、之を新案 New Plan と云ふ。勿論通俗にはヤング案と云つてゐるが、正確に云へばヤング案其の者とは少しく違つてゐる。尙特に注意すべきは對米關係であつて、アメリカはヤング委員會の中には入つてゐたが、ヘーグ會議には參加せず、他の國とは離れて單獨にドイツと協定を結んだ。故に新案と云ふ中には、アメリカに對する分を含んでゐないのである。

(三) 新案の内容

これから所謂新案の内容を説明する。是は大體に於いてヤング案の内容を骨子としたものであるが、違つた點も大分ある。

(一) 年金の金額及年數

新案の著しき特色は、年金の金額及年數を確定した點に在る。前述の如く、ヘーグ協定は一九三〇年五月十七日に始めて效力を生じ、従つて年金に付いても同日から新案に依る金額が支拂はれることになるのであるが、年金に付いては一九二九年九月一日から、直にヤング案の規定に従つて新しい計畫を實施することになつた。而して其の支拂年度は四月一日から三月三十一日迄であるから、第一年度は一九二九年九月一日から三〇年三月三十一日に至る七ヶ月である。そこで其の金額及年數は如何であるかと云ふに、一九二九年九

月一日を基準とし、第一期第二期とに分つて、左の如く支拂を行ふこととなつたのである。

(1) 第一期 三十六年七月間(一九二九年九月一日—一九六六年三月三十一日)

一箇年平均二十億五千六十萬ライヒスマルク

此の金額の内にはドーゾ外債の元利金が入つてゐるから、其の金額を除くと十九億九千八百八十萬ライヒスマルクになる。

又此の内の年平均六千六百萬ライヒスマルクは、米國に對するものであるが、是はヘーグ協定に關係なく、獨、米間の直接の協定に依つて支拂はれるものなること前述の通りである。

(2) 第二期 二十二箇年(一九六六年四月一日—一九八八年三月三十一日)

各國の戦債支拂所要額と對米債務

此の額は年に依つて異つてゐるが、最初は十六億ライヒスマルクで、最高十七億ライヒスマルクに上り、最後には八、九億ライヒスマルクに落ちる。そして對米債務の分は四千萬ライヒスマルク宛十五年であるが、此の額はヘーグ協定の範圍外であること第一期分と同様である。

此の年金は之を戰爭債務に對する所要額の部分と、一般戰爭損害補償に對する分とに分けることが出来る。即ち第一期年金中戦債の部分は、第二年度に於ける九億六千萬ライヒスマルクから、漸次増加して十五億七千萬ライヒスマルクに達し、第二期の分は全部戦債に對する分である。

そこで此の二つの部分の年金を、年利五分五厘の換算で現在價額に直すと、

戦債支拂に充當する分

三、四九、〇〇〇、〇〇〇 ライヒスマルク

其の以外の賠償に相當する分

三、三三、〇〇〇、〇〇〇

計

三、八二、〇〇〇、〇〇〇

になる。即ち一九二一年の賠償委員會の決定たる千三百二十億金マルクに比較すると、殆んど千億マルクの軽減となつてゐるのである。

(二) 各債權國に對する分配額

前に述べた年金は、第四表に示す如く各國債權國に分配される。之に依れば我國の取分は年平均千三百二十萬ライヒスマルクで、三十六年七箇月間繼續する譯になる。(對米債務はヘーグ協定以外の協定に依つたものであるが、便宜上之を併記する)

此の分配表はヤング案の儘であつて、少しも改訂されてゐない。けれどもヘーグ第一次會議の結果、イギリスを満足せしめる爲め、事實上變更される案が樹てられた。即ち一九二九年四月から八月迄の支拂金十二億三千四百萬ライヒスマルクは、一九三〇年三月三十一日に終る年度に於ける、各國戦債所要八億六千三百萬ライヒスマルクにのみ振當つべき旨ヤング案に規定あり、其の間三億七千萬ライヒスマルクの開きがあり、其の用途が未定であつたのを幸とし、右期間の戦債所要額が、右期間の割當額に不足してゐる、イギリスに

戦債賠償問題と国際経済會議 (對獨賠償問題の経過とヘーグ協定)

一〇二、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク、イタリーに一四、八〇〇、〇〇〇ライヒスマルク、ギリシヤに一、三〇〇、〇〇〇ライヒスマルクを與へ、其の残額は一旦佛、白二國に與へ、さらに三十七年間英貨を以て、フランスは毎年千六百六十五萬ライヒスマルク、ベルギーは三百十五萬ライヒスマルクをイギリスに輸出することとし、別にイタリーは同様三十七年間九百萬ライヒスマルク宛をイギリスに支拂ふこととした。

第四表 新案に依る年金分配表

(單位百萬ライヒスマルク)

ドイツの 財政年度	フ ラ ン ク	リ ギ ヤ	イ タ リ ヤ	ベ ル ギ ー	ル ー マ ニア	セル ヴ ニア	ギリ シヤ	ポ ルト ガル	日 本	ポ ー ランド	リ ト ニア	合 計	米國以外の 諸國の賠償 取分中對外 支拂に充て らるべき額
一九二九—三〇	四一八・八	五三・一	四一・五	七〇・七	〇	七二・一	〇	六〇	一三・二	〇・五	六五・九	七四二・八	〇
註(一) 一九三〇—三二	九〇〇・七	三六六・八	一五六・〇	九八・二	一〇〇・〇	七九・四	三六	一三・二	一三・二	〇・五	六六・三	一七〇七・九	九六五・一
一九三一—三三	八三八・四	三六一・九	一九〇・七	一〇三・六	二二・〇	七九・三	六七	一三・二	一三・二	〇・五	六六・一	一六八五・〇	九四二・三
一九三二—三四	八七九・一	三六四・五	一九六・三	一〇五・三	二二・〇	七九・四	六九	一三・二	一三・二	〇・五	六六・一	一七三八・二	九九五・四
一九三三—三五	八七九・一	四五四・八	一九二・四	一〇〇・三	二二・九	七二・四	七一	一三・六	一三・六	〇・四	五九・四	一八〇四・三	一、一六六・四
一九三四—三五	九四一・七	四五〇・一	一九三・六	一〇二・八	二四・七	七二・五	七二	一三・六	一三・六	〇・四	五九・四	一八六六・九	一、一九九・〇
一九三五—三六	九六二・七	四四四・九	一九五・二	一一〇・〇	二六・一	七二・六	七二	一三・六	一三・六	〇・四	五九・四	一八九二・九	一、三四九・九

一九三六—三七	一〇〇四・一	四三八・一	一九七・二	一一六・九	一七・二	七三・七	八二	一三・六	一三・六	〇・四	五九・四	一九九七・七	一、二七一・八
一九三七—三八	一〇三一・七	四五二・六	一九八・五	一一四・七	一八・三	七二・五	八三	一三・四	一三・四	〇・四	五七・二	一九七七・〇	一、三三四・〇
一九三八—三九	一〇五二・四	四四七・一	二〇〇・二	一一四・八	一九・一	七二・八	八五	一三・四	一三・四	〇・四	五七・二	一九九五・三	一、三五二・五
一九三九—四〇	一〇八七・三	四四二・五	二〇四・一	一一七・〇	二二・七	七四・五	八四	一三・六	一三・六	〇・四	五九・四	二〇四二・八	一、三七五・〇
一九四〇—四一	一一七九・九	四五七・一	二一一・五	一二一・一	二〇・一	七六・一	八四	一三・六	一三・六	〇・四	五九・四	二一五五・五	一、四八七・六
一九四一—四二	一二七二・二	四五六・三	二二三・一	一二三・九	二〇・〇	八三・九	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二二八〇・七	一、四七三・九
一九四二—四三	一一九一・四	四五五・九	二三五・五	一二四・一	二〇・六	八八・二	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二二九八・〇	一、四五五・一
一九四三—四四	一一九〇・八	四三九・八	二二七・八	一二四・二	二二・一	八八・三	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二三〇四・三	一、四五二・五
一九四四—四五	一一九〇・七	四五〇・五	二二〇・五	一二三・九	二二・一	八八・五	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二三〇七・五	一、四六四・七
一九四五—四六	一一九〇・七	四三九・一	二二三・三	一二四・〇	二二・七	八八・七	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二三〇三・八	一、四六〇・九
一九四六—四七	一一八八・〇	四三三・四	二二五・六	一二四・一	二八・四	八八・七	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二二九九・五	一、四五六・九
一九四七—四八	一一八五・二	四四六・六	二二七・一	一二四・〇	三二・二	八八・八	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二三一五・二	一、四七二・三
一九四八—四九	一一八五・一	四三九・一	二二九・三	一二四・二	三二・二	八八・八	八三	一四・二	一三・二	〇・五	六六・一	二三二〇・〇	一、四六七・一
一九四九—五〇	一二四八・五	四三九・六	二二八・一	一二四・六	三二・一	九九・八	八一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	二三二六・八	一、四六二・五
一九五〇—五一	一二七七・八	四四〇・五	二二六・〇	一二四・七	三二・一	九九・九	八一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	二三三九・二	一、五〇三・九

戦債賠償問題と国際経済會議 (對獨賠償問題の経過とヘーグ協定)

一九五二—五三	二四八・五	四四一・〇	二七二・八	一三四・七	三二・一	一〇〇・〇	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三四三・二	一、四八七・九
一九五二—五三	二四八・三	四四一・四	二七五・六	一三四・七	三二・一	一〇〇・〇	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三四六・二	一、四九一・一
一九五三—五四	二四八・二	四四五・六	二七八・五	一三四・七	三二・一	一〇〇・一	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三五三・三	一、四九八・一
一九五四—五五	二四八・一	四五三・六	二八一・三	一三四・七	三二・一	一〇〇・七	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三六四・六	一、五〇九・四
一九五五—五六	二四八・一	四四四・二	二八五・四	一三四・七	三二・一	一〇一・二	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三五九・八	一、五〇四・五
一九五六—五七	二四八・一	四三四・七	二八九・〇	一三四・九	三二・一	一〇一・二	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三五四・二	一、四九九・一
一九五七—五八	二七八・六	四〇七・三	二九二・六	一三四・九	三二・一	一〇二・二	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三六一・八	一、五〇六・七
一九五八—五九	一三〇三・八	四一〇・二	二九六・七	一三四・八	三二・一	一〇三・一	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三九三・八	一、五三八・六
一九五九—六〇	二七八・四	四〇八・三	二九九・八	一三四・八	三二・一	一〇三・二	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三七〇・六	一、五一五・四
一九六〇—六一	二七八・二	四〇六・一	三二〇・八	一三四・七	三二・一	一〇四・五	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三八〇・五	一、五二五・四
一九六一—六二	二七八・二	四二二・〇	三三一・五	一三四・五	三二・一	一〇五・九	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三九八・三	一、五四三・二
一九六二—六三	二七八・一	四〇〇・五	三三四・八	一三四・八	三二・一	一〇五・九	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一三九〇・二	一、五三三・〇
一九六三—六四	二七八・〇	四一〇・〇	三三七・八	一三四・六	三二・一	一〇六・〇	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一四〇三・六	一、五四七・四
一九六四—六五	二七七・八	四〇六・二	三三一・〇	一三四・九	三二・一	一〇六・〇	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一四〇二・一	一、五四六・八
一九六五—六六	二二九七・五	四一〇・六	三三四・〇	一三四・五	三二・一	一〇六・〇	八・一	一五・一	一五・二	〇・六	七六・一	一四二八・八	一、五七三・七

平均一九二九—六五	一〇四六・五	四〇九・〇	二二二・七	一一五・五	二〇・一	八四・〇	七・〇	一三・二	一三・二	〇・五	六六・一	一九八・八	一、五六六・九
一九六六—六七	七九四・二	三五七・二	二九〇・一	五五・一	三一・七	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六七・七	一、五六六・一
一九六七—六八	七九四・一	三四六・七	二九五・一	五五・八	三六・八	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六〇・九	一、五七五・九
一九六八—六九	七九〇・八	三四九・四	三〇三・三	五五・〇	三九・八	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六六・七	一、五八九・二
一九六九—七〇	七八七・七	三五五・六	三〇九・三	五五・一	四二・九	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六〇・〇	一、六〇二・九
一九七〇—七一	七八七・五	三六一・二	三一七・五	五三・二	四二・九	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六四・三	一、六三三・一
一九七一—七二	七八七・三	三六一・八	三三七・七	五二・八	四二・九	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六五・九	一、六二二・五
一九七二—七三	七八七・一	三六六・一	三三三・〇	五二・八	四二・九	二二・七	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六六・三	一、六四四・九
一九七三—七四	七八六・八	三六五・四	三三六・三	五二・八	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六六・七	一、六六七・六
一九七四—七五	七八六・八	三六四・一	三四〇・五	五二・八	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六八・四	一、六八四・二
一九七五—七六	七八六・六	三六六・四	三四四・六	五三・二	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六七・〇	一、六七七・九
一九七六—七七	七八六・二	三六三・八	三五〇・八	五三・五	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六八・七	一、六四四・六
一九七七—七八	七八六・一	三六四・七	三五六・九	五三・三	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六五・四	一、六五四・七
一九七八—七九	七八五・九	三六五・一	三六七・一	五三・二	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一六五・五	一、六五九・六
一九七九—八〇	七八五・七	三六四・七	三七二・九	五二・九	四二・九	二二・六	九・七	八・二	—	—	四〇・八	一七〇・四	一、六七〇・五

戦債賠償問題と国際經濟會議 (對獨賠償問題の経過とヘーグ協定)

一九〇一—八二	七五・四	三六三・五	三五・一	四二・九	三三・六	九七・七	八・二	—	四〇・八	一七二・三	一、六七・六
一九一—八二	七五・二	三六五・六	四〇・一	五三・三	四二・九	三三・六	九七・七	八・二	—	一六八七・六	一、六九一・八
一九二—八三	七八五・〇	三六二・八	四〇七・二	五三・四	四三・九	三三・六	九七・七	八・二	—	一六九一・八	一、七〇三・三
一九三—八四	七八四・七	三七二・〇	四〇九・八	五三・四	四三・九	三三・六	九七・七	八・二	—	一七〇三・三	一、六八三・五
一九四—八五	七八四・四	三四六・二	四二六・五	五三・〇	四三・九	三三・六	九七・七	八・二	—	一六八三・五	九二五・一
一九五—八六	七八四・〇	四二四・一	註③ 四一八・八	五三・〇	四三・九	三三・六	九七・七	八・二	—	九二五・一	九三二・四
一九六—八七	七八三・八	四二四・一	註③ 四二五・〇	五三・三	四三・九	三三・六	九七・七	八・二	—	九三二・四	八九七・八
一九七—八八	七五三・三	註③ 七二二・註③ 三六二・六	五〇・六	四三・九	三三・六	九七・七	八・二	—	—	八九七・八	—

註(一) 一九二九—三〇の年度は、一九二九年九月乃至一九三〇年三月の七箇月の分である。

(二) 一九三〇年三月三十一日に終る年度の戦債支拂額は、ドーズ年金から支辨されたのであつて、其の金額は八六三・一〇〇、〇〇〇ライヒスマルクであつた。

(三) 此等の金額は、此等の三年間に於ける英國の戦債受領額の戦債支拂額を超過する額に該當し、獨逸に返還するものである。すなはち英國はバルフォア・ノートに依り、對米戦債所要額以上に賠償金を取らぬことになつてゐるので、是は當然獨逸に返すべきである。

(三) 年金取扱方法及年金の態様

ドーズ案の下に於いては、賠償金は總て賠償委員會なる債務國の機關の監督の下に行はれ、同委員會の任命した賠償支拂管理人(アメリカ人のパーカー・ギルバート其の任に在つた。)の手で受授されてゐた。而してドイツはライヒスマルクをライヒスバンクに於ける賠償支拂管理人の勘定に拂込めば其の責任を免れ、國外送金の義務を負つてゐなかつた。然るに新案の下に於いては、賠償委員會の機能は停止され、賠償支拂管理人や爲替委員會は廢止され、之に代り新に設立された国際決済銀行(The Bank for International Settlements)が取扱ふことになつた。而して賠償年金は、原則として外貨、すなはちライヒスマルク以外の通貨で同銀行に支拂ふこととしたので、ドイツの國外送金の義務を認めることとなつた。之を「Transfer」と云ふ(外貨拂、國外送金と云つたやうな意味であるが、専門的には振替と譯してゐる。)

併し、若し絶対に外貨のみで支拂ふことを要するときには、ドイツの經濟生活及爲替を著しく脅かすことになるので、年金中一定の部分以外は、九十日前の豫告に依り、最長二年間外貨で支拂ふことを停止し、ライヒスマルクでライヒスバンクに支拂ふことを許し、一年を経た後さらに其の半額に付ライヒスマルクに依る支拂をも停止することを許した。かく絶対に外貨拂停止(Transfer postponement)や支拂停止(Payment postponement)を許さざる部分を、延期し得ざる年金(non-postponable annuity)と云ひ、他の部分を、延期し得る年金(postponable annuity)と云ひ、又前者を無條件年金、後者を條件付年金と云ふ。此の無條件年金は、毎年六億一千二百萬ライヒスマルクの定額(此の外ドーズ外債の元利金も、無條件年

金の性質を有するものとされてゐるが、之を加へると、其の平均年額は六億六千萬ライヒスマルクになる。であつて、左の各國のみに割當てられる。

ライヒスマルク	
フランス	500,000,000
イタリー	400,000,000
イギリス	500,000,000
日本	600,000,000
ユーゴスラヴィア	600,000,000
ポルトガル	200,000,000
計	2,800,000,000

(四) 實物引渡

ドイツが賠償金を支拂ふのに、現金で支拂はず、商品又は役務で支拂ふ制度は、實物引渡 Delivery in kind と云ひ、ドイツの負擔を軽減する方法として、従前から認められてゐた處である。債權國から云へば、此の制度は成る可く早く廢止することを可とするのであるが、急に廢止する時は、ドイツの經濟界に混亂を與へるので、尙十年間だけ存続せしめることとした。而して實物引渡十年間の合計額は左の通りである。(單位百萬ライヒスマルク)

フランス	2,858	イギリス	1,210	イタリー	535
ベルギー	336	日本	36	ユーゴスラヴィア	263
ポルトガル	39	ルーマニア	76	ギリシア	22
計	5,250				

實物引渡と云つても、賠償支拂の初期に於けるが如く、貨物を其の儘引渡すのではなく、債權國の商人が、ドイツの商人から買つた商品の決済代金に賠償金を充て、其の代りに債權國政府は、自國商人から代金を取立てると云ふ方法なのである。又前述の如く賠償金は、原則として外貨で支拂ふべきものではあるが、實物引渡資金のみはライヒスマルクで支拂ふのであつて、外貨拂停止の場合の如きは、實物引渡を擴張する方法も認められてゐる。

(五) 年金の一般賣出

無條件年金は又一般賣出を爲し得る年金とも云ふ (Mobilisable annuity)。すなはち年々年金として受取る代りに、ドイツをして公債を發行せしめ、其の手取金を無條件年金受領國の間で分配し、之に對する元利金を、年々の無條件年金と差引くことを許してゐるので、之を年金の一般賣出 (mobilisation) と云ふ。此の結果年金を一時金として受領し得る便宜があるばかりでなく、ドイツ國對債權國の關係は、ドイツ國對債券所持人の關係となり、政治的債務を商業的債務たらしめることが出来る。ヘーグ協定實施後第一回の實行とし

て、一九三〇年六月に二億ドルの一般賣出を爲し、我國も二百七萬ドルの割當を受けた。尙此の時の發行額は總計三億ドルであるが、内一億ドルはドイツ自身の公債であつて、賠償に關係ないものである。

(六) 國際決濟銀行

新案に定められた各種の案の内、最も興味を惹き最も特色あるものは勿論國際決濟銀行である。此の設立はヤング委員會の當初から、各國の委員の間に期せずして一致した案であつた。ドイツからの賠償金を受入れて債權國に分配し、更らに進んで國際金融の助長に貢獻せんとするのである。従つて從來の賠償委員會。賠償支拂管理人等の事務は、大部分同行に移り、政治的債務は全く商業的債務と化したのである。實に同行の設立は、新案の骨子と云つても宜いのである。

同行は五億スイス金フランの資本金を以て、スイス國のバーゼルに設立されることとなり、ヤング委員會に委員を出した七國の中央銀行(アメリカはモルガン商會)が中心となり、各國中央銀行に於いて株式を引受け、一九三〇年五月十七日から開業した。又此の日を以てヘーグ協定の効力が發生したこと前述の通りである。

(七) 支拂資源及擔保

ドーズ案には年金支拂の資源として、一般の歳出の外ドイツ國鐵道會社(Reichsbahn Gesellschaft)の利益だとか、工業會社の負擔だとか、色々のものが割當てゝあり、ライヒスバンクやドイツ國鐵道會社には、外國人の評議員とか管理委員と云ふやうなものを入れて、嚴重なる監督を爲し、英、佛、白三國の軍隊は、ラ

イン地方を占領して居つたのである。併し新案に於いては、原則として此等の擔保を撤廢して、専らドイツの誠意に信賴することとし、支拂資源は一般豫算に依り、唯無條件年金の引當として、毎年六億六千萬ライヒスマルクの賠償税(Reparationssteuer)を、ドイツ國鐵道會社から徵收することとし、消極的擔保として關稅、煙草税、麥酒税及火酒專賣收入を振當てることにしたに過ぎない。

又ライヒスバンクや鐵道會社の評議員及監理委員は、専らドイツ人に限ることとして、外國の干渉を除外し、ライン地方の期限前撤兵を實行したことなどは、最も注目すべき變化である。

第三 戦債賠償問題最近の情勢

一 世界不況と戦債賠償問題

戦債賠償問題は以上述べた如く、古い沿革のあるものであるが、賠償は兎も角として戦債の方はロシア等特殊のものを除き、大體に於いて順調に支拂はれて來た。然るに最近に於ける世界的不況、經濟界の悪化は戦債賠償の支拂を甚しく困難たらしめ、紛糾に紛糾を重ねるに至つた。

而して賠償債務はヘーグ協定の成立に依り、兎も角も順調に支拂はるべく豫想されたのであるが、同協定施行後一年ならずして全く行詰を來し、終に一九三二年夏のローザンヌ會議に於いて、事實上全免されるに至つたので、戦債は全く歐洲諸國の負擔に於いて爲されることとなり、茲に戦債帳消は具體的の問題となつ

て現はれ、一昨年十二月の對米戦債の支拂を履行せざるもの多く、國際經濟會議も本問題を解決せざれば全く無意義なりとせらるゝに至つた。

二 フーヴァー提案に依る戦債賠償の猶豫

ヘーグ協定成立後ドイツは鋭意賠償支拂に努力し來つたが、世界的不況の影響を受けて、同國財界は異常なる難局に當面し、特に一九三一年春のオーストリアに於けるクレディット・アンスタルトの破綻以來、事態は一層悪化し、六月六日には緊急統令を發して財政的危機に處する途を講じ、一方首相及外相はイギリスに渡つて同國首相に訴ふる所あり、アメリカに對しても非常状態を報じて、何等か措置を講ずるに非ざれば同國は破綻の外なしと告ぐるに至つた。

事態がかくまで急迫したのを見たアメリカ大統領フーヴァーは、突如六月二十日に至り、難局打開の爲に、國際債務の支拂を一年間猶豫せんとする聲明を發した。即ち左の通りである。

(一) アメリカ政府は各國政府間の負債、賠償及び救済費（個人保有に係る政府の諸債務を除く）の元利拂の一年間延期を提議する

(二) アメリカ政府は議會の承認を得ることを條件として、外國政府の戦時及び戦後の負債中千九百三十二年七月一日から千九百三十二年六月三十日に至る迄の期間内に、期限の到來する支拂を猶豫す、但、主要債權國が其の對外債權の延期を認めることを前提とする

(三) 本件は賠償問題と對米戦債との間には、何等の關係なしと云ふアメリカ從來の立場を拋棄したものでない

此の提議に對しては各國共皆贊意を表したのであるが、賠償金の半額以上を受領し、戦債支拂額の方が賠償受入額より遙に大きいフランスは斷然反對し、意外の紛糾を見た。併しアメリカ藏相メロン自らパリに於いてフランス政府と熱心に折衝した結果、漸く七月六日に至り米佛基礎協定が成立し、ドイツ政府が支拂猶豫期間中も、無條件年金の支拂を繼續すべしとのフランスの主張に對しては、アメリカも同意を與へ、同時にフランスは無條件年金の受領分は、其儘國際決済銀行を通じてドイツ鐵道會社に貸付ける案に同意した。

かくて其の細目を決定する爲に、ロンドンで七月十七日から専門家會議を開く豫定としてゐたが、此の時、豫てから險惡であつたドイツ財界は急激に悪化し短期資金の引上行はれること甚だ急で、ライヒスバンクの準備激減し、七月十三日にはダラムスタット・ウント・ナショナルバンクが支拂を停止し、ドイツは全く恐慌に襲はれ、混亂に混亂を重ねるに至つた。

而してロンドンの専門家會議は、豫定通り七月十七日から開かれたが、ドイツの情勢が前述の如くであつた爲め、之を救ふ爲め七月二十日から日、英、米、佛、獨、伊、白、七國の政治家會議を開き、ドイツの短期資金の引出を止め、出來得る限りの援助を爲すべきことの勸告案を採擇し、各國銀行家から成る國際委員會を設置して細目を研究せしめることとした。

次いでフーヴァー・モラトリアムの實行細目案を議する専門家會議を開き、八月十一日に至つてドイツ鐵道會社への貸付金（無條件年金の變形）は一九三三年七月一日から十年間に償還することとし、議定書の署名を了した。

又政治家會議に依る金融専門家委員會は、アメリカのウイギンを議長とし、日本、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリー、ベルギー、オランダ、スイス及びスウェーデンの十國の銀行家を以つて組織し、スイスのバーゼルに於いて、會議を開きドイツ救済の細目に關する報告書を作成した。

三 世界的恐慌よりローザンヌ會議まで

ドイツの恐慌は各種の救済策に依り、一旦表面上沈靜に歸したが、之に依り信頼は全く破壊され、イギリスに對する短期資金の引上頻りに行はれ、九月二十日に至つて突如同國は金本位を停止した。

イギリスの金本位停止は、異常なるセンセーションを捲き起し、其の重壓に堪へずして、金本位を離脱する國相踵いで生じ、殆んど其の界限を知り得ざるが如くに見えた。

イギリスの金本位停止直後、アメリカ大統領フーヴァーは、フランス首相ラヴァールを招請し、ラヴァールは十月二十二日にワシントンに赴き、二十三日から二十五日迄軍備縮小、國際爲替、政府間債務等の問題に付いて會談し、二十五日に共同聲明を發したのであるが、其の内政府間債務關係の分は左の通りである。

『政府間債務に關してはフーヴァー・モラトリアム満期前に、財界不況繼續期間中、適用せらるべき何等かの

協定を必要とすることを認めるが、其の條件に付ては兩國政府共之を留保する。此の問題に關する發議は、歐洲主要關係諸國に於て、一九三二年七月一日以前に、既存協定の範圍内で遲滞なく爲さるべきである』此の聲明は、具體的には何も指示してゐないのであるが、歐洲諸國は之を以つて、アメリカが戦債輕減の意あるものとなし、後に至つて色々の紛議を生じたのである。

此の間にドイツは、嚴重なる爲替管理を行つて、辛じて金本位を維持してゐたが、内容に於いて少しも改善されず、十一月十九日に至り、ヘーグ協定の規定に依り、國際決済銀行に對し、特別諮問委員會を招集するに至つた。茲に於いて同銀行は、日、英、米、獨、伊、白、七國中央銀行總裁の指名に依る委員、並にオランダ、スイス、スエーデン及ユーゴスラヴィア四國の臨時委員から成る委員會を招集し、十二月八日から二十三日まで會議を開き、ドイツの支拂資源に關する詳細なる報告書を作成、フーヴァー年度經過後に於いてもドイツに支拂能力なきことを認め、關係政府に於いて緊急措置を講ずることを勸告した。茲に於いてイギリス政府は、戦債賠償問題に關する國際會議を開くべきことを、フランス政府と協議し、十二月三十日付を以つて日、佛、伊、白、獨其の他の關係國に對し一九三二年一月十八日からスイスのローザンヌに於いて、右會議を開くべきことを提議し、諸國は之に應諾し、其の準備を進めたのであるが、實際の情勢に徴するに、ドイツの賠償金の全免を主張する一方、フランスはヘーグ協定の勵行を主張して譲らず、此の儘會議を開くも決裂の外なく見えたから、英佛兩國協議の結果、會議は一旦之を五六月の候まで延期することとなり、本邦に對しては

一月二十二日付フランス大使から其の旨通告があつた。

而して歐洲諸國は、ローザンヌ會議にアメリカをも参加せしめ、戦債問題をも併せて議さうとしたが、アメリカは終に之に應じなかつた。

而してローザンヌ會議の議題としては賠償問題の外一般經濟問題をも討議することゝしたが、同會議にはアメリカが参加してゐないので、アメリカを参加せしめる目的で、五月末イギリスは國際經濟會議の開催を提唱した。之に對してアメリカは欣然参加すべきを回答したが、同會議に於いても戦債問題は、之を除外すべきことを條件とした。

當時に於ける歐洲の政狀は不安を極め、フランスではエリオールが新内閣を組織し、ドイツではフォン・パーベンが政權を得て、議會を解散する等、物情騒然たるものがあつた。

四 ローザンヌ會議

かくてローザンヌ會議は、六月十六日から開會されたが、フーヴァー年度の終了が目睫の間に迫つてゐる關係上、開會劈頭『賠償及戦債に關し、會議参加國に對し支拂はるべき支拂の實行は、本會議の期間中留保せらるべし』と云ふことを決議した。是は極めて意義あり重要な措置である。

ローザンヌ會議は日本、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギーの六國を招請國とし、オーストラリア、カナダ、南アフリカ聯邦、ニュージイルランド、ポーランド、ポルチュガル、チェッコ、ユーゴースラ

ヴィアを被招請國（此の外會議末期東方賠償問題を議する際、ハンガリー、ブルガリア兩國を招請）とし、日本からは吉田駐伊大使、栗山參事官、津島財務官、イギリスからはマクドナルド首相、チェムバーレン藏相、サミユエル内相、サイモン外相、ランシマン商務院總裁等が出席し、フランスからはエリオール首相、マルタン藏相、バガノン外相、ドイツからはパーベン首相、ノイラート外相、クロジツク藏相、ウアルムポルト商相、イタリアからはグランデイ外相、モスコニ藏相、ベルギーからはランカン首相、イーマンス外相、フランキ等が出席した。

會議は各國の主張に甚だしい軒輊あり、各本國の輿論も硬化してゐたので、容易に纏りさうもなかつたのであるが、議長マクドナルドの人格手腕はよく難局を切抜いて行つた。會議は總會を開くことは寧ろ少く、英、佛、獨の首相會議、日、英、佛、獨、白、伊六國の委員一名宛より成る幹部會で、協議が進められた。會議の経過には幾多の波瀾があつたのであるが、今日の場合纏りをつけないければ、世界の混亂は全く測り知り得ざる程度に陥るであらうとは何人も認むる所であつたのと、マクドナルドの力量はよく佛、獨兩國の主張を接近せしめ、ドイツの賠償義務を消滅せしめ、改めて三十億ライヒスマルクの義務を負擔せしめる、此の爲に三十億ライヒスマルクのポンドを提供せしめることゝし、七月九日協定を結んだ。其のポンドに關する規定は大要左の通りである。

(一) ドイツ國政府は三十億ライヒスマルクの五分利附ポンドを、國際決濟銀行に交付す。

(二) ポンドは、本協定署名の日から三年間賣出すことが出來ない、署名の日から十五年後、國際決濟銀

行が賣出すを得なかつたポンドは廢棄される。

- (三) 三年後に於いて國際決済銀行は、右ポンドを九十パーセント以上の價格で、適當の時機に適當の額だけ市場に賣出す、未賣出のポンドは、ドイツ國政府に於いて、何時でも額面價額で償還することが出来る。
- (四) ポンドは賣出された日から、五分の利子及一分の償還資金を附せらる。
- (五) 賣出されたポンドの賣上金は、ドイツ以外の本協定の署名國間に於て將來の協定に依つて決定す。而して本協定の、日、英、佛、獨、伊、白六國の批准に依つて效力を發生するものであるが、其の批准を得るまでの過渡的措置として、其の時まで賠償金の支拂猶豫を繼續することとし、『ドイツ國に關する過渡的措置』なる文書を作成し

『六月十六日の宣言の效力は、ヘーグ協定並にロンドン議定書及ベルリン補足議定書に基づき、ドイツ國が爲すべき支拂に關し、七月九日より延期せらる。右延期はローザンヌ協定實施せらるゝ時又は日、獨、白、英、佛、伊、六國政府中の何れかゞ、右協定を批准せずと決定したることを宣言するときは終了すと協定した。

かくて對獨賠償債務は、事實上帳消となつたのであるが、賠償のみを免除して戦債義務を繼續することは、歐洲諸國の到底堪へ得る所でなく、而もアメリカが戦債の減免を行つて呉れるか如何か、確定的に見極め難かつたので、此の間の關係は極めてデリケートな關係に立つてゐる。アメリカは正式に會議に代表を出

さず、本問題に關し何等 Commit されてゐないけれども、フーヴァー・ラザル共同聲明、ローザンヌ會議當時の同國當局者の言動から推し、何等かの措置に出で呉れるだらうと推測されてゐたか、ローザンヌ會議の閉會間際に至つて、戦債の減免は軍縮問題の解決を交換條件とすべきことを暗示するやうな聲明を發したりしたので、一種の謎として取殘された形である。

兎も角戦債賠償兩問題は緊密離るべからざる關係にあるので、アメリカの態度を重要視し、英、佛兩國は『アメリカが戦債を免除して呉れるまでは、ローザンヌ協定の批准をしない』旨を申合せた。之を紳士的申合 (Gentlemen's Agreement) と云ふ。而してローザンヌ會議は、東方賠償問題に付いても討議する豫定であつたが、ドイツの問題で一杯になつて仕舞つたので、之に付いては別に委員會を設置して之に譲り、又一般財政經濟問題に付いても、全く審議の暇がなくなつたので、之を全部國際經濟會議に譲ることとし、國際聯盟をして適當なる時期及場所に、通貨及經濟に關する會議を招集せしめること、及諸問題の豫備的商議を行はしめる爲め、ローザンヌ會議招請國より各二名、右以外の聯盟國の財政經濟專門家六名、アメリカより二名、國際決済銀行より二名の専門委員を出して、豫備的審議を爲さしめることを委任した。

五 一九三二年十二月拂對米戦債に關する論戰

ローザンヌ會議に於ける決議は、賠償債務に付其の支拂猶豫を認めてゐるのであるが、戦債に付いては何等の規定を設けてゐない。而して各種戦債の内對米戦債は根本であつて、他の戦債は附隨的の關係に在り、ロ

ワシントン會議後、第一回の支拂期たる十二月十五日拂の對米戦債が、如何に處理されるかと云ふことに付き世界的に異常なる興味が惹かれてゐるが、十一月十日に至り、イギリス政府はアメリカ政府に對しノート(通牒)を送り、

『戦債は、今日の世界不況を來す根本的原因を成してゐるものであるから、今日の戦債協定を改訂する商議を開き度い。そして其の商議が成立に至る迄、十二月支拂を延期され度い』

と云ひ、フランスも亦之に倣うた。當局者の間のみの交渉に依らず、かゝる公開状を送つて正々堂々と論議する所は、全く新しい外交戰術であつて、一方自國民を教育する効果をも有するものとして注目を惹いた。

然るにアメリカでは、之に反對する旨のフーヴァー大統領の聲明が發せられ、イギリス政府に對しても、イギリスのノートは何等理由を明示してゐないと云ふ理由で、拒絕の回答を發した。そこでイギリスは直に第二回のノートを發し、詳細に戦債協定改訂の必要を述べたのであるが、其の要旨は左の通りである。

- (一) 賠償戦債問題は恐慌の主要原因となり、商業債務と異り破壊的支出である。
- (二) 賠償戦債問題に付いては、世界が之に堪へる能力があるか如何かの問題こそ重大である。
- (三) 戦債を免除せば債權國の生産活動恢復し、租税の増收を來し、戦債免除に依る損害を償ふて餘りがある。
- (四) 戦債支拂を再開するとせば、イギリスはアメリカ品の購入制限手段を採用するであらう。又自國に對

する債務者の支拂を要求し延いて賠償支拂要求となり、全くローザンヌ協定を破壊するに至るであらう。フランスも亦之と同様なることを申送つたが、イタリーは特別の事情發生せざる限り、十二月支拂を履行すべき旨宣言した。

又イギリスの首相、藏相は、巴里に於いて佛國の首相、藏相と會談し、本問題に關する宣言書を發し『本件處理に付き兩國は行動の自由を留保するも、兩國は國際的協力に依り、世界經濟恢復促進の處理を繼續實行すべき共同の決心を確保せり』と發表した。時に十二月八日である。

同日アメリカからは、イギリス第二回ノートに對する反駁が發せられた。其の要旨は左の通りである。

- (一) 貴ノート中、アメリカ貸付が破壊的支出の爲めなること、其支拂が世界不況の主因なること、戦債帳消が世界不況恢復に緊要なること等の點に付き所見を異にする。すなはちアメリカ貸付は、軍需品三分の一以下にして、食糧品商業債務返還爲替資金、及び救濟事業に大部分充當した。又戦債支拂の爲め、アメリカに金が集中したと云ふことが、誤解なること數字の示す所である。

- (二) ローザンヌ會議の際、アメリカが戦債をまけると云ふ約束をしたなど云ふことは、全く無根の事實である。

かくの如くして問題は大詰に近付いたのであるが、イギリスは支拂を實行する決心をなし、イタリー、チエッコ等も之を實行することゝなつた。

之に反しベルギー政府は、十二月十三日に支拂不實行を決議して辭職し、フランスでは政府が、條約付支拂實行案を下院に提出したのに拘はらず、十二月十三日の夜から朝にかけて熱狂的に討議し、十四日午前五時、四〇二票對一八七票で之を否決してエリオール内閣は辭職するに至つた。

同日イギリス議會に於いて、チエムバーレン藏相は本問題に關する詳細なる説明をなしたが、其の一節に『支拂繼續は世界の爲め悪い影響を與へると思ふから、協定の改訂を要求したが、アメリカ政府は之を容れなかつた。併しイギリスが支拂ふことが出來ぬ程度でない。金額の支拂を怠つたならば、他國の支拂不履行を是認することとなり、我國民の德義觀念に衝動を與へるものである』と云つてゐる。同日ロイドジョージは、政府がかゝる大問題を議會に諮ることなくして斷行したのは、甚だ之を遺憾とすると云つて往年の交渉文書を公表するといきまき、英國議會としては誠に珍らしい緊張した場面を展開した。

かくて十二月十五日には、英、伊其の他の諸國に於いて、對米戦債の支拂が行はれたが、支拂履行額と不履行額を表示すれば、左の通りである。

支拂履行		支拂不履行	
チエツコ	一、五〇〇、〇〇〇ドル	白	二、三三〇、〇〇〇ドル
イギリス	九五、五〇〇、〇〇〇	佛	一九、二六一、四三三
フィンランド	一八六、三三五	洪	四〇、七三九
イタリー	一、二四五、四三七	ポーランド	三、三〇二、九八〇

ロシアニア	六、三六六	エストニア	二六六、三七〇
ラトヴィア	一一、八五二		
計	九六、六五、九〇〇	計	二四、九六、五二一

六 國際經濟會議と戦債問題

かくの如く一九三二年十二月の對米戦債支拂は、履行されないものが頗る多く、履行されたとしても全く假の支拂で、歐洲諸國側の戦債協定改訂の要望は一層強くなつた如くである。

一方國際經濟會議の準備は着々進められたが、戦債問題が解決されるに非ざれば、全く會議の効果が無いであらうと云ふ見解強く、英、佛其他はアメリカに對し、本會議の開會前、戦債問題の商議開始を頻りに申送つた。ところがアメリカ大統領は、四月初に各國と個別的に豫備商議を開かうと申出で、巨頭續々ワシントンに集まり、膝突き合せて會談を行つたので、戦債問題に付いても或種の了解が成り立つた如くである。

而してアメリカ大統領は、戦債輕減の權限を與へられん事を議會に要求せんとし、ハル國務長官も國際經濟會議と同時に、しかも別個に戦債商議を開くべきことを宣言してゐる。之と同時にイギリスでは、首相は下院に於いて國際經濟會議に於いて、戦債を議さないであらうと聲明してゐるので、結局本問題は會議に於ける、直接の議題とはならないであらうが、しかも其の前提として、最も重大なる意義を有し、會議外に於いて極めて注目すべき商議が行はれるものと觀測されて居る。

海軍縮小と日本の立場

關 根 郡 平

一 海軍々備縮小の目的

一般に軍備縮小と云へば、唯軍備に要する經費を減縮することだと、解釋する向が寡くないやうである。夫れは確かに目的の一つではあるが、苟も軍備の何物なるやを充分に研究して見たならば、之を縮小することは、決してそんな簡單なものではなく、先づ種々の方面から考察して見なければ、到底満足な結論に達し得ないことが判明するであらう。

勿論、軍縮は軍事費を節約し、且つ軍備競争を止めることが主眼であるけれども、之と同時に國防を度外視することは出来ない。之は何れの國家も同様で、ある一國の安全を主張するの餘り、他國を脅威してはならぬ。『互に他を攻撃せず』と云ふ様な觀念が生れるのは、之が爲めである。

『帝國の海軍は自衛の爲めに存在する』と云ふのが、吾人の主張であるが、之が是認されるならば、素々自衛は絶對的なものであるから、海軍の縮小問題を考察するにも、自衛が出来るか出来ないかと、最も重要視

海軍縮小と日本の立場（海軍々備縮小の目的）

せらるべき事柄である。彼我の安全感を毀損しないやうな軍縮と云へば、それは前述した『互に他を攻撃せず』と云ふ方針に據る以外に途がない。之は既にジュネーヴに於て、各國代表が容認した處である。唯攻撃力に差等を附し、劣勢力を與へられた者の安全感を、全然破壊し去るが如き從來の遣り方は、軍縮の精神を没却するも亦甚しい哉である。

而して自衛は國外的脅威が現存し、又は想定される場合に問題となるのであるから、縮小された海軍は、果して外來の脅威に對して、自衛が出来るかと云ふ問題に解答を與へるのが、軍縮の先決條件である。『自衛の出来る最小限度の、最も洗練された能率の高い海軍力を整備する』と云ふことが軍縮の理想である。併しながら、國際關係の如何に依り、脅威は増減するのであるから、極力其の好轉に努めることは、確かに軍縮の附帶條件である。

現に、米國海軍省の作戰部長であるプラット大將は、一九三〇年五月十五日上院の海軍委員會に臨んで『海軍々備を縮小するに當つては（一）列國の好感情（二）海軍の効率（三）海軍費の三問題を考慮しなければならぬ、國家が戰爭準備の必要に直面して居るか、又は現在平和状態にあつて當分之を持續し得る望があるかに依つて、右三要素の價値に輕重を生ずる。戰爭が何時起るかも知れぬと云ふ場合には、海軍の効率こそ最も重要視すべきであるが、然らざる場合には、列國の好感情及海軍費の問題が先に立つ』と述べて居る。以て米國の海軍が、軍縮に就て如何なることを考へて居るかを、推知し得るではないか。

英國では『帝國の結合と通商を維持する』ことを海軍の任務とし、米國では『國策を支持し、權益を擁護し、通商を保護せんがため、太平、大西兩洋何れの地點にも作戰し得る海軍を編成準備する』ことを海軍政策として居るのであるが、帝國は只管自衛を目的として、海軍力の充實に努めて居るのであるから、英、米、兩國とは同じく軍備縮小を論ずるとしても、意味が違ふと思ふ。要するに自衛の必要は、最後の讓歩である。絶對的である。

二 國際海軍々備縮小の數例

一八一八年英、米兩國は、ラッシュユ、ベীগット條約を結んで、大湖上に於ける海軍力を制限したのであるが、同條約は海軍力の均等と減縮とを、同時に實現したものであつて、此の上ない出來榮えである。商議が開始されたのは一八一五年、即ち第二英米戰爭が終つた年であるから、意見の一致を見る迄に約二箇年を要した譯であるが、最初は互に敵愾心を懷いて居つたに相違なく、時日の経過と共に冷靜に考へ得るやうになつたのであらう。

一九〇二年アルゼンチンとチリーの兩國は、五箇年を期限とする條約を締結し、沿岸防備用の艦艇を除き、一切海軍力を増加しないと云ふ約束をした。日進、春日の兩艦は該條約の結果アルゼンチンから、帝國に讓渡されたのである。面白いことには該條約は潜水艦を『海岸と港灣の防備に専用すべき浮動兵器』として、

沿岸防備艦艇の中に含まれて居る。同條約も、亦成功した條約の一つであると思はれるが、ラッシュ、ペーゴット條約同様、攻撃力を制限したのである。

一九二二年のワシントン條約は、多邊的な軍縮條約の嚆矢であるが、會議の直前、英、米兩國に於ける對日感情は非常に悪化して居り、殊に米國に於ては、日米戰爭説が盛んに流布されて居つたのであるから、條約の内容も帝國に對して頗る不利なものであつて、『互に他を攻撃せず』と云ふのではなく、唯攻撃力に差等を附し、世界戰爭前英國が獨逸に對して保持しようとした優勢率を、殆んど其の儘、英、米兩國共帝國に適用したに過ぎなかつた。ワシントン會議が成功したと云ふのは、一方的の見方である。

一九三〇年のロンドン會議は、ワシントン會議と殆んど同巧異曲であつて、帝國が同條約を批准したのは、決して衷心より之に満足したからではなく、當時政府が聲明したやうに、條約の有効期間短く、而も其の期間内に於いては、帝國は相當有利な比率を維持することが出来、有効期間満了後は、帝國の立場を何等拘束しないものなること、且つ條約締結に依り、對外關係の好轉を庶幾つたためであつた。

三 國家間の疑惑と軍縮會議

海軍の軍備を縮小するには、自衛の能否、即ち海軍の効率と云ふことを、第一に考慮に入れなくてはならぬのであるが、さりとて國家間に疑惑や不安が存在しては、國際會議は決して成功するものでない。縱令成

功するとしても、眞正の成功ではない、如何なる強國でも全世界を敵とすべきものでなく、又出来るものもない。ローマがあれ程の大國となつたのは、『同時に二つの戰爭をする勿れ』と云ふ格言を、嚴守したためだと傳へられるのである。大國と雖も、自衛以上の何物をも要求することなく、力めて寛大な態度を示して欲しいものである。

であるから此の問題に接近するには、自國の軍備が他國に如何なる脅威を與へるかと云ふことを、冷靜に考へて見なければならぬ、チャールス・ビー・ハウランドは、一九二八年度の『米國の國際關係』に『米國にして若し遠隔の地に在る、太平洋諸島をも適當に防衛し得る程の航續力を持つた海軍を建設するならば、吾人はオークランド、メルボン、香港及東京を砲撃することが出来るやうな艦隊を持つことになり、如何に吾人の動機が純なもの、即ち全然防禦的であつても、斯様な建艦計畫は他國の不安を惹起するのは寧ろ當然と謂はざるを得ない、海軍で以つてマニラを防禦すると云ふことは、抵抗なくして該地に進出する艦隊よりも、遙かに大きなものが必要である。換言すれば、斯様な艦隊は途中で遭遇する、如何なる艦隊をも撃破しなければならぬのである。大西洋岸を無防禦とすることなくして、太平洋で斯様な優勢を維持しようとするには、前古未曾有の大海軍を建設せざるべからず。吾人にして若し斯様な優勢を持たざる以上、遠隔の海外領土を防禦するには、現在同様外交の力に依らざるべからず』と論じて居るが、各國が斯様な妥協的精神で軍縮會議に臨むならば、其の成功は期して待つべしである。

英國のケンウオージー中佐は、曾つて『英國は如何に海軍を擴張したからとて、夫れ丈けで通商は保護し得ない』と論じたことがある。米國のコール海軍少將は、本年三月海軍學會誌に『現今多數の米國人は他國が互に戦ふ場合には、兩交戰國の何れとも通商關係を結びさへしなければ、絶対に戰爭に引込まれる虞はないと云ふ意見を持つて居る』と述べて居るが、人道上から見れば至極尤もな次第である。ところが理想通りに中立を維持することが出來ずして、ヨーロッパに起つた戰爭に引込まれると云ふ史實が、米國には三つあり、又夫れが海軍擴張の口實にも利用されて居る。平易に言へば交戰國の双方と商賣を行つて、大に儲けようと云ふのであるが、斯くすれば戰爭は永引くに決つてゐる。之が果して人道上許さるべきであらうか。

帝國が自衛に必要な海軍力を充實しようとするれば、夫れは香港を脅威し、グアムやフィリピンを脅威するではないかと云ふかも知れないが、帝國が歐米列強の海軍力によつて脅威されるのは、國家の核心であるのに、歐米側では、手足の一部が脅威されるに過ぎないのである。其の輕重は彼我全く同日の論でない。であるから列強にして、若し妥協精神を以て會議に臨むならば、帝國の主張を容認しなくてはならぬ筈である。

然るに前述したやうに、ワシントン會議以來、屢次の軍縮會議に於いて、帝國は極めて不利な状態に置かれたのであるが、之は抑々何の爲であるかと云へば、それは列強が帝國を誤解して居るか、又は斯く裝つて居る爲めであると謂はざるを得ぬ。帝國の使命をも理解せず、帝國を以つて唯利益のみを追及しつゝあるものとなして居るやうな國家間に於ける疑惑こそ、實に軍縮の理想達成に對する絶大の障礙である。

四 軍備縮小問題解決の前提

前述の如く、本問題解決の障礙は、國家間に存在する疑惑とか不安とかであるならば、之を除去するのが先決問題ではないか。疑惑や不安は何から起るか云へば、それは國策問題からである。甲國の國策と乙國の夫れとが互に交錯衝突する場合には、其處に不安が生じ、疑惑が起るのである。殊に一國が、防衛的な自衛を主眼とした國策を持つて居るのに、他國は進取的な侵略的國策を奉じ、軍備の後援を恃んで之を強行しようとするならば、危機は増大される。國策は本だ。軍備は末だ。根本問題を度外視して末節に拘泥するか、無理が生ずるのである。吾人は寧ろ、フランス流の軍縮理論に賛成する。

帝國は六十年來『東洋全局の平和維持』と云ふことを、國策として居るのであるが、之に對して歐米列強は、自身は亞細亞民族の入殖に對して門戸を閉鎖して居るに拘らず、歐米の資本や商品に對して、東洋は門戸を開放せよと主張して居るのみならず、此の主張を支持せんがため、軍備を充實せんとする者があることは、實に言語道斷と言ふべきだ。夫れも帝國が、東洋の門戸閉鎖に専念して居るとすれば致し方ないけれども、帝國が斯様な意志を毛頭持つて居ないのに拘らず、列強は唯誤解や邪推から前述のやうな行動に出ることとは、帝國としては如何にも迷惑千萬である。現に『支那の門戸開放は望ましいことであるが、外交々渉で支持する範圍を越えて主張すべきでない』と、故大統領ルーズヴェルトも論じて居るのである。

列強は、支那の門戸開放を希望して居るのであるが、東洋の平和が維持されずして、門戸開放が何になるか、門戸開放には、平和の維持が必須の條件である。換言すれば、平和の維持即ち門戸の開放である。而も帝國が東洋の平和を維持しなければ、果して如何なる國家が之に當るであらうか。併しながら、東洋平和の維持はなかなか困難な大事業である。之は、苟くも東洋の事情に通ずるものは、首肯出来る筈だ。帝國は今進んで此の難局に當つて居るのであるから、後顧の憂があつてはならぬ。後顧の憂を斷つものは海軍だ。

滿洲が最近非常に發達し、其の人口が日清戰爭當時の九百萬から、現今の三千萬人に増加したのは、帝國の駐兵に依り平和が維持された爲めではないか。一部の歐米人が主張するやうに、帝國が滿洲から手を退いたならば、滿洲は愚か大陸方面は、恐らく即時大混亂に陥るであらう。若し何れの國家でも、帝國に代つて此の混亂を防止し、滿洲乃至大陸の治安を維持しようとするならば、十箇師團とか十五箇師團とか云ふ大陸軍を、必要とすることは確かである。遠隔の地に在る一國が斯様なことをやるならば、縱令支那貿易を獨占しても、收支償はないことは勿論である。

重ねて言ふ、帝國海軍は決して進んで他の海軍國を、攻撃し侵略するものでない。唯、東洋の平和を維持せんがため、自衛上必要な最小限度の兵力を、要望して居るのであるから、列強は須らく帝國を疑はず之に信頼し、寧ろ之を後援して、所要の海軍力を充實せしめ、以つて東洋平和を維持させた方が、列強の利益でもあり帝國の爲めでもある。

五 日本 の 立場

軍艦を攻防兩種に分類するのは、不都合だと主張する者もあるけれども、之は何か先入主がある爲めであらう。冷靜に考へたならば、毫も無理がないことが判明しよう。

外國の建艦計畫は、日本の國都を脅威するに反して、日本の建艦計畫は、比率が逆になる迄は、絶海の屬領以外、外國の何物にも脅威を與へないことは事實である。併しながら縱令屬領と雖も、脅威を與へるのは軍縮の精神に反すると考へるからして、日本は軍艦を攻防兩種に分けたのである。此の崇高な精神を排斥すると云ふことは、軍縮其の物を非難するのも同様である。潜水艦や飛行機だけで攻勢作戦が出来るであらうか、大型飛行機は、遠距離攻撃に堪へ得ると云ふかも知れぬが、飛行機が大型となればなる程、運動は不便となり、又飛行機射撃砲に曝らす目標が益々大きくなる。従つて攻撃は、成功の算が減少する。要するに海上又は海を越えて活動する飛行機は、航空母艦に搭載されて、始めて眞實の攻撃兵器となるのである。即ち攻撃兵器として、第一に數へなければならぬのは、海軍の關する限り、航空母艦であり、之に次ぐものは、飛行機や潜水艦の攻撃に對して安全性が多く、且つ他の兵種に對して、攻撃力が大であるところの、戦艦と巡洋戦艦である。重巡洋艦は、兩者の中間にあり、輕巡洋艦以下は、防禦的色彩が濃厚となるのである。斯く觀じれば、軍艦を攻防兩種に區別することに、何の矛盾があらう、不都合があらう。

日本が参加した過去の軍縮會議に於ては、如何なる場合に於いても、相對的比率と云ふものが重要視されたが、我方の希望しない比率を割當てられると云ふことは、日本國民の安全感を傷けること甚だしい。ジュネーヴに於いて、軍備の均等權が、軍縮の根本方針として採擇された今日に於いては、既存條約の比率を、依然適用せねばならぬと云ふ理由はないではないか。

最近では日本に對して、比率と云はずしてパリテイと云ふ言葉が使用される様になつた。換言すれば外國が、既に日本に對してパリテイを認めて居るのである。併しパリテイと云ふことは、地理的に見た兩國の中間に於いて、勢力が均衡すると云ふ意味に外ならぬ。即ち海軍力は十對十であるべきだ。然るに依然として十對六であるならば、パリテイは、日本近海に於けるパリテイである。不都合極まる主張だ。

次に、然らば何故に日本は相當な海軍力を必要とするかと云へば、それは、決して他を攻撃する爲めではない。日本が東洋平和の維持と云ふ國策を遂行しようとする場合、大陸方面では、彼是の理窟を付けて、之に反對する國があるのが從來の例である。而かも彼等は、宣傳や陰謀の達人であるからして、海外の海軍國は動もすれば之に乗ぜられ、日本を誤解し、邪推する餘り自己の大損をすること迄、敢てする様なことが皆無とは云はれない。斯様な場合に備へるより以外、海軍力の充實を圖る理由は毛頭ない。換言すれば、日本は純然たる防衛的の立場から、海軍力を必要とするのである。即ち飽迄も日本海軍は自衛海軍だ。

要するに日本は公平無私な考察から、衷心より軍縮の成功を庶幾しつゝ、作製したのが、昨年十二月の提案

である。此の點から吾人は、日本案の審議即行を、列國に要望する者である。ジュネーヴ軍縮會議に於いて、既に意見の一致を見た、軍縮の原則に立脚せる正々堂々の論議に對しては、耳を傾くるに吝でない。

六 結 論

以上論究した處は簡單ではあるけれども、之を綜合すれば左の如き斷定を下し得ると思ふ。

- (イ) 軍縮の目的を達成せんとせば、各國は先づ政策問題に就いて妥協を遂げ、相依り相助けて、世界平和の維持に當ると云ふ主義を確立すべきである。
- (ロ) 軍備は『互に他を攻撃せず』と云ふことを、原則として制限すべきである、従つて攻撃兵器は極力制限しなければならぬ。
- (ハ) 若し列強にして、東洋の平和が維持されることを冀望するならば、帝國に信頼し寧ろ之を後援して、帝國が自衛上存立上必要なりとする海軍力を、充實せしむべきである。

世界經濟會議の政治的意義

稻原勝治

一 遅滞しながら覺る

ワシントン經濟會議準備會なるものは、その發生過程から云ふと、二月十四日を以つて始まつた米國の金融恐慌を以つて、その産みの親と爲すべきである。二月の金融恐慌が起るまで、米國人は、極めて少數の識者を除いては、所謂『無智の樂觀』の上に安眠して居た。世界全體が、如何に困つても、米國だけは困る道理がない。世界の有らゆる國家を擧げて、經濟的に破滅に瀕するとしても、米國だけは、その上に超然として、獨り繁榮を續け得る。これが謂ふところの『無智の樂觀』であり、この樂觀から眼醒めることが出来ない爲めに、やれ戦債は、最後の一セントに至るまで、取立てなければならぬの、やれ米國の關稅は据置かれども、他の列國は、何れも關稅の障壁を低下せなければならぬの、やれ貧乏國が、軍備を持つのは、贅澤であるのと、丸で辻褃の合はぬ、得手勝手な熱を吹いて居たのである。ところに持つて行つて起つたのが、全米國の津々浦々までを物の見ごとに吹捲くつた二月の恐慌である。曾て英國が金本位を離脱し、そこで世界金

世界經濟會議の政治的意義(遅滞しながら覺る)

融の中心が、ロムバード街から、ウォール街に移動したなど、鼻を蠢めかして居た米國人の誇大妄想も、この時ならぬ嵐の前には、一溜りもなく清算されて終ひ、他人のみを責むる代りに、多少とも内に顧みて、考へを立て直ほすと云ふ、當然の態度に轉向することになった。所謂毒藥變じて藥となつたもので、このことは、我等をして轉た人事の複雑であることを、思ひ知らしむる。

この邊の消息を、他の言葉を以つて云へば、米國は、米國が世界の厄介にならず、獨立獨歩して、生存し得ると爲した在來の考へに、是正を施したと云ふことである。それまでは、米國は、世界經濟機構の外にあると、考へて居たものが、結局その一部であると云ふことを、苦き經驗によりて發見したと云ふことである。世界全體が貧しく、然して米國のみ繁榮ならんことは、到底出來ない相談。詮ずるところ、世は共存共榮の外はないと云ふ平凡なる眞理を、今さらながら體得したと云ふことである。これを換言すれば、在來經濟會議があつても、米國は、戰債問題を討議すべからず、關稅問題は、可否を云ふべからずなど、その代表者に箝口令を施こして、出席せしめて居た態度は、全然誤まりであつたと、自白せるものに均しいのである。これは米國としては、大出來と云はなければならぬ。

併しながら二月の恐慌に脅やかされ、六月のロンドン經濟會議までを待ち切れず、大アワテにアワテ、ワシントンに準備會議を開いた米國の態度は、唯それだけのことであると見るならば、換言すれば、背後に何等か隠されたる意味を、持つものでないとするならば、事や聊か大國の面目に關する。我等は米國が、ア

ワテたには相違ないけれども、その他に或る種の政治的意義を含めて、急遽ワシントンに列國を召集したものと、米國の名譽の爲めに考へて置きたい。或る種の政治的意義と云ふのは、主としてマクドーナドが提案せる四國協定案に、關聯を持つものである。但しこれに就いては、何れ後に言及する筈であるから、こゝには單に我等の推斷だけを、掲載するに止めて置く。

二 英國機會を掴む

さて米國が、ワシントンに經濟會議準備會を開くことを聲明するや、世界の何れの政治家よりも、最も迅速にこの機會を掴んだのは、外ならぬ英國のマクドーナド首相である。米國は在來經濟會議なるものは、戰債問題、關稅問題などに就いて、兎角米國の不利を計るものであると云ふ理由で、これを忌避する態度を執り、流石のマクドーナドも、この甲羅の中に立籠つた米國を、如何ともすることが出來なかつた。無論道理から云へば、米國の態度の矛盾性、非論理性等、等を指摘することは、容易であるけれども、そんな穴探しを仕たところで、それは米國を無益有害に刺戟するばかりで、實際問題の解決には、寸毫も役立たない。そこで自己の立場を失はない程度で、米國の行動を見送り、その間にチヨイ／＼探りを入れると云ふのが、大體英國の不満足なる、併しながら己むを得ざる對米態度であつた。然るにその厄介なる米國が、二月の恐慌に刺戟せられて、それまで忌避しつゝあつた經濟會議の準備會を、自分自身が招集すると云ふ、思

ひも設けざる現象が、降つて湧いたのであるから、マクドーナルドたるもの、曷んぞこの天與の好チャンス
を逸せんやである。彼れは實は久しく斯る機會を、手ぐすね引いて待つて居たのである。そこで彼れは、御
意の變らぬ内にとばかり、取るものも取り敢へず、ワシントンに向つて急行したのである。

マクドーナルドは、米國招集するところの經濟準備會を、斷じてその額面通りの價值に於いて、受取つて
は居ない。然らば額面以下の價值に於いて、受取つて居るのかと云へば、然うではなく、反對に斷然額面以
上の價值に於いて、受取つて居るのである。或は準備會をして、額面以上の價值を發揮せしむる決心を以つ
て、米國に乗込んだのである。米國は、何處までも強がりの坊つちやんであり、今回の如く、少なくとも形
の上に於いて、悲鳴を擧げ、乃至兜を脱ぐなど云ふことは、誠に以つて珍らしい現象である。この滅多にな
い好機會を、利用せないのは政治家ではない。然してマクドーナルドは政治家である。そこで米國が表示し
た弱みを、政治資本化し、これを活用することによつて、日頃胸中に鬱屈する懸案の解決に資せんとして、
米國に向つて急いだのである。

従つて彼れの米國到着振りたるや、實に迅速そのものであつた。然して吾が國の代表が、まだ出發せない
内に、手ツ取り早く得られるだけの要領を得て、ロンドンに歸つて終つた。彼れのこの神速振りは、云ふま
もなく無意味ではない。來るべき經濟會議に、米國を自分の味方として抱込むこと。それからこれをキツカ
ケとして、親米政策の擴充を圖ること。これがマクドーナルドの目的とするところのものである。經濟會議

が、如何に結果するかは分らぬけれども、マクドーナルドの意圖は、これを英米兩國に於いて牛耳り、依つて
以つて國際政治に、英米專制時代を出現するの基礎を、築かんとするにある。その爲めには、衆に先んじて、
ワシントンに到着するの必要がある。蓋し外交的には、畢竟田舎者であるアメリカ當局を、コーチするの必
要もあれば、さらに第三國を交へては、出來る密談も、出來ない虞れがあるからでもある。

英國が、米國に一目置いて居るのは、公認せられたる事實である。氣位ひ頗る高く、心中にはアメリカの
百姓ども位に、考へて居るかも知らぬが、實際問題として、英國は、米國と相談なしには、或は米國の了解、
若しくは後援なくしては、重大なる政治的、經濟的動きを爲さぬし、また爲し得ない立場にある。英國が、
王座を滑り落ちた分水嶺は、ワシントン會議（一九二一—二二年）であり、由來屈せる英國の腰は、また伸ぶる
に至らない。英國人は、これは要するに世界戰爭による一時的現象、今にも世界の傳統的王座に据はり直ほ
つて見せると、考へて居るかも知らぬが、これは自づから將來のこと。現在に於ける争ふべからざる事實は、
英國は、米國に對して、一目置いて居ると云ふことである。軍縮會議に於いて、聯盟諸會議に於いて、英國
の態度は、時に背後にある米國の傀儡ではあるまいかと、我等をして數次思はしむる程度に、行動の自由を
缺いで居た。この英國の態度を、その論理的歸結に持來し、すなはち米國の懷中に飛込んで、米國の一部と
して、内から米國を利用し、一は以つて大英帝國の安きを計り、一は以つて歐洲に於ける覇權を維持せんと
するの、マクドーナルドの描くところの英米提携論の目標である。これが彼れをして、イの一番にワシント

ンに急行せしめた理由の根本的なものである。

三 理由ある熱心

根本的目標の外にも、無論重要な多くの目的を持つて、マクドーナルドは渡米したに相違ない。その一つは經濟會議の名が、當然暗示するところの賠償、賠償問題、ならびに世界經濟復興問題の解決である。賠償、賠償問題は、二つにして實は一つ。然して賠償問題は、ローザンヌ會議によりて、賠償三十億マルクに減額と決定、それで曲りなりにも片づいて居る譯であるけれども、この決定には、米國に對する舊聯合國の債務が、軽減、もしくは棒引きされることが、先決条件となつて居るから、結局片づいて居ないことになる。そこで賠償問題を解決すべく、賠償問題を、先づ解決せなければならぬことになり、こゝにマクドーナルド渡米の一つの目標が発見される。米國政府は、來る六月十五日期限の賠償拂込一億四千四百萬ドルは、當然拂込まざるべきを信ずると云つて、一方に於いては、賠償は飽くまでも取立てると云ふ態度を持して居るが、他方に於いては、大統領は賠償拂込みを、二億ドルを限度として、銀を以つて支拂ひを受くる權能を與へられて居り、これは金支拂ひに比して、約三割を減額したに等しい。それからまた大統領は、賠償減額の權能を、議會から獲得する試みには、失敗したけれども、ロンドン會議と並行して、個別的に賠償問題に就いて相談をすると云つて居る位であるから、米國の態度は、必ずしも最後の一セントに至るまで、集金すると云ふほ

どのものでもなく、この點は従前に比して、頗る緩和の跡を見るべきである。従つてマクドーナルドの目標は、ルーズヴェルトとの會話だけでは、完全に獲得されたとは云ひ難いけれども、將來に於いては、或る程度までモノになるかも知れない。

さて賠償が、三十億マルクと決まり、賠償が、これに相應する程度に改訂されるとすれば、スパイ會議以來、世界を悩ましたこの大問題は、こゝに解決の曙光を見ることになり、然してこれが解決されると、それが財政的、經濟的、産業的に、世界に好影響を齎らすことになり、『世界經濟の復活は、賠償問題の解決より』と云ふスローガンが、こゝに始めて實現されることになる。

世界經濟の復興は、現時の如くドン底にまで落ちた世界諸國何れもが、熱心に希望するところに相違ないが、分けても英國は、最も熱心に斯る事態の到來を、要望せなければならぬ必要に迫られて居る。それだけまたマクドーナルドが、ワシントンの豫備會議に、然してロンドンの本會議に、期待するところ頗る大である譯である。英國が、世界經濟の復興を切望するのは、然らでだに英國の産業が、既に動脈硬化状態に近づきつゝあり、従つて世界經濟界の不況が與ふる打撃が、新進氣鋭の國に比して、ヨリ強烈に感得せらるゝが故である。英國が、實は餘り痛痒を感じない滿洲問題に藉口して、兎角我が國を虐めんとするものも、その傳統なりと誇稱したところの自由貿易主義を棄てたのも、英帝國經濟會議によりて、英帝國內の各部を、打つて一丸と爲せる經濟ブロックを創造せんとするものも、インドから我が國の綿布を驅逐せんとするものも、さらに

小にしては、米國産の映畫フィルム、寫眞機までを排斥し、國産を以つてこれに代へんとするものも、要するに萎靡不振に陥れる自國産業を、保護せんとするに出づるもので、云はば活きんが爲めの痛切なるアガキである。産業の不振は、何れの國家に取つても、頭痛の種子であるべきであるが、特に英國に取つては、その程度が甚だしい。それは産業不振の爲めに、失業者を出すと云ふ程度の生温いものでなく、産業が不振なれば、貿易また従つて不振、然して貿易が振はなければ、英國は海外から、その要する食糧の五分の四を買入れることが出来ず、こゝに饑饉に當面すると云ふ結果を生ずるからである。英國が、特に他の諸國に優りて世界經濟界の復興に熱心なのは、斯くの如き熱心ならざるべからざる理由があるからである。

四 ドイツを援けて

以上は英國が、世界經濟界の復興を、熱望する一般的理由とも云ふべきものであるが、英國は、他にも局部的理由を持つて居る。それはドイツに關聯を持ち、従つて賠償の棒引き、乃至輕減を出發點とするものである。他の言を以つて云へば、英國は、世界全般に互る經濟の復興を希望して居るけれども、分けてもドイツのそれを、切望して居ると云ふことである。これには凡そ二つの理由がある。一つは經濟的のものであり、今一つは政治的意義を加味せるものである。經濟的意義と云ふのは、英國が、その製造品の市場として、ドイツを重視して居ることである。英國は、前にも述べた如く、英帝國經濟會議により、英帝國內では自由

貿易、然して外國に對しては、保護貿易と、原則としては決定したけれども、英帝國內の貿易は、現在のところ、然して恐らく近き將來に於いても、英本國に利益よりも、損失を齎らす多大の可能性がある。それは英帝國の各部分は、尙ほ未だ英本國の製品を、完全に消化し得るの程度に、經濟力が進歩して居ないのに、英本國の製品は、その排外的保護政策の爲め、外國から排斥せられて、賣れなくなるからである。そこで英國としては、英帝國各部分が、消化し得ざる製造品を、何れかの外國に向つて、賣りつけなければならぬ必要に迫られ、こゝに白羽の矢を立てたのが、差向きドイツである。果してドイツが、英國の希望する通り、英國品の好市場となるか、それとも結局英國品の有力なる競争者となるかは、今のところ云ひ難いとして、兎も角も英國が、ドイツをその製品の捌き口として、望みを屬して居ることは確實である。そこで賠償問題、その他苟しくもドイツの復興に資する問題に就いては、異常なる熱誠振りを示すことになるのである。これが最も雄辯なる事例としては、この間問題になつた四國協定案を、引用することが出来る。但しこれに就いては、自づから後に説く積りであるから、こゝにはこれを省略して置く。

それから今一つの政治的意義と云ふのは、端的に云へば、英國が、フランスを自國に便利なる以上に實力があると思、そこでこれをバランスする爲めに、フランスと犬猿相容れないと考へられて居るドイツを、強化せんとするところを中心を置く。英國の外交は、由來流動的なりと云はれ、世界戰爭に、フランスと組んで、ドイツを虐めたけれども、今やそれが正反對に、ドイツを相棒として、フランスに當らんとすることに、轉

向しつゝあるかに見受けられる。これは英国外交の大なる流れであり、その間多少の除外例、局時、局部的の変更はあるかも知れぬが、大體の傾向は、上記の如きものであると考へて、間違ひはない。英國は、曾てドイツと組んで、ナポレオンに對立し、ついで世界大戰に全然その正反對の政策を執り、然して今やまたもやドイツと共同戦線を張ることに轉向しつゝあるとすれば、これはナポレオン時代の英獨對佛國の對立を、再びこゝに繰返へすものである。斯る外交の動きは、普通英国外交の流動性なる語を以つて呼ばれて居るのであるが、これは實は、單に外觀だけの流動性であつて、何も英國の外交の根本方針が、動搖して居る譯ではない。英國の根本的外交方針は、何れの國のそれと同じく、畢竟自國の安全と云ふことに歸着する。然して歐洲大陸に、格段に他に抽んずる強國が発生すると、斯る強國は、必らずや次ぎに英國に向つて、その壓迫の手を伸ばす。ナポレオンのフランス、ウイヘルム二世のドイツが、然うであつた。そこで英國は、自國の安全の爲めには、歐洲に強國の出現することを、抑止せなければならぬことを、過去の苦き經驗から歸納し、斯くして若しフランスが強くなれば、その次ぎの強國たるドイツと組んで、これに當り、また反對にドイツが強くなると、今度はフランスと手を聯ねて、ドイツに當るのである。相手と、外觀は、正反對であるけれども、出發點は一つ。これが英國の外交は、動くが如くにして、實は動かぬと、我等が云ふ所以である。

現在に於いて、歐洲に於ける第一流の強國は、何と云つてもフランスである。ドイツは、戰爭によつて、

見る影もなく低下した。そこで上述英國の傳統的外交政策が、當然動くべき状態となつて居るところに、フランスが、時々チクリ／＼と英國を刺戟することによりて、その對佛警戒を活潑ならしめる。例へばロンドン軍縮會議には、英國の切望を無視して、遁げを打つたり、英國のイヤがる潜水艦を、絶對必要の武器であると主張したり、また近くは賠償問題で、顔を紅くして英國と争ひ、さらにロンドンから硬貨を引揚げて、英國をして金本位離脱と云ふ醜態を、曝け出させたり、要するにフランスは、英國の爲めに忠實なる下僕でないことを、隨時隨所に廣告して憚らない。そこで英國は、内心フランスめと考へて居り、そこに傳統政策が手傳つて、フランスと相容れないと考へられて居るドイツを、自分の味方につけて、以つてフランスに對する抑へと爲さんことに考へつく。これが英國が、露骨にドイツの肩を持ち、熱心にその復興に努力する今一つの意味である。

五 軍縮會議の肩替り

我等は以上に於いて、マクドナルドが、要領を得べくワシントンに乗込んだ二つの使命を叙説した。一つは原則的なものであり、すなはち英米の提携により、世界を牛耳らんとすること。然して今一つは、戦債、賠償問題の解決による、世界經濟界の復興、分けてもドイツのそれである。然るに彼れの使命は、以上を以つて盡くせりと、云ふことは出来ない。さらに第三の使命として、軍縮會議の跡始末をすと云ふ條項

が、彼れのプログラムの上に載つて居る。

ジュネーヴ軍縮會議は、昨年二月から開會されて居るが、その前に四五年間の準備が、費やされて居るのだから、この意味から云へば、その趣向たるや、頗る遠大なものと云はなければならぬ。ところが趣向は遠大かも知れぬが、結果に至つては、概論すれば皆無。誠に以つて腹立たしいほど馬鹿々々しいものである。これは（一）參加國と、軍縮の規模とが、餘りに廣汎であつたこと。（二）戦争の可能性を除去する方法は、何等講ぜられなかつたこと。（三）僅かに提議せられた安全保障も、結局モノにならなかつたこと。（四）従つて軍縮が、戦争の可能性を前提として、研究されると云ふ矛盾を發生したこと。（五）また従つて各代表者の發言は、自國の軍備の比較的擴大を目標とするものであつたこと等の理由があり、これ等の理由から打算すれば、成果が皆無である方が寧ろ當然であり、萬一何等かの具體效果的な結果があつたとすれば、それは何等かの間違ひであるとすら考へられる。

併しながら斯るは、冷靜なる第三者の批評であつて、當事者の立場よりすれば、斯んな冷やかなことを、云つて居る譯には行かない。就中軍縮に最も熱心な英國としては、軍縮は出来なければならぬもの、また必ず出来得るものと考へなければ、その營業が成立たない。英國は、その地位に於いて、またその領土に於いて、恐らく得らるゝ限りのものを獲得し、この上何等の慾望もなければ、或は慾望はあるとして、代價を拂ふまで獲得したいと考へるものは、先づないと云つて宜い。若し強ひて慾望はと云へば、それは現状維持

と云ふことである。その持てるものを、何時までも手離すまじとする消極的のものである。自分のものを、手離さない爲めには、自分が強くなるか、或は他國を強くならしめないか、何れかであるが、自分が強くなることは、英國としては到底困難である。そこで許された唯一の方法、すなはち他國を強くせないことに、その全力を注ぐことになる。これが英國が、他國に優りて、軍縮に熱心な理由であり、換言すれば自分の使つた場合には、兇器でなかつたけれども、他國が同じものを使用する場合は、兇器であると主張するのが、英國軍縮政策の全部であり、またその哲學でもある。やれ主力艦の全廢とか、やれ潜水艦の廢止とか、やれ塔載砲の制限とか、大體英國の主張するところは、何れもこの哲學の具體化ならざるはない。

従つて英國に取つては、軍縮、すなはち自から活くる所以であると云ふ方程式が、成立する。だから英國が、軍縮に熱心なのは、つまり自からの存在に熱心なのである。また従つて軍縮なるものは、出来ないものだ、相場が決まることが、英國に取つては、何よりも恐ろしい。何となれば、軍縮が出来ないと決まる日は、すなはち英國の現状維持が、出来なくなる最初の日であるからである。然るにジュネーヴ軍縮會議の有様を見るに、軍縮は畢竟出来ない相談だと、結論される多大の傾向がある。勿論英國は、事件を破局から救済すべく、渾身の努力を試みた。それにも拘はらず、具體的には未だ何ものをも贏ち得て居ない。已むを得ずんば、抽象論の通過で、お茶を濁さんと考へたが、それが四月廿五日再會の軍縮會議に掛けられて居る、英國の提案である。抽象論と雖も、會議決裂、軍縮不能の結果に陥るよりも、兎も角も軍縮なるものを、抽

象的に活かして置くだけ、英國の利益である。英國はまさにこの最後の努力に向つて、突進しつゝあつたのである。

ところに持つて行つて、英國の爲めには運よくも、ワシントン經濟準備會なるものが招集された。經濟會議は、經濟會議であり、軍縮會議とは、別個のものである筈であるけれども、マクドナルドとしては、何うしても軍縮を、經濟會議に持込み、こゝで何とか軍縮の事業に、活を入れて見たいと考へるのは、當然のことである。特に米國は、繰返へし、戦債問題の討議は、先づ軍備の縮小を先決條件とすると云つた手前もあるから、この點からマクドナルドに持込まれると、一寸斷はりにくい立場にある。加ふるに、米國は、軍縮を列國に押しつけ、そのワシントン會議に於いて博したる軍縮の令名を、さらに固定的ならしめんとする野心を持つて居る。さらに加ふるに、自分の好都合に、他國を軍縮せしむることには、無論米國として反對のあらう筈はないから、こゝにマクドナルドの設計通り、經濟會議に、軍縮の一項を加ふることに、同意することになつたのである。云はゞジュネーヴよりワシントン、それからロンドンへと、軍縮の肩替りである、それだけ英國外交の成功だと、云ふことが出来る。

六 所謂歐洲の危機

マクドナルドのプログラムには、尙ほ四國協定案の隠れ家を、ワシントン會議に求めると云ふ一項目が

載つて居る筈である。四國協定案なるものは、大觀すれば、片やドイツを中心として、これにイタリー、オーストリア、ブルガリア等を加へた一個の陣營と、それからフランスを中心として、これにポーランド、チエッコ・スロヴァキア、ルーマニアなどを配した他の一個の陣營が、歐洲に發生する可能性が顯著となり、これを緩和せんとして、マクドナルドによつて仕組まれた解決案なのである。世界が、斯くの如く危険な状態に落ち、世界戦争直前の形勢にも髣髴たる状態を現出したのは、何も急に然うなつたのではない、世界戦争終結以降、今日に至るまで、徐々として、併しながら確實に、醗酵せられつゝあつたものであつて、その原因の少なからぬ部分としては、講和條約の無理、乃至不自然性を、指摘すべきである。講和條約が、そのあるが如きものであり、然してドイツ、ならびに舊ドイツの味方が、何時までも、打ちのめされた儘で居ないとすれば、斯る状態の發生は當然過ぎるほど、當然だと云はなければならぬ。

だから斯る状態の發生は、結局見られ得べきものであつたとして、これを不自然に促進したのは、何と云つても、ドイツに於けるヒットラーの擡頭である。彼れは(一)ヴェルサイユ條約の抹殺(二)賠償の不支拂ひを、眞つ向に振翳して突貫する。彼れの理論によれば、大戰の責任は、ドイツにはない。故にドイツを、罪人扱ひにする講和條約は、不都合だと云ふにある。講和條約の抹殺は、要するに世界戦争のヨリを戻さんとするものであり、勝つたものから、戦勝の獲ものを、戦争なしに戻さんとする企てである。この運動は、云ふまでもなく、舊聯合國全體に向けられたものであるけれども、その中にもこれによりて最大の刺戟と、

利害關係の矛盾を感じるのは、フランスである。フランスは、價值的に云へば、最も多くの獲ものを、戦勝の結果として、ドイツからセシめて居る。加ふるにドイツとは、傳統的に友人となり得ない背景を持つて居り、これと兩立することを至難とする。従つてフランスは、世界大戰に於いて、普佛戦争の復讐を爲したと考へて居るが、同時に次ぎは、ドイツから復讐される番であると、固く信じて疑はない。従つてまたその外交政策は、出来るだけ重く、また出来るだけ長く、ドイツに對して壓迫を加へることに、重心を置いて居る。フランスが、ヴェルサイユ條約の神聖性を、飽くまでも強調するのは、すなはちドイツ虐めの政策なのである。

然るところにドイツに登壇したのが、ヴェルサイユ條約抹殺を、スローガンとするところのヒットラーである。ヴェルサイユ條約を抹殺されることは、フランスに取つては、その外交の中軸が取去られることである。つまりフランス外交の全面的破産である。そこでフランスとしては、勢ひ身を固くし、ドイツの一舉一動に、神経を昂ぶらせると云ふことになり、ヒットラーはまたヒットラーで、武装せるナチスを、非武装地帯に入れなどして、不必要にフランスを刺戟したりするものだから、形勢は、悪化の一路を辿るのみとなる。一方獨佛兩國の關係が、斯くの如く悪化しつゝあるに方り、フランスとは殆んど如何なる場合にも、反對の立場に居るイタリーが、これまたフランスに對して、オチヨツカイの手を出す。ドイツが、フランスを目標にする如く、イタリーも、フランスを標的として、その強硬外交を運行する。従つてドイツと、イタリーとは

當然親類附合ひをすることに、結果せざるを得ず、然る時フランスの頭痛の種子がこゝに倍加されることになる。然かも最近に於いては、斯の形勢が、急速に具體化するの傾向すらが、見え始めた。このフランス對獨伊の複雑なる關係が、マクドーナドをして、歐洲の危機を叫ばしめ、これが救済策として、彼れが手前味噌を並べて『來るべき一世紀間、歐洲に平和を招來する協定案』と誇稱するところのものを、提出せしめた原因である。

七 フランスは争ふ

ところがマクドーナドのこの名案も、畢竟名案倒れなる以上の何ものでもあるまいと、考へられることゝなつた。それは彼れの案は(一)ヴェルサイユ條約の改訂を、ドイツに許し(二)ドイツに軍備平等權を與へることを、骨子とするものであるから、前云つた理由により、これをフランスが、唯々として聽く道理がないからである。軍備の平等權は、ジュネーヴ軍縮會議に於いて、兎も角も原則として承認済みのことであるから、これに觸れぬとして、講和條約の改訂は、フランスに取つて、死活の岐れ目と云ふほどの由々しき大問題である。講和條約の改訂とは、具體的に果して何を意味するかは、無論述べられては居ないけれども、想像されるゝところによれば(一)所謂ポーランドの廻廊の修正(二)上部シレシアのドイツへの歸屬(三)オーストリアとの併合(四)植民地の奪回などがある。この内で第四のものは、然かく早急な問題ではないとして、そ

他の項目、就中最初の二項目は、ヒットラーのドイツとしては、恐らく最短期間に着手するに相違ないと思はれる。ところがこれ等二項目と、最も緊密の關係を持ち、これに關する講和條約の改訂に、反對すべしと期待せられるのが、外ならぬフランスの準保護國ポーランドと、チェッコ・スロヴァキアである。ポーランドと、チェッコ・スロヴァキアは、フランスがドイツから襲はるゝ萬一の場合、背後からドイツを牽制する爲めに、捏つち上げたと言つても、然るべき國柄である。だから兩國の機嫌を損すること、乃至その實力を弱めることは、兩國建設の目的を裏切る所以であるのみならず、延いてフランスの對獨地位を薄弱にする所以でもある。斯う云ふ意味を持つ協定案に、フランスが聽くと考へるのは、考へる方が間違つて居る。

それも四國協定案によりて、英國も、イタリーも、またその他の舊聯合國も、一列一體に犠牲を提供するならば、フランスと雖も、無下に案を斥げけることは出来ないかも知らぬが、差向き犠牲の提供を強ひらるるものは、フランスだけである。英國は無論のこと、イタリーも、米國も、また我が國も、何等の被害を蒙らぬ。だから見方によつては、案はフランスを削つて、ドイツを肥やさんとするもの。然してドイツを肥やすのは、その復興を助け、その對佛復讐を促進する所以であると、結論されないこともない。これは實際然うであるか、否かの問題ではなくして、フランスが然かく考へるのであるから、如何とも致方がない。そこでフランスの立場から云へば、案は平和を歐洲に招來するものと、銘打たれて居るけれども、實際問題としては、ドイツの戰意を強化せしむる意味に於いて、不平和を歐洲に持來す愚案であると結論する。

フランスを削り、ドイツを肥やさんとする協定案に、前に一寸述べて置いた、英國の反佛向獨の思想が動いて居るのを見遁がしてはならぬ。英國は、やゝもすれば英國の節度に服せないフランスに向つて、壓迫を留意する爲めに、フランスと相容れないドイツを備つて來ることを、最も有利なりと爲し、そこでヴェルサイユ條約の改訂と云ふ偉大なる餌をブラ下げて、ヒットラーにお出でくを極込んで居るのである。この條件が通過すれば、ヒットラーは、無論喜んで、英國の懷中に入るに相違ない。また假りにこの條件が通過せないとしても、英國のドイツに對する身振りとしては、百パーセント的效果的なるものである。何となれば、條件が英國によつて提案せられ、然してフランスによりて拒絶せられたと云ふこと自身、ドイツの向英感情を確定し、その對佛惡感を固定するに役立つからである。

ところが斯る英國の魂膽が、明敏なるフランスの政治家の頭腦に、反映されない道理はない。代價は、總てこれをフランスに支拂はせ、英國のみが好い兒になるばかりでなく、進んでドイツをして、對佛報復に向つて、準備せしめんとする英國の底意は、手に取る如く、フランスの政治家には分る。そこでマクドーナドがローマに飛行し、先づ以つてニコボン主義で、ムツソリーニを懷柔し、案をムツソリーニ案と呼ぶとか、或は會議地をローマとするとか、お世辭の百萬遍を述べ立て、居る間、フランスは氣味の悪いほどの沈黙を守り、やがてマクドーナドがパリを訪れるや、事件は然やう簡單には參らぬとの意味を、物柔らかに述べ、然して手を廻してポーランド、その他の準保護國をして、反對の火の手を揚げしめた。フランスの外交

として見れば、これはその定石を置くものであるけれども、定石を置かれた英國としては、その最初の期待が、餘りに英國の勝手であつたことは忘れて、ハタと行詰まつて終つた。唯ドイツに對して、抽象的に恩を賣る位の程度に終つては、英國の估券に關する。歐洲の危機呼ばはりを爲し、その救済法と銘打つて提出された協定案が、出来ないことになる、歐洲は當然危機に當面せなければならぬ結論になり、危機呼ばはりをした英國は、この事態に關して、少なくとも道徳的責任を感じなければならぬことになる。斯くて英國は、自から蒔いた種子の爲めに、一個のデレムマに引掛つて終つた。

八 四國協定案を葬る

斯る際に於いて、ワシントンに、經濟會議が催はされることになつたのであるから、マクドーナードとして、溺れんとするものゝ例への如く、四國協定案の隠れ家、乃至肩替りを、これに求めんとするのは、當然のことであると云へる。四國協定案を、フランスなどが正面から反對するならば、これを撤回するにしても、相當の名聞が立つ。併しながらポーランド、その他のフランスの衛星から、意地悪くつゝき毀されたとなつては、面目問題である。そこで案を表面的には撤回することなくして、實は撤回したと、同一の効果ある方法を執ることが、英國の爲めに殘されたる最善の手段であるけれども、斯る便宜なる手段は容易に見つからぬ。そこでこれをワシントン會議に、無理にでも押しつけることに、考へつくと云ふ順序である。

ワシントン經濟會議と、四國協定案とは、一は經濟的、一は純粹に政治的性質を持つものであるが故に、兩者の關聯を發見することに、必ずしも容易でない。併しながら既に經濟會議と、軍縮とが相關聯せしめられて居る位であるから、遣らうと思つたならば、理窟は、何うでもつく。例へば經濟會議が成功し、その爲め歐洲各國間に、緊密不可分の關係が成立すると假定すれば、最早四國協定の如き政治的解決は、必要がなくなつたと、巧みに籠抜けをすることが、出来ないではない。それにこゝに都合なることは、經濟會議によつて、四國協定案を打つ潰すこと、或はこれをその一部として蠶食して終ふことには、米國としては、必ず賛成であると考へられることである。それは四國協定案は、政治より經濟に入るものであるに於いて、先後の相違はあるけれども、一面に於いて歐洲合衆國案の蒸し返し、乃至その先驅と見られ得る節があり、然して歐洲合衆國案は、歐洲が合同して、米國に當ることを意味するものであるから、米國は頗る嫌ひである。だから提案せられた四國協定に、多少でも歐洲合衆國の臭ひがするならば、米國は斷然これを排斥する筈である、この意味から米國は、四國協定案を、自分の勢力範圍と考へて居る經濟會議に取込むことにも、或はさらにこれを打つ潰すことにも、全然異議はないと考へられ得る。米國がアワてゝ、經濟準備會を招集せる時、その動機の一つとして、四國協定案に對する米國の恐怖心を指摘したものがあつたが、これは正觀として見らるべきものであると見る。だから若しマクドーナードにして、米國のこの弱みを巧みに攪むならば、四國協定案の葬儀所、乃至隠れ家を、經濟會議に求むることは、決して難事ではあるまいと考へられる。

また斷じて、その邊の事にマカリのあるマクドナルドではない。

形式のところは、何うなるか、今のところでは分らぬが、不戰條約を強調することが、英米佛三國間に既に協定済みであると云ふから、これを效果的のものと爲し、それを以つて一種の安全保障と見立て、四國協定の代用品と爲すことも、出来る譯である。これはドイツは不服であるか知らぬが、フランスは大賛成であるに相違なく、さらにケロッグ・ブリアン不戰條約の一方の發案者たる米國も、無條件に歓迎するに決まつて居る。唯不戰條約を效果的のものと爲す爲めに、米國に參戰の義務を課することになると、米國は躊躇するかも知らぬが、斯る極端にまで事を運ぶことなくして、不戰條約を、現在以上に強化することは、出来る筈であるから、こゝに四國協定案の抜け穴、或はマクドナルドの責任遁れのチャンスが、存在し得る譯である。

九 我が國への影響

以上は主として英國の立場から見て、ワシントン會議、乃至ロンドン經濟會議を、如何に内容づけんとするかの豫測であるが、事實問題として、英國の希望が、如何なる程度にまで到達せらるゝかは、自づから將來の問題として、取扱はるべきである。英國には、英國の立場がある如く、米國には、米國としての立場がある筈であり、我が國は云ふまでもなく、他の諸國と雖も、それ々の利害關係を持つて居るのであるから、

英國だけが、獨り相撲を取つて居るやうな譯に行かぬことだけは、明らかである。唯米國は、現在に於いて親英、内心を割つて云へば、英國位は、吹飛ばして終ひたい位に、考へて居るに相違ないけれども、それだけの實力もなく、また然かすることは、頗る危険率を伴なう。そこで一先づ英米合作、以つて世界をアンダロ・サクソン族によりて支配し、追つて機會を見て、米國單獨の支配權を樹立せんとする、迂回策を執るかと思はれるから、英國の期待の存外多量の部分が、米國によりて受容られ、具體化される傾向があると、見なければならぬ。

英米の合作が、我が國に、如何に影響すべきやの豫測は、大體凶と云ふの外はない。可なり最眞眼に見ても、吉四分凶六分と云ふところである。經濟軍縮は、武器の軍縮よりも、さらに我等の日常生活に、切實な關係を持つ問題であるが故に、武器の軍縮すら行惱む時代に於いて、單に一回や、二回の會合によりて、經濟的軍縮が、目出度しく大團圓と云ふところまで行きつくかは、頗る疑問であると云はなければならず、然してそれが疑問である間は、我が國に對する惡影響、また月賦式に到來するかと考へられるが、併しそれが結局に於いて到來することだけは、確實である。經濟問題を除き、比較的單純なる政治問題にしても、不戰條約、また従つて聯盟規約を、強調せんとする空氣が、我が國に對して便宜である筈はない。關稅障壁による我が國製品の排斥は、理として經濟會議によりて、除去されなければならぬものであるが、一般的には、然らうなるとしても——このことは頗る難問題であると、思はれるけれども——さてその内に重大なる除外例

が、織込まれることによつて、我が國製品の排斥が、事實上繼續されるが如き虞れが全然ないと、安心して居ることは出来ない。例へば我が國を、不戰條約違反國なりと爲し、然して不戰條約違反國に對する制裁の形式に於いて、斯くの如き壓迫が加へられないとは限らぬ。これは單に豫想され得る一例であり、他にも斯くの如き抜け穴は、可なり多數にあると思はれる。經濟會議の表面に謳はれて居る正義人道式の看板のみを見ることは、軍縮會議に於ける平和の商標のみに留意するが如くならば、それは餘りにお人好しであり、切實なる生活戰の戰場として、經濟會議を見るにあらざれば、決してその正鵠を得たものと、云ふことが出来ない。

經濟會議史觀

世界經濟會議が開かれるまで

一 世界經濟の破壊

一九一四年から一九年に至る世界大戰は全世界の經濟を破壊してしまつた。そして世界は、恐ろしき經濟不況に襲はれたのであつた。此の不況は、年々深刻の度を増して行つて、今日では何時果つべしとも、全く想像のつかない状態に陥つてしまつた。

爾來戰敗各國は勿論、戰勝諸國も、此の襲ひ來る恐る可き經濟不安に對し、その打開に狂奔した。斯くの如き、殆んど全世界に互つて行はれた大破壊を、復興安定せしむるには、勿論個々の國々の努力では、何等の効果を齎さぬことは明らかであるから、嘗つては敵味方たりし各國が、相互に提携協力して、不況打開の共同戦線を張るべく、餘儀なくされたのであつた。

大戰後に於ける、世界平和建設の基礎として、國際聯盟が設けられた。而して此の國際聯盟は、經濟の復

興安定の先づ第一の事業として、一九二〇年ブラッセル會議の招集を決議し、次で、國際的活動の中心機關として、經濟財政常設委員會を設けた。斯くて、聯盟の此の機關を中心として、或は又各關係國間に、而して一方に於いて、經濟財政の復興が、ドイツの賠償問題並に戰債問題に、關連する處が多いので、或は此等の問題と相關連して、有らゆる機會に、有らゆる計畫と考慮とを以つて、屢々國際會議が開催せられ、各國當局者は、此の經濟難局の打開に、何れも臆蕪を絞つたのであつたが、錯雜にして、且つ尖鋭化せる、各國の對内關係は、即ち賠償、戰債、軍備縮小、等の對外的重要問題と、各自國內の經濟産業の復興發展等の對内的關係に、加ふるに、以上を綜合したる、各國の對立關係、各國の地位環境に基づく、國際的事情に依り、何れの會議に於いても、完全なる國際的了解協力と、具體化するに至らず、従つて、益々加へ來る世界經濟不安——否寧ろ今日に於いては、事實に於いて經濟恐慌ですらある——を打開すべき、何等の光曙をも、見出すに至らないのである。此の重壓に對する、最後の努力が、今次のロンドンに於ける、世界經濟會議である。

實に、今次の世界經濟會議は、一九三一年より今日に至る、ジュネーヴに於ける一般軍縮小會議と相對して、實に參加國六十數ヶ國を數ふるに至るべき、空前の大會議である。果して此の會議に於いて、能く現在の世界的經濟危機を、救ひ得るであらうか。一方一般軍備縮小會議が、昨春秋に於いて既に死滅し、僅かにその形骸を横へつゝある今日の事情に顧み、經濟會議の前途に對して、深き悲觀を抱くものゝあるも、強ち無理ならぬことであらう。

二 ブラッセル會議

國際聯盟を中心とする國際經濟會議は、一九二〇年のブラッセル會議に始まる。即ち此の會議は、同年二月、ロンドンに於ける國際聯盟理事會に於いて、英代表にして議長たりしバルフォアが『今日ヨーロッパを形成する諸國民は、財政的困難に陥り、爲めにヨーロッパの現状は、誠に憂慮すべきものである』との理由に依り、これに關し最も利害關係を有する各國を招請して、『世界の財政難及び國際爲替の恐慌に關する國際會議』を開催すべきこと、國際聯盟に委囑する旨の決議を提出したのであつた。

斯くの如くして、世界最初の經濟會議として、世界經濟史上特記せらるゝ、重要な地位を占むべきブラッセル會議は、聯盟主催の下に、アメリカ及びドイツをも含む、三十九ヶ國、討議權を有する八十六名の代表と、十名の諮問的代表（各代表の主なる顔觸れは、森賢吾（日）チャルメス（英）ルフェーブル（佛）フェラリス（伊）ドロクロワ（白）ベルグマン（獨）ポイデン（米）等で、何れも政府の代表者ではなく、専門の立場を以つて出席した）の參加に依つて、一九二〇年九月二十四日より十月八日まで、ベルギーのブラッセルに於いて開催せられた。會議は、國家財政貨幣及び爲替、國際通商、國際信用の四部門に分れたる夫々の委員に依つて、

二週間の審議の結果、

一 豫算の均衡、冗費節約

世界經濟會議が開かれるまで（ブラッセル會議）

- 二 通貨膨脹の中止
- 三 金本位再建
- 四 國際通商障礙の撤廢
- 五 運搬の改善
- 六 眞正平和の再建、今日尙ほ繼續せる戰時狀態の終結、將來平和の確保

に關する決議を採擇した。

かくて、ブラッセル會議に於いて採擇せられたる決議は、十月二十七日の國際聯盟理事會に報告せられ、理事會は之を各國政府に通告すると共に、その實施を勸告した。更らに聯盟は、各十名より成る經濟財政兩部分に分たれたる、臨時委員會を設け、引續き活動を續けることゝなつた。

尙ほ此のブラッセル會議に於いて、翌一九二二年に、更らに一般經濟會議を招集すべしとの希望もあつたのであるが、恰もワシントン會議やゼノア會議等が開催され、賠償問題が紛糾する等經濟會議を顧みるの餘裕のない事情に在つたが、國際勞動會議に於いて失業問題の審議に際し、失業の經濟的原因審査の爲め、國際經濟會議を招集せよとの要求も起り、一九二五年の聯盟總會に於いては、國際經濟會議準備委員會が任命された。此の委員會は、世界二十一箇國より選出された、商、工、農業界の權威、政治家、通商政策に關係あり經驗ある官吏、經濟學者、勞動團體及び消費者の代表等、三十二人より成る、頗る大規模のものであつた。

三 一九二七年の會議

上記の準備委員會の結果に基いて、一九二七年五月の國際經濟會議がジュネーヴに開かれた。此の會議は五十の參加國を數へ、聯盟加盟國は勿論、聯盟外の國では、アメリカ、及びソヴェット・ロシアが參加した。代表者は百九十四人、顧問百五十七人に及んだ。代表者の大多數は、何れも各國政府から、任命されたのであつたが、ブラッセル會議と同様の意味に於いて、何れも個人の資格で出席した。

會議は、商業、工業、農業の三委員會に分れて討議が進められた。

商業委員會は、輸出入禁止並に制限の撤廢問題及び外國人待遇問題等に互り討議の結果、採擇せられた各種の決議は『通商の自由』なる項目の下に纏められた。但し此處に『通商の自由』とは所謂『自由貿易』を意味するものではないと、特に註釋づけられたもので、即ち國際間通商の、人爲的制限や障礙を排除する一切の處置を含むものである。尙ほ委員會は『世界各國は、今日を一轉機として過度の保護政策を拋棄し、新方向に轉換するであらう』と聲明し、此の目的のために、各國家間の個別行動と、通商條約締結に依る相互行爲と、さらに聯盟の仲介に依る共同動作とを勸告した。

工業委員會は、特定の統制々度に對する勸告案を採擇したが、此の委員會は、使用者側、労働者側兩委員の間に、常に對立の形勢を示し、討論は相當に紛糾した。又農業委員會は、農業、工業及び商業の相互依存

關係を明らかにした決議を採擇したが、此の三者の依存關係を明らかならしめたことは、此の會議に於ける注目すべき結果の一つであつた。

尙ほ一般的事項として、『經濟會議は、單なる繁榮根本策に非ずして、之れに依つて世界平和に寄與せんとするものである』ことを指摘し、『世界平和に影響を及ぼすが如き、經濟的諸傾向の研究』を勸告する案を採擇した。尙ほ一の決議は、各國の經濟政策の實際に携るのと、其の理論研究、學究的機關との内に、一層密接なる連絡を結ぶ必要を力説したものである。又最後に、聯盟理事會に對し、その經濟機關を一層完備せんこと、即ち經濟會議の準備委員會と同じ様な機構の、一委員會を創設すべきことを勸告した。

聯盟は右の勸告に基づき、一九二八年經濟諮問委員會を設けた。此の委員會は、極めて廣汎多種に互る利益を代表する、約七十人の委員より成るものであつた。斯くて諮問委員會に依つて、新らたに研究題目を與へ、經濟委員會でその實行方法につき審議することゝなつた。

此の經濟會議の結果は、各方面に相當の刺戟を與へ、一九二七年の第八回聯盟總會直後の理事會に於いて、各國對前記經濟會議の諸決議に對して、之を具體化すべき用意ある旨を發表したのであつた。併しながら、己むを得ず利己的な立場を執らざるを得ぬ、國際的環境に置かれた各國間の情勢は、經濟會議の勸告や決議に、賛成をしながら、他方に於いては之を裏切らざるを得ず、關稅障壁低下の如きも、一向に實現の方向に向はず、各國共に關稅障壁は益々高く引き上げられ、斯くして、恐るべき關稅戰爭現出の、己むを得ざる状態

に進んだ。この重大な形勢に對して、一九二九年の經濟諮問委員會は『一年以前、關稅昂騰の傾は止んだ。……その第一歩は、通商條約締結による安定策によつて爲された。一九二八年、尙ほ各國内に行はれた、保護關稅引上運動を阻止することを續けた。但し反對運動が存在したといふことは出来ない……』と嘆聲を發したのであつた。

かゝる情勢の下に一九二九年第十回の聯盟總會が招集された。此の總會に於いて、ベルギー代表イーマンスが、所謂『經濟軍備縮小』の必要なるを強調したのを始めとして、フランスのブリアンも之に賛し、ドイツのストレーゼマンも『歐洲經濟事情の合理化』を主張し、イギリスのグレー公は、二ヶ年間の關稅休日案を提出した。

かくて關稅休日案は、十月末の經濟委員會に於いては、將來の外交官會議に附せらるべき、條約草案が作成せられ、やがて一九三〇年二月、經濟的協調行動準備會議の名の下に、各國外交官會議が開かれた。その會議に於いて將來共同的協定條約に關する、交渉を行ひ得るため、その期間内に於いて、關稅の安定を保障せんとする通商協定、所謂『關稅休戰協定』と云はれる、協定案が採擇されたのであつた。

四 國際經濟會議の提唱

一九二九年秋のアメリカの恐慌以來、世界は頓に不況に陥り信賴は破壊され、物資並に資金の流通は阻害

され、何等か措置を講ずるに非ざれば、國際經濟は破壊の外なき有様に見えた。

特に一九三一年の春、オースタリアのクレデット・アンスタルトの破綻に端を發した、ドイツ財界の混亂は六月始に其の極に達し、アメリカのフーヴァー大統領は、七月一日以降、一年間一切の政府間債務を停止すべきを提言するに至つた。然るにドイツの事態は一層悪化して、一大恐慌に襲はるゝに至り、其餘波を受けてイギリスの短資の引上げらるゝもの甚だ多く、九月二十日にはイギリスも金本位を離脱して仕舞つた。一方ドイツに於ける事態は少しも好轉せず、同年末に開かれた特別諮問委員會も、ドイツには賠償金支拂の能力なきことを認め、フーヴァー年度經過前、ドイツ賠償金に對する措置を協議すべき、國際會議を開くべきことを勧告し、イギリスはフランスと協議して、一月二十五日からスイスのローザンヌに於いて、國際會議を開くことを關係各國に通告した。併し當時の情勢としては、各國意見の樹立甚だしく、此の儘會議を開くも決裂の外なきことが明であつたので、一旦之を延期し、改めて五六月の候に賠償會議を開くこととした。かくてイギリスを中心として、會議の日取が協議されてゐたが、六月十六日開會、賠償問題と一般經濟問題とを議することに決定した。

處で賠償問題だけであるならば、關係國だけで討議すればよいのであるが、賠償問題のみを討議して、賠償問題を除外したのでは、全く權衡を得ないこととなり、其の爲めにはアメリカをも引き入れなければ無意義なので、同國を引入れることゝ努力が行はれた。併しアメリカは、到底ローザンヌ會議に参加しないことが

明になつたのと、當時の實情としてさらに貨幣制度の混亂、爲替相場の不安定、物價の低落並に不安定、關稅障壁、貿易制限等不況を深刻化する事象が日を逐うて甚しく、此等の問題をも併せて解決せねば、不況の打開は到底不可能であることに鑑み、昨年五月中はイギリスはアメリカに對して、廣汎なる審議事項を包含する國際經濟會議の開催を申入れ、駐米大使メロンをして、アメリカ政府の意向を問合せた處、アメリカは欣然參加する。但し戰債、賠償問題は之を議題外とし、關稅問題は單に主義の問題の討議に止め、關稅案に觸れることのないやうにし度いと云ふ、左の如き聲明を五月三十一日、國務長官スチムソンより公表した。

『世界的物價安定に關する國際會議開催方に付いて、イギリス大使よりアメリカ政府の意嚮を問合せ來たがアメリカ政府は審議の結果、メロン大使を通じて、早速此種會議を開催することは、現在の不況對策として大なる價值あるべき旨を回答した。尤も本會議は戰債、賠償、軍縮等の、純經濟問題以外の事項に關係なきものなり。尙ほイギリス政府は、本件に關しフランス、イタリー及び其の他の諸國の意嚮をも、問合せ中なりと了解する。』

一方英國外相サイモンは、六月一日下院に於いて國際經濟會議に關し、左の如き聲明を行つた。
『物價安定國際經濟會議開催方に關する英、米間交渉は、今日迄の所、非公式且準備的相談に止り、従つて未だ他の關係諸國とは交渉の運びに至つて居らぬ。ローザンヌ會議に於いては賠償問題の外、目下世界の直面せる一般財政經濟問題に付いても、討議することとなつて居るが、イギリス政府としては、右一般問題の

會議にはアメリカ政府の参加協力が最も必要なることを認め居る次第なり。會議開催方法決定の上、其の時期及び場所は改めて考量せらるゝことゝなるであらう。本問題は、他のローザンヌ會議参加國に對しても、遲滞なく商議を進むる意嚮である。』

かく戦債賠償關稅率等の如き問題が、議題から除去されたのでは、國際經濟會議の實效が甚だ減少するので、世論の失望を招いたのであるけれども、兎も角國際協力の範圍内にアメリカが入つて來たことは、歐洲諸國の擧つて歓迎する所であつた。

五 ローザンヌ會議の決議

かくてローザンヌ會議は、六月十六日から開會された。参加國は招請國たる日、英、佛、伊、獨、白の六國と被招請國たるオーストラリア、カナダ、ギリシヤ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、チエツコ・スロヴァキア、南アフリカ、ユーゴ・スラヴィア、ブルガリア、ハンガリーの十一國であつて、イギリス首相マクドナルドを議長とし、對獨東方兩賠償問題の外、一般財政經濟問題を議することゝなつたが、對獨賠償問題の爲めに、意外に多くの時間を費し、東方賠償問題に付いても殆んど審議の暇なく、特に一般經濟問題に付いては、全く論及の見込が立たなくなつたので、幸ひ英米間に國際經濟會議開催の交渉あるを好機とし、賠償以外の問題は之を同會議に譲ることゝした。

仍つて其の細目を審議する爲、六月二十九日から商務大臣委員會を開き、同委員會は、國際經濟會議の大體の議題、同會議開催の準備方法等に關する報告書を作製して、之を議長に提出し、其の結果七月八日の總會に於いて之を承認し、翌九日の最終總會に於いて、大要左の如き決議を採擇し、議長及事務總長之に署名した。尙ほ主催者を國際聯盟としたのは、他の諸國が皆主催者たることを回避した爲めで、アメリカ政府の意嚮をも徴したところ、同國政府も聯盟を主催者とする事に異議がなかつたのである。

國際經濟會議に關する決議

會議は既に取扱はれたる問題の外に、さらに『現下世界恐慌の原因にして且之を長延かすべき、他の經濟上及財政上の困難を、解決するに必要な手段』を決定することを企圖せり。此の種の主要問題にして、審議を要するもの左の如し

(イ) 財政問題

通貨及信用政策

爲替上の困難

物價水準

資本の移動

(ロ) 經濟問題

世界經濟會議が開かれるまで（國際經濟會議に關する決議）

生産及交易狀況改善特に左記に留意すること

關稅政策

輸出入の禁止及制限コンタンジヤン其の他の貿易障礙

生産者間の協定

會議は特に通貨を健全なる基礎に恢復し、且之に依り爲替管理手段廢止及對外送金困難の排除を可能ならしむるの必要を強調す、尙ほ會議は國際貿易の復活を促進するの、眞に必要なことを痛感せり。

上記目的を達成せんが爲めに

會議は、便宜なる時日に且決定せらるべき場所に於いて（必しもジュネーヴたるを要せず）通貨及經濟問題に關する會議を招集せんことを、國際聯盟に勸請することに決定せり。

會議は、此の複雑にして密接なる相互關係ある問題の準備的審議を、一の權威ある専門委員會に委ねることに決定せり。

依つて會議はドイツ國、ベルギー國、フランス國、聯合王國、イタリー國及日本國の政府に對し、各委員會の委員二名、一名は經濟問題處理の資格あるもの、他の一名は財政問題處理の資格あるものを任命せんことを勸請す。委員會は議題の二部門に従ひ二分科會に分たるべし。二分科會は勿論其の事業の必要なる協力を確保する目的を以つて、必要なるときは其の裁量に依り、共同會合を開くことを得べし。會議は、更らにア

メリカ合衆國政府に對し、上記諸國政府と同一の條件にて、委員會二代表者を送らんことを勸請することに決定せり。

最後に會議は、國際聯盟理事會に對し、財政問題につき資格ある者三名、及經濟問題につき資格ある者三名を指名せんことを勸請す。此等のものは、上記諸國以外の國籍を有するものたることを望まし。此等のものは、國際聯盟事務局經濟部及財政部長の援助を求むることを得べし。會議は、同様國際決済銀行の協力を求め、同銀行に對し、財政問題の分科會の事業に参加する者二名を指名せんことを勸請することに決定せり。

會議議長（署名）

ジー・ラムゼー・マクドナルド

事務總長（署名）

エム・ゼー・エー・ハンケ

ローザンヌに於いて千九百三十二年七月九日

六 準備委員會

ローザンヌ會議は、七月九日の總會を最後として閉會したが、同會議に依り國際經濟會議の主催者たることを委任された國際聯盟は、七月十五日に理事會を開いて、本問題を上程し、國際經濟會議の主催者たることを受諾するに決し、左の趣旨の決議を行つた。

(一) 國際經濟會議招集準備の爲、組織委員會を設置する、右委員會はローザンヌ會議招請國たる理事國

(日本、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、イタリア)代表者、及理事會に於ける經濟財政問題報告者(日本、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、ノールウェイ)を以て組織し、其の任務は、ローザンヌ決議に基づく準備委員會の任務を冒さざる範圍に於いて、會議の場所、期日及構成に關する事項等、會議開會に必要な實際問題を決定する。

(二) ローザンヌ會議の定むる所に依り、組織委員會議長は、他の委員と協議の上、財政經濟専門家を準備委員會委員に任命する。右委員會に對しては、國際經濟會議の本會議に於いて、討議せらるべき議題案の作成を依頼する。

而して右の組織委員會は、七月十九日に第一回の會合を催し、準備委員會の委員にアメリカ及自國の専門家を加ふることとし、次いで十月三日第二回會合を開き、左記事項を決定した。

- (一) 準備委員會を十月三十一日、ジュネーヴに招集する
- (二) 國際經濟會議の開催地はアメリカ代表の提案に依りロンドンと決定し、開催の時期は、十一月中旬組織委員會を開きて決定する
- (三) 國際經濟會議には、一切の聯盟國及非聯盟國を招請する
- (四) 準備委員會は必要に應じ、國際労働機關の代表者三名、及ローマ國際農事協會代表者を参加せしむる
- (五) 準備委員會委員中に、ノールウェイ委員を追加する

(六) 専門家準備委員會委員は、各國を代表するものに非ずして、個人的資格に於いて任命されたものであるから、萬一同委員中で何等かの事故に依り、會議に出席し得ざる場合には、議長に於いて其の代理人を指名し得ることとする

かくて國際經濟會議準備委員會は、一九三二年十月三十一日から第一回の會合を國際聯盟本部に於いて開いた。其の委員は左の通りであつて、議長にはオランダ人トリツプが選任され、經濟及財政の二分科會に別れて審議を行つた。

△財政分科會委員

- | | | |
|----------------|---------|-------------------------|
| ウイルヘルム・フォツケ | (ドイツ) | ライヒスバンク理事 |
| エミール・フランキ | (ベルギー) | 名譽國務大臣元大藏大臣 |
| ジョン・エツチ・ウイリアムス | (アメリカ) | ハーヴァート大學教授 |
| シャール・リスト | (フランス) | パリー法科大學教授フランス銀行名譽副總裁 |
| アルベルト・ベネデューチエ | (イタリア) | 公益企業信用機關會長、國際決済銀行重役會副會長 |
| 津島 壽 一 | (日本) | 海外駐劄財務官 |
| エム・エフ・フィリップス | (イギリス) | 大藏省局長 |
| レオン・パラスキー | (ポーランド) | ポーランド銀行重役 |

ジヤン・ムジ

(スイス) 聯邦參議院議員

リスト・リテイ

(フィンランド) フィンランド銀行總裁

レオナルド・スジエイ・エー・トリツプ

(オランダ) オランダ銀行總裁

レオン・フレージャー

(アメリカ) 國際決済銀行副總裁

△經濟分科會委員

エツチ・イー・ポツセ

(ドイツ) ドイツ國經濟省局長

ヴァン・ランゲンホーヴ

(ベルギー) 外務省事務官

エドモンド・イー・デイ

(アメリカ) ロックフェラー財團社會科學部長

ジヤン・バルマンテイエ

(フランス) 大藏省名譽局長

ギセベタシナリ

(イタリー) ファシスト農夫協會會長

河合 博之

(日本) 駐波特命全權公使

サー・フレデリック・ダヴリウ・リース・ロス(イギリス)

イギリス政府經濟顧問

ジヤン・ド・ヴォラセツク

(チエッコスロヴァキア) シイヴノステンカ銀行重役元商務大臣

アルフレッド・ド・ニツクル

(ハンガリー) 特命全權公使外務省通商局長

ラウル・プレビツシュ

(アルゼンチン) 元大藏次官

△兩分科會共通

デー・ヤーン

(ノールウェイ) ノールウェイ通貨爲替委員會會長

なほイギリス委員は最初レイトン(エコノミスト主筆)であつたが會議開會直前突如委員を辭任し、辭職理由として『政府はオッタワ協定の限界内に於いて、且つ最惠國の權利を主張して、外國と個別的に商議すべしと爲すに對し、余はかゝる手段は効果が少い。特にオッタワ協定中肉類クォータ制度採用、補償關稅等は低關稅の有効なる動作を阻害するものである。又金融問題、特に通貨問題に付いては、必ずしも政府の意見と背致しないが、通商問題の完全なる解決を伴はざる通貨政策は、結局失敗するであらう。』と首相に申送つた。蓋し、ローザンヌ會議直後、七月二十一日から、英國は加奈陀のオッタワに於いて帝國經濟會議を開き、英帝國內諸領の經濟的結束を固くし、帝國外の諸國に對し保護主義の政策を採り、九月廿八日には政府の保護政策に反對して内相サミュエル、國爾尙書スノーデン等が閣外に去ると云ふ情勢に在り、國際經濟會議の精神に背致する傾きがあつたのである。

財政分科會は、十月三十一日に第一回の會合を催し、委員長にイタリー委員ベネデウチエを選擧し、十一月七日迄に十一回の會合を里ね、ローザンヌ會議報告書に指示された諸問題を考究したのであるが、各々自國の立場を固持して譲らず、到底一致した意見を得ることが出来なかつたので、主要の意見を摘出列擧した覺書(外部に發表せず)を作成するに止め、第二回會合迄に篤と考究することに申合せた。又經濟分科會

は、十月三十一日第一回會合を開き、ベルギー委員ランゲンホーヴを委員長に選任したる後、十一月八日迄に都合十四回の會合を開いたが、是れ亦意見の一致を得難く、覺書を作成するに止めた。

準備委員會第一回會合は、前述の如く各國の意見が充分にまとまらなかつたのであるが、全體として、戰債問題が解決されねば經濟會議を開いても、何にもならぬといふ見方が強かつた。本來フーヴァー・ラヴァル聲明の趣旨や、ローザンヌ會議當時に於けるアメリカの態度に徴し、歐洲各國はアメリカが何等かの措置に出でるだらうと考へてゐたのであるが、ローザンヌ會議の終る頃、ステイムソンから戰債の輕減の爲めには、其の前提として軍縮問題の解決を要すると云つたやうな意味のステートメントを出したりしたので、果して如何なる態度に出づべきか甚だ疑はしく、本問題の解決が極めて重大であると觀らるゝに至つた。加ふるに第一回會合に於いて、何等具體的の一致が見られなかつた關係上、本會議を年内に開くことは全く絶望となり、一部には經濟會議中止論さへ生ずるに至つた。

併しマクドナルド首相は、成る可く速に本會議會開の段取に至ることを熱望し、其の意嚮を議會等に於いて漏した。戰債問題に付いては第一回の會合終了直後。十一月十日には英、佛兩國はアメリカに對してノートを送り、戰債協定全般の改訂を提議し、其の成立に至るまで十二月十五日の支拂を留保し度旨申入れたが、アメリカは之を拒絶し、其の後數回に互るノートの交換も了解に到達せず、十二月十五日の支拂もイギリスは條件付で履行し、フランスは之を拒否し、其の他の國も或は履行し或は拒否し、本問題の前途極めて

多難なるを思はしめた。かかる情勢の下に本年一月九日から、準備委員會第二回會合が開かれたのである。今回の會合は委員の異動等はなかつたが、銀問題を審議する關係上、新たに支那及インドの委員が加はつた。委員會の構成は、第一回の會合の時と同一であつて、財政委員會は更らに通貨信用政策及物價に關する第一小委員會と、爲替制限及資本移動に關する第二小委員會とに分れた。

かくて各委員の所説を取纏めて、本會議の議題案を考究し、之に詳細なる註釋を加へて所謂註釋付議題案(Annotated Agenda)を起草した。財政委員會の第一小委員會は一月十七日、第二小委員會は一月十六日に議事終了、十八日に聯合會議を開いて決定、經濟委員會も同日議事を終了し、十九日に最後の總會を開いて註釋付議題案を作成し、二十日之を發表して第二回會合を開いた。

こゝに於いていよく國際經濟會議組織委員會は、主要國中の主要國、英、米、佛側代表との間に打ち合せを遂げ、一月二十九日、イギリス外務省に會合して、本會議の期日を戰債支拂期日の三月前なる、六月十二日と決定し、之により五月三日聯盟事務局より全世界六十六箇國に對して正式招請狀を發したのである。

七 ワシントン豫備會商

然るに經濟會議に多大の希望をかけた。アメリカ政府は英佛と打ち合せ、四月六日から始めて日本、イギリス、フランス、ドイツ、イタリー、アルゼンチン、チリー、ブラジル、メキシコ十一箇國に對し、ワシ

トンに開催されるべき、經濟打合せのため、代表者を送るべきことを招請し、更らに其の他の四十四箇國に對しては在ワシントン外交機關を通じて、協議すべきことを提唱した。

而してワシントン政府から、國際經濟會議豫備會商に案内を受けた、主要十一箇國の受諾回答は、四月十五日までに全部出揃ふと共に、爾餘四十四箇國も亦漸次之を諾し、ワシントンに代表を特派すべき地位に在る主要國は、英國側を初め四月下旬以後、その代表のワシントン入りを見るに至つたが、この間米國政府は一部の豫想を裏切つて、金解禁どころか、其の逆の殆んど絶對に近き禁止を四月二十日附で宣告した。

イギリス首相ラムゼー・マクドナルドは四月二十日、着、二十二日マクドナルド・ルーズヴェルトの第一回會談がホワイト・ハウスで始まつた。席に列したものは、

米國側 ハル國務長官、モーレー國務次官補、上院外交委員長ピットマン、ハーバート・フェイス、長官輔佐の任にあるウイリアム・ブリット（戰債問題で先に英國外務省に接觸した人物）

英國側 リンゼー大使、ヴァンシタート、リーズロース、パロー、オーバートン等であつたが、會後發表のコムミュニケによると、『會談は來るべき經濟會議の主要議題に關し、主として大統領と英國首相との間に一般的意見交換が行はれた。細目に關する打合は、同日午後及二十三日にかけ、専門家をして之に當らしむることに申合せた』

といふ、尙ほ右専門家は二十二日午後英國大使館で意見の交換を行つたが、當日は尙ほ何等具體的決定に

到達しなかつたといふことを、入念に發表した。

後又二十三日、ルーズヴェルトはボトマック河に一日の舟遊を催ほし、之にマクドナルドを招待し、船中に於いて昨日よりの會談を續行した。席に在りしもの英國側としてはヴァンシタート次官一人で、

『本日はジュネーヴ軍縮會議事業の一般に關し、充分意見を交換した。右會談の結果、軍縮會議及び國際經濟會議の成功を、一層有望ならしむるものあるを感じた』とのコムミュニケが發表された。

二十三日は日曜日にも拘はらず、右の舟遊と並行して陸上では、國務省に英米の協議が催された。協議は午前より午後に跨がり、米國側はハル長官以下の關係官、英國側はリンゼー大使外隨員等で、議題は貨幣安定問題を主としたが、別段の決定を見るに至らず、コムミュニケには『協議は一般的經濟問題に關するもの、主として貨幣問題に付いて行はれた』と發表された。

翌二十四日、マクドナルド首相は上院議員ウイリアムボラーと朝餐を共にした後、ホワイト・ハウスにルーズヴェルトとの話を進めた、その結果は、コムミュニケによれば、

『過去數日間の大統領イギリス首相の會談に於いては、

- 一 世界物價の標準を高むること
- 二 中央銀行の政策を統一すること

- 三 各國の貨幣標準を一定すること
- 四 爲替及び通商上の制限を撤去すること
- 五 銀價の引上を圖ること
- 六 其他通商に關する諸問題

に付き、隔意なき意見の交換を行つたゞけのことで、今回の會談に於いて、之が決定を行ふの趣旨ではなかつた。右諸問題の決定は、來るべき國際經濟會議で行ふべきものである』

元來ルーズベルトの對英招請狀は『貴下の主宰せらるべき、國際經濟會議の準備の爲め、及び實際的軍縮を促進する必要の爲め、予の宿望たる貴下の來訪を歓迎したい』云々とあつて、一言も戰債問題には觸れてゐないが、戰債問題は、假令米國に對する思ひ遣りから、國際經濟本會議の題目中には掲げてないとはいへ、到底素通りは許さるべきものでなかつたが、果然、四月二十四日、マクドナルドはハル國務長官の午餐會に佛國代表エリオ並びにカナダ代表ベネットと同列出席した後、ホワイト・ハウスに重ねてルーズベルトと長時間談合を試み、此の時初めて戰債問題を討議した。二十五日夜のコムミュニケに曰く

『本日大統領及び英國首相は、英國の對策、戰債支拂に付き討議したが、兩者とも契約上の義務と現在の實狀とに直面して、腹藏なき意見の交換を行つた結果、現實の事態に付き、一層明らかなる了解に達すべき基礎を得たと信ずるに至つた。素より協定に達すべき、何等手段方法を發見したといふのではなく、目

的を達すべき種々の方法に付いて、豫備的研究を行つたに過ぎないが、英國首相出發後と雖も、本問題の處理に關する交渉は、ロンドン及びワシントンに於いて繼續されるであらう』

コムミュニケの語る通り、マクドナルドの出發後、隨員經濟問題主席顧問サー・リーズロースは居残つて、ワシントン當局と談合を続け、五月三日歸英の途に就いた。

尙ほマクドナルドはワシントン出發に際し、前後の會談の模様を要約する趣旨に於いて、ルーズベルトとの共同ステートメントが發表された。要旨左の如し。

- (一) 英、米兩政府の到達を期する目的は、同一なることが分明し、これが爲めには國際協定に依るの必要なるを痛感したが、手段方法に付いても審議する所があつた。
- (二) 先づ物價の引上を圖ることが、根本の主たる要件なるを認めた。物價を引上ぐる爲めには、經濟並に貨幣の兩面に向つて、同時に對策を講じなければならず、通商政策も之を改めて、極端な關稅、輸入割當、爲替取引制限等の通商障礙をも、緩和するの必要があることを認定した。
- (三) 各國の中央銀行は互に協力して、充分なる信用の擴張を行ふと共に、百方手を盡して、擴張される信用の流通を圖らねばならぬと見た。
- (四) 事業の恢復に好都合の状態を作つて、企業の勃興を促がし、又國際爲替の最終的安定を企圖すると同時に、物價下落を來さざるやう、國際的貨幣標準を裁定し、以つて過去の失策を再びせざると共に、

對東洋貿易上重視すべき『銀』の問題を審議し、銀價引上に對する諸種の考察が、提議された。

(五) 以上は皆國際協力を必要とする問題で、こゝに現はれた諸提案は、本會議開催前、なるべく一般の了解を得んが爲め他國の代表とも之を審議するであらう。

備考 五月三日歸英したマクドナルドは同日夜ラヂオ網を通じて、左の如き報告演説を行つた。會談の結果を要約すれば、大體次の五項となる。

- (一) 國際經濟會議の開會期日を、六月十二日と確定した事
- (二) 現下の世界的恐慌の原因に關し、英米兩國間で豫備的検討を試み、經濟本會議で論議すべき對策に付き協議したこと
- (三) 國際經濟會議の成功は、一に戰債問題の解決に懸る事に關し、英、米兩國間に意見一致を見た事
- (四) 一般國際軍縮會議を成功に導く爲め、如何に英、米兩國が協力すべきかに付き、相互の了解に到達したこと
- (五) 英、米兩國間の友好關係、並に相互信頼の念を増進した事

フランス政府は、國外に氣受けよしと噂さるゝ、元首相にして現に下院外交委員長たる、エツアール・エリオに國務大臣の資格を附して派することゝなつた。一行は都合六名。四月二十三日ニューヨークに著いた。ルーズヴェルト對エリオの會談は、四月二十四日午後九時よりホワイト・ハウスに行はれ、擬議長時間に及

んだにも拘はらず、別にコムミユニケの發表なく、エリオより發表したものは、ルーズヴェルトが軍縮問題、戰債問題其の他に付いて意見を吐露したとのみ記してあつた。翌二十五日は、エリオはハル國務長官の午餐會にマクドナルド及びカナダのベネットと同席した後、ルーズヴェルト、マクドナルドと鼎坐擬議し、茲に初めて三巨頭の三角的懇談を見るに至つたが、これ亦何等公式の發表の據るべきものなく、世上の取沙汰としては、佛國の強調して已まぬ例の安全保障を中心に、話合を進め、不戰條約を補強する諸種考案に付き、意見交換を行つたものだやら傳へられた。不戰條約の補強といへば、侵略者の決定や其の制裁に資すべき例の『協議條約』の締結や『軍縮履行監督委員會』の設置、武器禁輸措置を包含するもので、要するに安全保障から軍縮に移り、軍縮の徹底から經濟會議の成功に貢献するといふ筋途の、間接射撃的對策である。

但し安全保障問題に付いては、利害關係の濃厚な、イタリー側の意見をも徴するの必要あるは云ふまでもない。旁々四月二十五日の談合は、何れにするも、意見交換の程度に止まつたものと推定される。

三巨頭會議の翌四月二十六日午後を以つて、エリオはまた重ねてルーズヴェルト大統領に會つてゐる。會談後彼はさらに大統領主催の晚餐會に列したが、此の日も依然コムミユニケの發表なく、而して二十七日、ルーズヴェルトと長時間擬議した。エリオがその會見後、新聞記者に語つた所によると、今日までの會談で、

- 一 經濟會議開催の見込みが確立し、
- 二 會議終了まで、關稅休日を行ふ可能性を生じ、

三 軍縮及び安全保障に關する了解が進み、

四 面談により書面の折衝より、遙かに意思の疏通を見た。

といふ。四月二十四日以来、連日大統領との對談に努めたエリオ代表は、愈よ二十八日最後の會見を遂げた上、正午退去、ニューヨークに引返へしたが、此の日初めて、ルーズヴェルト大統領との共同ステートメントの發表が行はれた。ステートメントは専ら戰債問題に關するものであつたが、要するに『腹藏なき意見の交換が多大の參考となつた。此の上ともバリ、ワシントンで之を續けたい』といつた枯淡極まるもの、退去に先だち、さらに大統領との共同ステートメントを出して、格好を整へた。米佛共同ステートメントは、前記英米共同ステートメントと略ぼその軌を一にする。

『一 佛米今回の會談は、兩國間の諸問題に關し、爲され得る限りの了解に達した。但し協定の締結は總て世界經濟會議の開催に俟つ。』

二 一般安全確保の空氣の裡に、國際平和を維持する爲めにも經濟的休戦を同時且つ漸進的に行ふ爲めにも、更らに又貨幣制度の安定を恢復する爲めにも米佛間の了解を必要とすること、今日の如きはない。

三 兩國政府は、世界の重要問題及び國際經濟會議の目的に對し、同一の目的を有することを確め得たことは、欣快に堪へぬ。

四 世界經濟の復興を、急速ならしめんが爲め、及び世界物價の昂騰を圖らんが爲め、關稅、輸入割當、

爲替制限等國際通商上の障礙を減じ、財政及び貨幣狀態の復歸をも企圖する國際經濟會議を、速やかに開催するの要あることに關し、米佛兩國は完全に意見が一致した。特に吾人は、通商政策なるものは國際貿易を制限するより、寧ろ之を増進するの目的の下に、之が發展を期すべき方法を攻究した。

五 吾人は又、貨幣問題及び中央銀行間の協調に關する、種々の方法をも攻究した。又失業問題、産業振興問題並に銀問題等に關する題目は、概ね國際的協力の下に國內的努力によつて永久的に解決せねばならぬ。全世界の要望する所は、ワシントンで開始された、國際協力の繼續に在るが、吾人は之を繼續すると共に、他國にも之を及ぼさんとするものである。』

右共同ステートメントとは、別にエリオ代表はワシントン新聞に宛て、一個のステートメントを送り、大統領國務長官を初め、上院のジョーゼフ・ロビンソン(民主黨院內總務)ウィリアム・ボラー、デーヴィッド・リート下院議長レーニー等に總花的贊辭を呈し、米佛の相互的了解の、極めて大切な所以を力説し、四月二十九日午前、ニューヨークはロックフェラー・センターに出來たメーゾン・フランセ館の定礎式に列し、午後イール・ド・フランスで一路バリへ引揚げた。

更らに接壤國カナダからは、首相リチャード・ベネットが代表として、四月二十四日ワシントンに入り、二十六、七兩日に互つて、ルーズヴェルト大統領と懇談を遂げた末、二十七日朝の會後、左の如き共同ステートメントを發表した。

『米國大統領とカナダ首相とは、世界經濟會議の議題に關し、更らに意見の交換を行ふと共に、兩國に於て關係深き、通商政策を討議した結果、頗る將來の參考となつたことを認める、右會談には、ハル國務長官、モーレー國務次官補も出席した』

ベネット首相は、越えて二十九日歸國の途に於たがその際重ねて、左の如き共同ステートメントを發表する所があつた。

『今回の會談により、吾人は世界經濟會議の諸問題に關し、共同の歩調をとるべき、基礎の確立したことを悦ぶ。現在吾人の最も必要を感じる所は、物價の一般標準を引上ぐることで、之が爲めには、經濟及び貨幣兩方面に、國際的協同措置を採ると共に、貿易上の自由を擴張せねばならぬ。又、事情の許す限り迅速に、國際貨幣本位を一定せしむる爲め、努力すべきは無論のこと、國際的貨幣關係の運用を、一層圓滑にすることも等しく緊要である。これに付いて吾人は、銀使用の問題を種々討議した。以上の諸問題の解決は、個別的處理に適せず、國際的協力に依つ點が多いので、吾人は益々、來るべき經濟會議の重要性を痛感した。尙ほ米が兩國間の特殊問題に關しても、意見を交換し、特に、貿易増進の方法を探究すべきことを約した』

イタリーは、藏相ギード・ユング以下を特派したが、ユング藏相は四月二十五日、ゼノア出發渡米、五月四日、ワシントンに於いて、ルーズヴェルトと會談、主として軍縮問題を議し、經濟上の安定は政治上の安定

を先決條件とすることを、主張したと傳へられるが、同日隨員等は、ハル國務長官以下の米國側と専門事項を檢討した。尙ほ五月六日ユング代表のワシントン退去直前に、大略左の如きルーズヴェルト大統領との共同ステートメントが現はれた。

『會議の結果、諸問題に關する兩者の意見一致せるを發見した。満足に堪へぬ。經濟會議は各國民の歩調以外に成功を期し難い。而して之を速開し、且つ速に其の結果を見ざるに於いては、世界經濟戰は一層盛んになるであらう。兩者の間には又、政治上の安定は經濟上の安定を計るの基礎なること、經濟戰の休止は、軍備縮小の可能なる世界に於いてのみ、之を計り得るものなることに意見が一致した。經濟會議を成功させるには、關稅其の他の通商障壁の除去が最も必要である。貨幣本位の復歸は、世界的に之を行ひ、しかも金を以つて之を定めねばなめぬ。現下の國際財政及金融上の亂調を恢復することは、通商上の諸障礙を除くと同時に、之を行ふ必要がある。』

南京政府の財政部長宋子文一行は、五月二日シヤトル着、何事か期するところあるものゝ如く、ジュネーヴを愴惶出發した顧維鈞とワシントンで落ち合つた。着米後の宋代表は、大統領との會商事項に關しては、公私とも何等言及すべからずとの、南京政府よりの緘口令を帶する旨を、諸種の機會に述べて多く沈黙を守り、シヤトル新聞記者の質問に答へて、左の簡単な形式的ステートメント一枚を差出したゞけであつた。

『中華民國政府が、經濟會議の成功を熱望するは勿論、及ぶ限り他國と協調する。米國民に對しては中華

國民の最も深厚なる誠意並に友誼的傳言を齎らした』

兎に角、一行は五月六日ワシントンに入り、ルーズヴェルトと第一次公式會談の思ひを遂げ、九日更らにハル長官と、國務省に同省専門家を交へての討議を行つた、特に銀問題に就いては詳細に意見の交換が行はれたといふ。

右の外ドイツ代表ライヒスバンク總裁ヒヤルマー・シヤハトは五月六日大統領ルーズヴェルトと午餐を共にした後、約一時間會談し、八日更らに會合を試みた。尙ほアメリカ側としては、經濟問題のみを議し、政治問題殊にヒットラー最近の活動の爲め惹起された諸問題には、觸れぬことに同意したといふ。

尙ほ、アルゼンチン以下諸國の豫備會商振りも、表面に現はれたところは、大同小異、乃ちこれを省略して本會議の折、更めて敬意を表することとした。

八 序曲「關稅休日」

ワシントンに於いてかく豫備的會商が行はれ、主要國側の意向に付いても動かぬ部分は、既にそれと察せらるゝ域に達したらしく、この形式を見据えたものか冒頭に記した如く、ロンドンにある國際經濟會議の組織委員は、四月二十九日外務省に開催され、外相サイモンを議長として日、佛、獨、伊、白各國大使、ノールウエー公使米國からは例のノーマン・デヴィス代表が出席し、サイモン議長先づ會議開催期日に付き、六月

十二日と決定したき旨を述べ、各國代表異議なく之に決定した。又議長は會議開會式の當日、イギリス皇帝親しく之に臨御、勅語を賜はる旨仰出だされたことを發表するとともに、會場としてロンドンの、地學博物館の新館を充てることも傳へた。

次いで委員會は、各種國際團體の會議參加申出の件に付いて協議したが、本一月の壽府會合の決議に準じ各團體の重要性を考慮して、適當に参加招請を發することに決定した。右國際團體とは例へば聯盟交通委員會萬國議員商事會議等である。

これで委員會に豫告された議題は、全部議了されたのであつたが、その時突如、アメリカ代表ノーマン・デヴィスは提案を試みた。右提案は關稅休日に關するもので、アメリカ側に於いて此の舉に出づべきことは、既に察せられてゐた。蓋しアメリカ國務長官ハルは、四月二十七日新聞記者との會見の際、

『國際經濟會議終了までは、關稅の引下を爲さず、との國際的申合せをすることが、此の際必要であらう。之に付いては二十九日、ロンドンに開催される、本會議組織委員會に出席すべき、デヴィス代表に必要な訓令を發するかも知れぬ』

との、趣旨を述べてゐたからである。

かくてデヴィス代表は、關稅休日に關し、アメリカは提案を行ふ筈であるが、右アメリカ提案の豫告は、聯盟事務總長より會議招請國に宛てる書翰の中に記載して、豫め各國に知らしめたき旨提議し、且つ説明を

加へたが、各國代表とも皆之に賛し、議長はじめ異議なく之を可決した。

アメリカの關稅休日提案の骨子は、上述期間、通商障礙を形成すべき(一)關稅引上、(二)爲替取引制限、

(三)輸入割當制、(四)各種ダムピング及び輸出獎勵金の交附等を、停止せしめんとするものであつた。

豫告の手傳は、それで済んだが少くとも會議終了まで關稅の上に、一時休戦を行ふに付いては、英、佛側に技術上留保すべき事由があつた爲め、多少の折衝を必要とした。

茲に於いてか、マクドナルドはサイモン外相、ランシマン商相及び米國代表ノーマン・デヴィスと協議の上一案を得て、五月九日之をワシントン政府に傳へ、ワシントン政府は、翌十月ルーズベルト大統領の右受諾回答をイギリス政府に通告した。本案は更らに國際經濟會議組織委員會に附して、正式決定を行ふべきものであるが、傳へらるゝイギリス側草案は、

- (一) 國際經濟會議終了まで、進んで國際貿易の障礙を擴大する如き、處置をとらざること。
- (二) 尤も、目下他國との間に、通商協定に關する交渉を續行しつゝある國は、右の交渉完了するの權限を有すること。

を骨子とするものであつた。

他方フランス側は『依然金本位制を維持せる現狀に鑑み、特に爲替相場の變動に備ふべく、三箇の留保を附して、休日案に同意』することゝなつたが、これ亦アメリカ側の容るゝ所となり、茲に暫定關稅休日提案

の障礙は、除去された。即ち爾餘各國は、日本政府(各國の受諾を前提として、之に同意した)をはじめ、五月上旬までに、概ね賛意を表するに至り、國際經濟協調は小なりといへ、一箇の小手調べが無事に済んで元締アメリカの面子は立派に救はれることゝなつた。

フランスの留保三箇條は、

- (一) 外國爲替低落の場合、フランスは關稅引上の自由を有する。
- (二) 關稅休日は列國との通商協定案——目下フランス議會に上程中の——に適用せず。
- (三) 關稅休日は主要列國全部の受諾を俟つて初めて效力を發生する。

かくて世界經濟會議組織委員會は五月十二日午後サイモン外相司會の下に開會、アメリカ政府提出の關稅休日案を審議した結果、一定の留保條項を附してこれを承認するに決した。

關稅休日案の要綱左の如し。

- (一) 世界經濟會議を、成功に導かんがため、經濟休戦を申合す
- (二) 組織委員會に参加せる各國政府は、經濟會議終了までは國際通商及び現在の難局を、更らに悪化せしむる如き、如何なる行爲をも差控へることを約し、委員會以外の諸國は速かにこの約束に参加せんことを要望す
- (三) 本案參加國は七月三十一日以後は、任意この申合せより脱退するを得、但し一ヶ月前に豫告をなす

ことを要す

- (四) 世界の物價水準の甚しき攪亂その他状況の急變により、緊急的事態發生する場合には、委員會議長は隨時委員會の再招集をなすことを得べく、この場合には協定に例外的變更を加ふることあるべし
- (五) 本案には有らゆる關係國の参加を希望するも、現に進行中の各國政府相互間の通商條約締結交渉の繼續は、勿論容認すべきものとす
- (六) 佛、伊兩國政府の留保の主眼たる、ドルその他金本位停止國の爲替相場下落に伴ふ懸念に對しては適宜例外規定に依つて保障の方途を講ずる
- (七) 日本の希望、即ち協定參加國の違反に對する報復權は之を認む、松平代表より通告の右協定案受諾は、本國にて勅裁を仰いで後、はじめて正式のものとなる旨の留保も、議事録に留めて之を確認す

九 日本の態度

世界經濟會議に對する日本の態度に關しては外務、大藏、陸海軍、商工、農林の六省聯合會議に於いて、世界經濟會議豫備委員會で作成された六項目の議題に關する對案と、該議題以外の豫想される經濟問題に關する對案との二部に分たれた原案を作成したが、その内大體左の如きものを想像されて居る。

一 通貨經濟

A 帝國政府が多年機會あるごとに通商衡平の原則確保の必要を主張して來たことは關係列國のすでに諒承してゐるところで、來るべき世界經濟會議での右原則の確立に關して列國間に十分の了解が成立することを期待するものである、けだしわが國產業組織は原料品輸入、製成品輸出を基調としてをり、かつ地理的特殊性により海運業がわが國經濟組織の重要部分を構成してゐる關係上關稅障壁の撤廢、國際爲替の安定、資本金移動の再開始、外國沿岸貿易の自由などが現在の梗塞狀態から解放さるべきことを提唱する。

B 金本位制の復歸に關しては世界の金現在總額の約七割強が米佛二國に偏在し、わが國のやうに極めて小額を保有してゐる状況の下では、これは無條件承認を與へることは困難であり、わが國としては各國貨幣の金純分比價が適當の程度に切下げらるべきことを要求する。

C 銀價の吊上げおよび安定に關しては米國等は銀產國であり、また英國は銀貯藏國たるインドを控へてゐる關係上、これに無條件賛成を與へるであらうが、わが國のやうに銀通貨國たる支那および南洋を隣接市場としてゐる關係では吊上げよりも銀價安定を第一義とする、けだし銀相場を不當に吊上げる時は表面銀使用國の購買力を増加するが、これら諸國の生産原價を高くし、經濟界に全面的混亂を招來することなきを保し難いおそれがあるからである、もつとも銀を本位貨として採用し金銀複本位を樹立しようとするにおいては、わが國もこれを應諾する用意があるものである。

D 關稅障壁の撤廢はわが國の望む所だが、現行わが國關稅制度はその制定が列國に比して古く稅率も諸外